令和元年度 東京都教育委員会の権限 に属する事務の管理及び執行の状況の点検 及び評価(平成30年度分)報告書

東京都教育委員会

# 目 次

第 1	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について・・・・1
第 2	東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の 点検及び評価の実施方針について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第3	東京都教育委員会の平成 30 年度の主な活動概要・・・・・・・・・・・・2
第 4	東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)について・・・・・・・3
第5	東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)に基づく平成30年度主要施策・・・7
第6	東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)に基づく 平成30年度主要施策の点検及び評価・・・・・・・・・・22
第7	点検・評価に関する有識者からの意見146
<資料	- ->東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検 及び評価実施要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

# 第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施 について

平成19年6月に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正において、新たに「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定された。

この規定により、平成20年4月1日から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられた。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされた。

この法律の規定に基づき、東京都教育委員会は、平成30年度の東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、報告書を作成し、東京都議会へ提出する。

# 第2 東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の 点検及び評価の実施方針について

(平成20年6月12日 東京都教育委員会決定)

- 1 点検及び評価の目的
- (1) 東京都教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点 検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的 な教育行政の一層の推進を図る。
- (2) 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、都民への説明責任を果たし、都民に信頼される教育行政を推進する。
- 2 点検及び評価の対象 「東京都教育委員会の主要施策」を対象とする。
- 3 点検及び評価の実施方法
- (1) 点検及び評価は、前年度の施策・事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- (2) 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。
- (3) 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。
  - ① 「点検・評価に関する有識者」は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。
  - ② 「点検・評価に関する有識者」の任期は3年とする。
- (4) 教育委員会において、点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を東京都議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

# 第3 東京都教育委員会の平成30年度の主な活動概要

東京都教育委員会は、東京都知事が東京都議会の同意を得て任命した教育長と5 人の委員により組織される合議制の執行機関である。教育長の任期は3年、委員の 任期は4年である。

教育委員会の会議は原則として毎月第2及び第4木曜日に定例会を開催し、必要に応じて臨時会を行っている。平成30年度は、定例会19回及び臨時会1回を開催し、議案103件、報告事項66件について審議等を行った。議案決定までの審議の過程において、委員から出された様々な意見を内容に反映した。

教育委員会の会議以外の活動では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1条の4に基づき、東京都総合教育会議(2回)において、「これからの時代に必 要な『読解力』を育てる」、「高齢者人材を教育に活かす」を議題に知事との協議を 行った。

その他にも、区市町村教育委員及び都・区市町村立学校長等を対象とする教育施 策連絡協議会や入学式・卒業式、周年行事への出席等を行った。

また、教育委員が公立学校を訪問するとともに、教職員等との間で意見交換などを実施し、学校の状況や多様な取組等を把握する機会とした。これら意見交換などの内容は、教育委員会において、学校の貴重な意見等として取り扱った。

東京都教育委員会の活動は、学校の実態を踏まえて、当面する諸課題に適切かつ 迅速に対応すること、そして、教育施策を都民にとって分かりやすいものにすることを基本的な考え方としている。今後も引き続き、積極的な活動を行い、総合的な教育施策に取り組んでいく。

# 第4 東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)について

1 東京都教育ビジョン (第3次・一部改定) の基本理念

# <基本理念>

社会全体で子供の「知」「徳」「体」を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に貢献する力を培う。

2 基本理念を実現するための五つの視点 基本理念を実現するため、次の五つの視点を重視して教育施策を展開する。

# 視点1 一人一人の個性や能力に着目し、最大限に伸ばすとともに、自己肯定感を 高める。

○ 全ての子供たち一人一人が掛け替えのない存在である。その個性や能力は、子供 一人一人によって異なるものである。子供の教育に関わる者は、子供一人一人に目 を向け、個々が持つ多様な個性や能力を十分に把握した上で、個々に応じた指導を、 心身の発達段階を踏まえて系統的、組織的に行うことが大切である。このような指 導を通して、一人一人の個性や能力を引き出し、最大限に伸ばしていく。その際に は、自分の良さを肯定的に認める自己肯定感を高めることが重要である。自己肯定 感を高めることは、自らの個性や能力を更に伸ばそうとする意欲や態度につながる ものである。

# 視点2 「知」「徳」「体」の調和のとれた生きる基盤を培う。

○ 近年急速に進行する知識基盤社会化やグローバル化は、アイディアなど知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させる一方で、異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性を増大させている。このような状況において、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を調和よく育むことが求められている。これらの資質や能力などは、これからの社会を自立的に生きる基盤である。子供一人一人の「知」「徳」「体」の状況や課題を十分に把握し、これらを調和よく育むよう個に応じた丁寧な指導を行う。

# 視点3 変化の激しい社会を生き抜く思考力・判断力・表現力や創造力等を育てる。

○ これからの社会を生きていくために必要なことは、知識・技能の習得はもとより、 習得した知識・技能を活用し、課題を発見する力や、知識・技能を活用して課題を 解決するために必要な思考力・判断力・表現力、新たな価値を生み出す創造力等を 身に付けることである。このような力は、講義形式の指導のみで身に付くものでは ない。読書活動や書くこと、論理的に説明したり討論したりするなどの言語能力の 向上を図る取組や、学んだことを実際の生活や課題解決の場面に生かす体験的な活 動などを積極的に導入することが必要である。これらの教育活動を重視し、子供の 思考力・判断力・表現力や創造力等を育てる。

# 視点4 社会の一員としての自覚と行動力、社会の発展に貢献しようとする意欲を 高める。

○ これまでの我が国では、国や社会は誰かがつくってくれるものとの意識が強かった。これからの我が国や社会の発展のためには、一人一人が社会の一員としての自覚をもち、社会づくりの主体として、公共のために積極的に行動することが求められる。また、国際社会の構成員としての自覚をもち、世界を舞台に活躍し、信頼され、世界に貢献できる人材を育成することも重要である。実社会とのつながりを自ら体験できるボランティア活動や、我が国や他国の伝統・文化に触れる活動、世界で活躍しようとするチャレンジ精神を育むことなどを通して、社会の一員としての自覚と行動力、社会の発展に貢献しようとする意欲を高める。

# 視点5 学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる。

- 学校において、視点1から視点4までを踏まえた教育活動を実践するのは教員である。しかし、子供の教育は、学校だけで完結するものではない。保護者は子供の教育について第一義的責任を有するものであり、子供の現状・課題について十分認識し、必要な家庭教育を行わなければならない。また、地域・社会は、次代を担う子供の育成が大人の役割であることを認識するとともに、生涯学習の理念も踏まえ、自ら学んだ知識を子供の教育に生かすなど、自らが行い得る取組を積極的に行わなければならない。このことを踏まえ、学校、家庭、地域・社会がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協力して子供を育てる。
- 3 東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)の体系

本ビジョンでは、「基本理念」及び「基本理念を実現するための五つの視点」を踏まえ、「知」「徳」「体」「オリンピック・パラリンピック教育」「学校」「家庭」「地域・社会」を柱として施策を体系化した。この体系に基づく各施策を推進することにより、教育基本法の基本理念の実現、東京都教育委員会の教育目標の達成を目指す。

# 東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)の体系

柱 取組の方向 主要施策 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実 1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上 2 理数教育の推進 知 2 世界で活躍できる人材の育成 3 「使える英語」を習得させる実践的教育の推進 4 豊かな国際感覚を醸成する取組の推進 5 日本人としての自覚と誇りの涵養 3 社会的自立を促す教育の推進 6 人権教育の推進 7 道徳心や社会性を身に付ける教育の推進 8 社会的・職業的自立を図る教育の推進 9 不登校・中途退学対策 徳 10 子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築 4 子供たちの健全な心を育む取組 11 いじめ、暴力行為、自殺等防止対策の強化 12 SNS 等の適正な使い方の啓発強化 5 体を鍛え健康に生活する力を培う - 13 体力向上を図る取組の推進 体 14 健康づくりの推進

取組の方向

主要施策

パラリンピック教育オリンピック・

6 オリンピック・パラリンピック教育の推進

15 オリンピック・パラリンピック教育の推進

7 教員の資質・能力を高める

16 優秀な教員志望者の養成と確保

17 現職教員の資質・能力の向上

18 優秀な管理職等の確保と育成

8 質の高い教育環境を整える

19 都立高校改革の推進

20 特別支援教育の推進

21 学校運営力の向上

22 学校の教育環境整備

家庭

学

校

9 家庭の教育力向上を図る

23 家庭教育を担う保護者への支援体制の充実

24 学校と家庭が一体となった教育活動の充実

10 地域・社会の教育力向上を図る

25 地域等の外部人材を活用した教育の推進

26 学校と地域社会が連携した教育活動の充実

社会

地 域

# 第5 東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)に基づく平成30年度主要施策

東京都教育委員会は、東京都における教育振興基本計画として位置付けた「東京都教育ビジョン(第3次)」を平成25年4月に策定し、今後、5年間を中心に、中・長期的に取り組むべき教育の方向性を明らかにした。また、「東京都教育施策大綱」の策定を受け、平成29年4月に一部改定を行った。

「平成30年度教育庁主要施策」は、「教育委員会の教育目標」、「基本方針」及び「東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)」に基づき、東京都教育委員会が、当該年度において重点的に取り組む施策を示したものである。

# 取組の方向1 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実

# ◆主要施策1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上

## 1 小・中学校における基礎学力の定着

都独自の「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を都内公立小学校第5学年児童、中学校第2学年生徒を対象に悉皆で実施する。調査の分析結果を基に、都内各小・中学校における授業改善を推進し、児童・生徒一人一人の「確かな学力」の定着と伸長を図るための学力向上施策の充実を図る。

また、小学校算数、中学校数学及び英語において「ガイドライン」に基づいた効果的な習熟度別指導、少人数・習熟度別指導を推進し、児童・生徒の学力向上を図る。

さらに、基礎的な学習内容を習得するための教材である「東京ベーシック・ドリル」及び「同 ソフト」の活用を一層推進するとともに、基礎・基本の定着を図る。

### 2 高等学校における学力の確実な定着

生徒の学力向上を図るため、「都立高校学力スタンダード」を基に自校の学力スタンダードを 作成して具体的な学習目標を明示し、指導と評価のPDCAサイクルにより、授業を改善するな ど校内で組織的・計画的な指導を行う。

また、生徒の学力定着状況を正確に把握するため、自校で作成した学力調査を実施し、学力の確実な定着に向けた繰り返しの指導を行う。

さらに、義務教育段階の基礎学力の定着が十分ではない生徒に対し、学び直し学習や自習を支援するため、「校内寺子屋」を都立高校 30 校で実施する。

あわせて、生徒が明確な目標を持ち、進路実現に努力できるよう支援するため、学力の定着等 に向けた指導資料「東京リ・スタディ」を活用し、「ゆめナビプロジェクト」を推進する。

#### 3 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実

区市町村が実施する、子供たちの安全・安心な居場所である「放課後子供教室」における体験・学習活動の取組を支援するため、コーディネーター等の研修実施や活動事例の情報収集・提供を行う。これらを通じて、地域の人材を活用した学習習慣を身に付けるための学習支援など活動プログラムの充実を図る。

また、中学生等を対象として、学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的とする「地域未来塾」に取り組む区市町村を支援し、子供たちへの学習支援の機会を充実させる。さらに、

モデル地区を指定して中学生を対象とする進学を目的とした放課後等の学習支援を実施する。

高等学校においては、義務教育段階の基礎学力の定着が十分ではない生徒に対し、学び直し学習や自習を支援するため、外部人材等を活用した「校内寺子屋」を都立高校30校で実施する。

これらの取組を通じ、基礎学力の定着が十分ではない児童・生徒に対する学習を支援し、自ら学ぶ意欲を向上させ、希望する進路実現を図るための学習環境を整備する。

### 4 高等学校における新しい価値を創造する力を育む教育の推進

生徒が学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付けられるよう、学校教育における質の高い学びの実現を目指す。平成28年度から3年間、アクティブ・ラーニング推進校を15校ずつ指定し、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った指導に関する研究及び、指導資料の開発・普及を図る。

また、探究的な学習等を用いて、主体的・協働的に学びながら、生徒一人一人に思考力・判断力・表現力を一層高いレベルで身に付けさせるとともに、物事の本質を極める知的探究力、イノベーションを巻き起こす創造力等を身に付けさせ、グローバル社会で活躍するリーダーを育成する「知的探究イノベーター推進事業」を指定校3校で実施する。

## 5 高等学校における生徒の進学希望の実現に向けた取組の推進

難関国立大学等を目指す生徒の進学希望をかなえるため、進学指導重点校等を指定し、これに 中高一貫教育校 10 校を加えた 37 校を対象とし、進学対策の充実を図るために必要な支援を行う。

## 6 持続可能な社会づくりに向けた教育の推進

自然環境や地域・地球規模等の諸課題について、児童・生徒一人一人が自らの課題として考え、解決に向けて自分ができることを考え実践できる力を育成するため、公立小・中学校及び都立学校 30 校において、見方・考え方を働かせ、主体的・対話的で深い学びを通して思考・判断・表現しながら課題解決を図る取組を行う、持続可能な社会づくりに向けた教育を推進する。

また、都内全公立学校において、環境への取組(3R(リデュース、リユース、リサイクル)) について、子供たち自身が具体的な行動目標を設定し、その活動を家庭・地域と連携して継続的 に推進・実践し、環境について理解を深める取組を実施する。

さらに、児童・生徒に環境保全に必要な知識を与えるとともに、3Rをはじめとする環境に配慮した行動の大切さを理解させ、その実践を促すために、都内全公立学校に「環境掲示用教材」を配布する。

#### 7 AI時代における教育の推進

児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な 論理的思考力を身に付けさせる学習活動を推進するため、都内公立小学校においてプログラミン グ教育推進校を 75 校指定し、指導計画や実践事例の開発・普及を図る。

その際、企業等と効果的な連携を通した取組を促し、新学習指導要領のねらいに即したプログラミング教育を推進する。

#### 8 給付型奨学金による支援

家庭の経済状況にかかわらず、主体的に学校活動に取り組み、自らの未来を切り開いていく力を伸長できるよう、学校活動を通して現物給付による奨学金を支給する。

# ◆主要施策2 理数教育の推進

### 1 小・中学校における理数教育の推進

小・中学生の理数に対する資質・能力の伸長を図るため、小学生が理数に関わる研究成果を展示・発表する「小学生科学展」、科学に高い興味・関心を持つ中学生が専門家から指導を受ける「東京ジュニア科学塾」、理科・数学等の能力を競い合う「中学生科学コンテスト」を実施する。

また、地域人材、保護者、学生等のボランティアを活用した理科授業の充実、大学や企業と連携した特別プログラムの実施を通した理科好きな児童・生徒の育成、アドバイザーの派遣による教員の指導力向上など、各地域における理科教育施策の整理・充実を支援するため、「理科教育支援推進事業」を実施する。

## 2 高等学校における理数教育の充実

東京都の理数教育を牽引するために、都立高校における科学技術系人材育成の拠点として、「理数アカデミー校」に指定した都立富士高等学校・附属中学校において、中学校段階から6年間を見通した系統的な教育により、科学的に探究する能力や態度、課題を解決する能力などを育成する。また、「理数リーディング校」を3校指定し、新学習指導要領に向けて数学と理科の知識や技能を総合的に活用した探究活動について研究開発を行い、教科・科目の枠にとらわれない多角的・複合的な視点で事象を捉え、豊かな発想で探究的な学習を行うことを通じて新たな価値の創造に向けて粘り強く挑戦する力の基礎を培う資質と能力を育成する。

さらに理数に興味を持つ生徒の裾野を拡大するために、特色のある教育活動を実施する高等学校等24校を「理数研究校」として引き続き指定するとともに、「理数リーディング校」、「理数アカデミー校」以外の都立高校で理数に興味・関心を持つ生徒を対象に、大学等の研究施設での高度な研究活動や、先端施設の見学や研究者の講義などを行う「理数研究ラボ」を実施する。

あわせて、生徒の多様な進学ニーズに対応するため、都立戸山高等学校における、医学部等へ の進学を希望する生徒同士によるチームにおいて、3年間一貫した育成プログラムを実施する。

# 取組の方向2 世界で活躍できる人材の育成

# ◆主要施策3 「使える英語」を習得させる実践的教育の推進

# 1 小学校における英語教科化の推進

平成 29 年度まで実施してきた英語教育推進地域事業における成果を、区市町村教育委員会と 連携して小学校に周知を行うとともに、指導主事連絡協議会や学校への訪問を通してその充実を 図る。

また、令和2年度からの小学校英語教科化に向け、英語の専科指導教員の配置など、新学習指導要領に対応した指導体制を整備する。

さらに教員採用候補者選考において、小学校全科(英語コース)の選考を実施し、英語の4技能に優れた専門性の高い教員を確保する。

#### 2 中学校における英語教育の充実

中学校英語において「東京方式少人数・習熟度別指導ガイドライン」に基づいた効果的な少人数・習熟度別指導を推進し、都独自の「パフォーマンステスト」の普及・啓発を行い各学年で実施するとともに、各中学校における授業改善を推進し、生徒一人一人の「使える英語力」の定着

と伸長を図るための英語教育の充実を図る。

また、小学校英語との接続を図った中学校英語教育の先駆的な取組を推進するため、「中学校 英語教育推進モデル地区」の取組を推進する。

さらに、生徒の「話す力」の向上を目指すため、中学校英語科教員を対象とした指導力向上の 研修を実施する。

### 3 高等学校における英語教育の充実

高校において、生徒にコミュニケーションツールとして使える英語力を身に付けさせ、国際教育の推進を図るため、引き続き全ての都立高等学校及び中高一貫教育校にJETプログラムによる外国人指導者(以下「JET青年」という。)を配置し、授業でのティーム・ティーチングの実施や部活動等での日常的な交流を促進させる。

「東京イングリッシュ・エンパワーメント・プロジェクト」(TEEP) においてJET青年を活用するなどして、学校生活の中で、生徒が日常的に英語に触れる機会の拡大に引き続き寄与していく。

また、高い英語力によるコミュニケーション能力、異文化への理解や適応力、国際貢献への意欲等を高め、将来、国際社会の様々な分野・組織で活躍できるグローバル・リーダーを育成するため、都立高等学校等における「東京グローバル10」の指定を継続する。あわせて、生徒の「使える英語力」の向上を図るため、特に「聞く」、「話す」に重点を置いたきめ細かい指導を行うなど英語教育を先導することを目的に平成28年度に指定した「英語教育推進校」40校についても、教育環境の整備などの支援を引き続き行っていく。これら、「東京グローバル10」及び「英語教育推進校」では、オンライン英会話をはじめとするICTを活用した授業や外部検定試験受験支援を行うなど、生徒の英語力の向上に向けた取組を加速させる。

さらに、平成29年12月の「東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会」の報告を受け、現在の入学者選抜で実施されていない「話すこと」の評価を今後行っていくため、課題となる事項について、具体的に検討していく。

## 4 学校外における英語に触れる環境の充実

児童・生徒が英語を使用する楽しさや必要性を体感でき、英語学習の意欲向上のきっかけ作りとなる環境を整備するための体験的で実践的な学習を行う場として、「TOKYO GLOBA L GATEWAY」(TGG)を平成30年9月に開設する。

## ◆主要施策4 豊かな国際感覚を醸成する取組の推進

#### 1 国際交流の推進

海外教育機関等との覚書に基づく連携や、各校のこれまでの国際交流の実績、「次世代リーダー育成道場」等の事業実績を活用し、都立学校における姉妹校交流をはじめとする海外との学校間交流を拡充する。

また、都立学校への留学生の受入れを拡充し、日本型教育や日本文化、東京の暮らしなど、東京の魅力を体感してもらう「東京体験スクール」を引き続き実施する。

さらに、様々な分野・組織で国際貢献できる人材に必要とされる語学・異文化理解や使命感等の素養を育成するため、国際協力機構(JICA)と連携して、青年海外協力隊の派遣前訓練を基にした高校生向けプログラムを実施する。

加えて、都内全公立学校を対象に、各学校のニーズに応じてきめ細かな支援を行う国際交流コンシェルジュを創設する。

### 2 都立高校生の留学・海外大学進学への支援

グローバル社会にあって、将来、様々な場面や分野で活躍し、日本や東京の未来を担う人材を 輩出するため、都立高等学校等の生徒 200 名を対象として「次世代リーダー育成道場」を実施し、 海外で通用する英語力や広い視野、世界に飛び出すチャレンジ精神、使命感等を育成した上で海 外留学を経験させる。

さらに、都立国際高等学校の国際バカロレアコースにおいて、国際バカロレアのディプロマ・ プログラムによる授業を展開し、国際的に認められる大学進学資格(フルディプロマ)の取得に より海外大学進学を推進する。

### 3 豊かな国際感覚を醸成する都立学校の整備

世界に通用する人材を育成する都立高校として、国際色豊かな学習環境を整備した都立新国際 高等学校(仮称)の設置準備を進める。

また、語学力や豊かな国際感覚、多様な価値観を受け入れる資質を備え、国際的に活躍できる 人材を育成していくため、都立立川国際中等教育学校において、附属小学校の設置準備を進め、 早い時期から帰国児童・生徒や外国人児童・生徒とともに学ぶなど、国際色豊かな学習環境を整備する。

# ◆主要施策5 日本人としての自覚と誇りの涵養

## 1 日本人としてのアイデンティティを備えた国際社会に生きる日本人の育成

日本人としてのアイデンティティを備えた国際人材を育成するために、外国人と児童・生徒との様々な交流の機会を設け、互いの国の文化体験や日本の文化を紹介する経験等をすることが大切である。

都内全公立学校で実施している「東京都オリンピック・パラリンピック教育」では、育成すべき重要な五つの資質の一つに「日本人としての自覚と誇り」を掲げ、児童・生徒に我が国の伝統や文化とその価値に対する理解を深めさせている。また都独自英語教材「Welcome to Tokyo」の活用により、日本及び東京の伝統・文化、歴史等の理解を促進するとともに、その魅力を英語で発信できる力を育成する取組を推進している。

都立高校生一人一人が、我が国の伝統芸能に親しむことを通して、我が国の伝統・文化に対する理解を深め、その内容を他者に発信していく力を養うため、平成 30 年度までに、全ての都立高等学校(全日制)、都立中等教育学校(後期課程)、希望する定時制・通信制高等学校で伝統芸能鑑賞教室を実施するよう支援する。

さらに2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会及び令和4年度の第46回全国高等学校総合文化祭東京大会に向け、都立高等学校の文化部活動を充実させ、東京の芸術文化の魅力を全国・世界へ発信する。

# 取組の方向3 社会的自立を促す教育の推進

# ◆主要施策6 人権教育の推進

### 1 人権教育の推進

国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる偏見や差別をなくすため、人権教育を推進する。

### ◆主要施策7 道徳心や社会性を身に付ける教育の推進

# 1 小・中学校における考え議論する道徳の推進

道徳教育の一層の充実を図るため、東京都が作成・配布した、「『特別の教科 道徳』移行措置 対応 東京都道徳教育教材集」及び「特別の教科 道徳 指導読本」の活用、「東京都道徳教育 推進拠点校」(中学校)及び「東京都道徳教育モデル校」(小学校)による道徳の教科化に向けた 取組を推進する。

また、各小・中学校等の組織的な推進体制及び指導体制の構築を図るため、これらの資料の活用等により道徳授業地区公開講座の改善・充実を図り、学校と家庭・地域が連携した道徳教育の取組を一層推進するとともに、東京都「特別の教科 道徳」カンファレンスを実施する。

# 2 高等学校における都独自教科「人間と社会」の実施

平成 28 年度から全都立高等学校及び都立中等教育学校において、人間としての在り方生き方に関する都独自教科「人間と社会」を設置している。これにより、道徳性を養い、判断基準(価値観)を高めることで、社会的現実に照らし、より良い生き方を主体的に選択し行動する力を育成する。そして、都立高校生の実態を踏まえ、養うべき道徳性や指導方法・内容について継続して研修を行う。

# ◆主要施策8 社会的・職業的自立を図る教育の推進

## 1 キャリア教育の推進

生徒に社会の一員としての自覚を促すとともに、望ましい社会性や勤労観・職業観を育成するため、全中学校で職場体験活動等の取組を実施するとともに、教師用手引書及びパンフレットの活用促進を図り、外部人材・関係機関と連携しながら法教育・租税教育等も含めた系統的なキャリア教育を推進する。

また、全都立高校において必履修教科として設置している、人間としての在り方生き方に関する都独自教科「人間と社会」を中心として、高校生一人一人が社会の一員であることを自覚し、人としての生き方の指針となる様々な価値観に対する考えを深め、行動する力を育成する。

さらに、生徒に良識ある公民として必要な能力と態度を育成するために、全都立学校の図書館に主権者教育における資料として新聞(全国紙等6紙)や関連書籍等を配置する等教育環境を整え、議会制度や選挙制度等、民主主義の意義と仕組みなどを学ばせるとともに、模擬選挙等の体験学習等も用いた主権者教育を実施する。

あわせて、社会の変化と期待に応える人材の育成を推進し、生徒の能力の伸長と進路実現を図るため、工業高校のデュアルシステム科設置や家庭・福祉高校(仮称)開設等に向けた検討、商

業教育の改革を進め、魅力ある専門高校づくりを推進していく。

ビジネスの諸活動に適切に対応する能力と態度を育成するため、東京の産業や身近な企業等を 学習する新科目の開発や、企業等と共同して教育活動を支援する組織「商業教育コンソーシアム 東京」の設置などにより、ビジネスを実地に学ぶ機会を拡充する。

都立高校生が、実社会に出て社会人・職業人として自立して生きていく上で必要な能力や態度を身に付けることができるようにするため、企業やNPO等が実施する体験型学習プログラムを普通科高校で実施するとともに、専門学科高校向けのプログラムを試行的に導入する。

### 2 防災教育の推進

発生が予測される首都直下地震などの自然災害発生時において、児童・生徒が「自助」、「共助」の精神に基づき適切に行動できるように、「防災ノート〜災害と安全〜」の活用を更に促進し、「親子防災体験」(小学校対象)・「防災標語コンクール」(中学校第一学年対象)を実施し、学校と家庭が一体となった防災教育の一層の充実を図る。

また、全都立高等学校において、災害時に自分の身を守りつつ地域での救援活動等に貢献できる人材を育成するために、一泊二日の宿泊防災訓練等を通じて、地域での救援活動等に貢献できる人材を育成する。全都立特別支援学校では、首都直下地震等の大規模災害が発生した際の長期にわたる避難所の運営及び校内での児童・生徒の安定した生活を確保するため、一泊二日の宿泊防災訓練を実施する。

さらに、防災への高い使命感と奉仕の精神を併せ持った防災リーダーを育成するため、都立高 等学校等の生徒及び教員が東日本大震災の被災地において、復興支援ボランティアや交流活動等 を行う「合同防災キャンプ」を実施する。

# ◆主要施策9 不登校・中途退学対策

#### 1 区市町村教育委員会における不登校対策に関する取組への支援

不登校の児童・生徒の学校復帰を支援する施設として、各区市町に設置されている教育支援センター (適応指導教室) の充実を図るため、特定の地区における重点的な取組を支援するモデル事業を確実に行う。

また、教員が児童・生徒の心身の状態を十分に理解し、より適切な働き掛けなどの対応が行えるよう、特定の地区における試案の活用実績を踏まえ、不登校対策に資する手引を作成する。

さらに、学校に通いたいが在籍校には戻れない不登校児童・生徒の学びの場を確保するため、 新たに不登校特例校の設置が必要であると判断した区市町村教育委員会に対し、支援を行う。

#### 2 都立学校における生徒の自立に向けた支援の取組

生徒が将来社会的に自立できるようにするため、就労や福祉の専門的知識や技術を有するユースソーシャルワーカー等からなる「自立支援チーム」を都立学校に派遣する。

「自立支援チーム」は、不登校や中途退学などの課題が特に顕著な都立高校として都教育委員会が指定した学校(継続派遣校)を訪問するとともに、その他の都立学校(要請派遣校)に対しても要請に応じて訪問し、学校経営支援センターや関係機関と連携して就労や再就学に向けた支援を行う。

また、多様かつ複雑な不登校・中途退学の課題の早期解決に向け、より専門性の高いユースソーシャルワーカー(主任)の配置を順次拡大するなど、特に困難な課題を抱える生徒に対する支

援体制の充実・強化を図る。

さらに、不登校の生徒や中途退学者の多い都立高等学校において、その対策の中心的役割を担 う自立支援担当教員を定め、学級担任への助言、「自立支援チーム」や関係機関との連絡・調整 などを行い、組織的な取組を推進する。

### 3 チャレンジスクールの拡充

小・中学校で不登校経験のある入学希望者がより多く入学できるよう、チャレンジスクールの 新設や規模拡大に向けた取組を推進する。

## 4 フリースクール等民間施設・団体等との連携の推進

不登校児童・生徒に対する支援の充実を図るため、意見交換会の開催や、文部科学省における 民間団体の自主的な取組の促進に関する調査研究の成果を踏まえ、フリースクール等民間施設・ 団体等との連携を推進する。

# ◆主要施策10 子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築

## 1 就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図るための取組の更なる推進

就学前教育と小学校教育との円滑な接続及び就学前教育の質の向上について、保育・教育関係者に広く啓発するとともに、都教育委員会が作成した「就学前教育カリキュラム改訂版」等の指導資料の活用を促進する。

また、「小学校教育の現状と今後の在り方検討委員会」からの提言を受け、就学前教育と小学校教育との一層の円滑な接続に向けた教育課程等の具体化及び効果検証の方法等を明らかにするために、就学前教育及び小学校教育の一層の充実を図るためのモデル実施に向けた取組を展開する。

#### 2 高等学校における外国人生徒に対する教育環境の整備

都立高等学校において、日本語指導が必要な在京外国人生徒が早期に日本語を習得し、円滑な 学校生活を送ることができる教育条件を提供する在京外国人生徒対象枠について、既募集校にお ける入学者選抜の応募状況等を踏まえながら、今後の適切な募集規模について検討する。

# 取組の方向4 子供たちの健全な心を育む取組

# ◆主要施策11 いじめ、暴力行為、自殺等防止対策の強化

#### 1 「いじめ総合対策【第2次】」の着実な推進

各学校において、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等の対策や、児童・生徒の主体的な行動を促す指導を、保護者や地域・関係機関等と連携しながら組織的に行うなど、教職員研修の充実等を通して、平成29年2月に策定した「いじめ総合対策【第2次】」に示されている具体的な取組を、全教職員により確実に推進する。

#### 2 自殺予防対策に関する取組の徹底

平成28年4月の「自殺対策基本法」に基づき、互いに尊重し合いながら生きることの意識の 麓や困難な事態等における対処の仕方を身に付けさせることが、学校の努力義務として示された。 それを踏まえ、児童・生徒が自らの命を絶つことがないようにするため、学校は、家庭と協力 して児童・生徒の悩みや不安を適切に把握し、関係機関等と連携してその解消に向けた支援を行 うなど、組織的な取組の徹底を図るとともに、学校において、互いに尊重し合いながら生きていくことの意識の涵養に加えて、困難な事態や強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付けさせる指導の充実を図る。

### 3 スクールカウンセラー等を活用した学校教育相談及び児童・生徒支援の一層の充実

いじめ、暴力行為、自殺等の問題行動の解決に向けて、児童・生徒を支援する体制を構築するために、教職員、保護者、その他の相談窓口等に相談しやすい環境を整備し、各学校における定期的なアンケートや面接の実施、スクールカウンセラーの活用の促進、都教育相談センター等の相談窓口の周知等と合わせて、教職員の対応力向上を目指した校内研修等の充実を図る。

## 4 児童・生徒の問題行動等の解決に向けた学校と地域、関係機関等との連携の強化

いじめ、暴力行為、自殺等の問題行動の解決と児童・生徒の健全な育成に向けて、学校、家庭、 地域、警察・児童相談所等の関係機関が専門性を生かしながら役割を分担するとともに、児童・ 生徒に対して適切に指導や支援を行うことができるようにするため、各学校に設置されている 「学校サポートチーム」の機能強化を図り、スクールソーシャルワーカー等の外部人材の活用を 促進する。

# ◆主要施策12 SNS等の適正な使い方の啓発強化

1 東京都独自のルール「SNS東京ルール」の着実な推進

都内全公立学校の児童・生徒が、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐために策定した「SNS東京ルール」に基づき、補助教材「SNS東京ノート」の配布・活用、推進校の指定、情報モラル講座の実施等を通じて、児童・生徒の発達段階に応じた指導を更に推進する。

また、有害情報から子供を守るため、都内全公立学校を対象にネット監視を行うとともに、児 童・生徒のインターネット等の利用状況調査を行い、実態を把握する。

# 取組の方向5 体を鍛え健康に生活する力を培う

# ◆主要施策13 体力向上を図る取組の推進

1 「アクティブプラン to 2020」の推進

東京 2020 大会の開催都市にふさわしい、運動・スポーツに親しむ元気な児童・生徒を育成するために、「アクティブプラン to 2020 - 総合的な子供の基礎体力向上方策(第3次推進計画)ー」に基づき、全校で体力向上に係る目標や、具体的な取組内容を定めた計画を作成して取り組むなど、子供たち一人一人の基礎体力の向上を図る。

小学校では、健康教育を中心とした体力向上、健康づくりを推進する「アクティブライフ研究 実践校」を指定し、基本的生活習慣の定着・改善に向けた取組や、成果を広く発信することを通 して都全体の健康教育をより一層推進する。

また、中学校全校を「アクティブスクール」と位置付け、自校の体力の実態を踏まえて体力向上の目標や取組内容を定めた体力向上推進計画を定め、取組をより一層推進する。特に体力向上に先進的に取り組む中学校を「スーパーアクティブスクール」として指定し、具体的な取組を研究開発するとともに、成果を広く他校に発信することを通して中学生の体力向上を図る。

さらに、高等学校において「パワーアップハイスクール」を指定し、運動が苦手な生徒や運動嫌いな生徒の体力向上に向けた具体的な取組を実践するとともに、成果を他校に発信して高校生の体力の底上げを図る。

東京 2020 大会を契機とし、スポーツの全国大会や関東大会への出場を目指す都立高等学校を 増加させていくため、競技力の高い運動部活動のある学校を、「スポーツ特別強化校」と指定し、 都立高等学校運動部活動全体の活性化と競技力の向上を一層推進する。

# ◆主要施策14 健康づくりの推進

#### 1 健康教育の推進

がん等の重要な健康課題に対応するため、各学校に指導資料等を配布するとともに、モデル授業の事例を周知してがん教育を推進する。また、性に関する現代的な課題を踏まえ、児童・生徒の正しい理解を促すため、「性教育の手引」を改訂し、性に関する指導の充実を図る。

#### 2 アレルギー疾患対策の推進

学校における児童・生徒等のアレルギー疾患に関わる事故を防止するため、文部科学省監修の「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」及び文部科学省発行の「学校給食における食物アレルギー対応指針」等に基づいた各学校における組織的な体制により、事故予防の取組と事故発生時の緊急対応を推進する。

## 3 食育の推進

児童・生徒が、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、健全な食生活を送るとともに、食を通して地域の産業や文化への理解を深めることができるよう、教科等間の連携を図りながら「生きた教材」として学校給食を活用した食育を推進する。また、食育推進チームの設置、栄養教諭や食育リーダーを中心とした校内指導体制の整備を行うとともに、食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うために栄養教諭の配置を拡大し、食育の更なる推進を図る。

# 取組の方向6 オリンピック・パラリンピック教育の推進

# ◆主要施策15 オリンピック・パラリンピック教育の推進

#### 1 「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づく教育の推進

子供たち一人一人の心と体に人生の糧となるようなレガシーを形成するため、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針(平成28年1月策定)に基づき、都内全ての公立学校でオリンピック・パラリンピック教育を推進する。各学校においては、本教育を通常の教育活動に関連付け、年間35時間程度を目安として学校全体で組織的・計画的に展開する。

本教育では、共生社会形成のために必要となる五つの資質(ボランティアマインド、障害者理解、スポーツ志向、日本人としての自覚と誇り、豊かな国際感覚)を重点的に育成するために、「東京ユースボランティア」、「スマイルプロジェクト」、「夢・未来プロジェクト」、「世界ともだちプロジェクト」の四つのプロジェクトを推進し、特に、ボランティアマインド、障害者理解、豊かな国際感覚の三つの資質を重視する。

また、本教育の成果が、東京 2020 大会以降も持続するための仕組みづくりとして、東京ユースボランティア・バンクの充実、パラスポーツ指導者講習会の継続実施、大使館等との連携の拡

# 取組の方向7 教員の資質・能力を高める

# ◆主要施策 1 6 優秀な教員志望者の養成と確保

### 1 養成段階・採用段階における実践的な指導力の育成

豊かな人間性と実践的な指導力を兼ね備えた人材を学生の段階から養成するため、東京教師養成塾では、教員を養成している大学や学校経営支援センター、区市町村教育委員会及び各指定校と連携し、実践的な指導力、社会の課題を的確に捉え課題を解決する力、教師としての使命感等の資質・能力が身に付けられるよう育成する。

教職大学院連携事業では、将来の学校教育の中核となり得る優秀な新人教員を確保するため、 高度な教員養成機関である教職大学院との連携を充実させ、大学学部段階では身に付けることが できない実践的、専門的な知識・能力を身に付けさせるよう育成する。

### 2 優秀な教員志望者の確保

優秀な教員の確保を図るため、教員採用候補者選考における受験者数の確保及び質の向上に向けた取組を一層推進する。

さらに、グローバル人材育成のための英語教育の充実と令和2年度からの小学校の英語教科化 への対応を図るため、英語の4技能に優れた専門性の高い教員を確保する。

# ◆主要施策17 現職教員の資質・能力の向上

#### 1 教員経験等に応じた教員研修及び啓発支援の充実

東京都公立学校の若手教員に必要とされる基礎的知識・技能の着実な定着と資質の向上を目指 し、教諭としての使命感、幅広い知見、実践的指導力を得させるため、3年間で若手教員を系統 的に育成することを目的として、東京都若手教員育成研修を実施する。

また、教育公務員特例法の改正や新学習指導要領全面実施に向けての対応等を踏まえ、管理職候補者研修等の職層研修、東京都若手教員育成研修等の年次研修、東京教師道場等のリーダー養成研修、教員の専門性を高める研修である教科等・教育課題研修について、内容の充実を図る。

さらに、産休・育休中の教員、島しょ地区の教員など教職員研修センターで実施する研修の受講が困難な教員に対し、最新の教育情報や喫緊の教育課題とその解決の方策などを提供して、円滑な職場復帰や自己啓発を促すことを目的に研修動画を配信する。

あわせて、教員が教職生活全体を見通し自らのキャリアを形成し、資質・能力の向上を図るための研修計画を設計するため、各教員が研修履歴等を確認できる「マイ・キャリア・ノート」に様々な教育情報を掲載するなどして、一層の活用・充実を図る。

加えて、通所による研修の質的な向上を図り、研修受講者が主体的に視聴できる動画を制作するとともに、研修のライブ配信を試行的に実施する。

#### 2 新たな教育課題に対応する教員の資質・能力の向上

都内の公立中・高等学校の外国語(英語)科指導の質的向上を図るため、外国語(英語)科教員の海外派遣研修を実施する。あわせて、令和2年度からの小学校での英語教科化を円滑に実施するため、小学校全科教員の海外派遣研修を実施する。また、パフォーマンステストの普及・啓

発を行うともに、生徒の「話す力」の向上を目指すため、中学校英語科教員を対象とした研修を 実施する。

#### 3 指導教諭の活用

教員全体の「プロ意識」の涵養や能力・専門性の向上を図るため、学習指導において高い専門性と優れた指導力を有する指導教諭の任用を、平成25年度から都立学校で、平成26年度から区市町村立学校で開始し、拡充を図っている。指導教諭の活用により、個々の教員が自ら成長しようとする意欲を引き出すとともに、都内公立学校全体の指導力を高めていく。

# 4 「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進

平成 26 年1月に策定した「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づき、全ての公立学校から 体罰等を一掃するための取組を推進する。経験年数や職層に応じた体系的な研修や、服務事故再 発防止研修としてアンガーマネジメント等の特別な研修プログラムを実施する。

また、体罰を指導の手段とする誤った認識のある服務事故者を対象として、「指導方法・意識改善プログラム」を実施する。

さらに、実際の指導事例を映像化したDVDを服務事故防止月間等で積極的に活用し、体罰根 絶に向けた共通認識を深める。

あわせて、体罰のない、生徒の意欲を高める部活動を推進・普及するため、全ての顧問教諭や外部指導員を対象とする指導者講習会を開催するとともに、東京都「Good Coach 賞」により、優れた指導を実践した顧問教諭を顕彰する。

# 5 教職員のメンタルヘルス対策の取組の推進

教職員の精神的健康の保持向上を促進するため、新規採用教員を対象とした個別のカウンセリング、新任副校長を対象とした「副校長ベーシックプログラム」や、ストレスチェック等を実施し、「早期自覚」、「早期対処」の予防策に重点を置いたメンタルへルス対策の充実を図る。

精神疾患で休職した教員の円滑な職場復帰及び再休職の防止を図るため、引き続き、「リワークプラザ東京」を活用し「所属学校における職場復帰訓練」を中心とする復職に向けた支援を実施する。

#### ◆主要施策18 優秀な管理職等の確保と育成

#### 1 学校のリーダーを育成する支援の充実

人材育成や一部の指導事務の経験や能力を必要とする副校長業務を軽減するため、平成 29 年度に小学校6校、中学校6校で実施した「学校マネジメント強化モデル事業」を、平成 30 年度は 120 校に拡大し、平成 30 年度・令和元年度の2か年間で引き続き検証を行う。

また、各地区で中核となって活躍する教育管理職を計画的に育成するため、平成 26 年度から本格実施している「学校リーダー育成プログラム」(学校マネジメント講座、学校リーダー育成特別講座) について、教育管理職B選考の受験資格見直しに伴い、平成 29 年度から対象を拡大し研修の更なる充実を図っている。

#### 2 教育管理職選考制度等の改善

女性教員の教育管理職等への登用を促進するため、育児・子育て時期における人事異動面での 配慮を行うほか、キャリア形成を意識したジョブローテーションを推進する。 また、新たな層から優秀な教育管理職を確保するため、これまで主幹教諭及び指導教諭を対象としていた教育管理職選考B選考の受験資格を、平成29年度選考から、46歳以上54歳未満の主任教諭(主任教諭歴2年以上)にまで拡大しており、今後とも教育管理職選考受験者の確保に取り組んでいく。

さらに、教員が教職生活全体を見通し自らのキャリアを形成し、資質・能力の向上を図るための研修計画を設計できるよう、各教員が研修履歴等を確認できる「マイ・キャリア・ノート」を活用する。

# 取組の方向8 質の高い教育環境を整える

### ◆主要施策19 都立高校改革の着実な推進

### 1 都立高校改革推進計画に基づく取組

都立高校が生徒を「真に社会人として自立した人間」に育成していくため、都立高校改革推進 計画に基づき、教育内容の充実や教育環境の整備を推進するとともに、学校の新設や学科の改編 などに取り組む。

# ◆主要施策20 特別支援教育の着実な推進

## 1 東京都特別支援教育推進計画(第二期)に基づく取組

共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸長して、社会に参加・貢献できる人間を育成していくため、東京都特別支援教育推進計画(第二期)に基づき、特別支援学校、小学校、中学校及び都立高校等の全ての学びの場における指導と教育環境の更なる充実、職業教育、防災教育やスポーツ・芸術教育等の変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進、区市町村教育委員会や教員の専門性向上等の特別支援教育を推進する体制の整備・充実に取り組む。

#### ◆主要施策21 学校運営力の向上

#### 1 働き方改革を踏まえた学校運営力を向上させる取組の充実

教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図るために、平成30年2月に策定した「学校における働き方改革推進プラン」により、都立学校における働き方改革を着実に推進するとともに、区市町村教育委員会における実施計画の策定やその取組に対する支援等を行っていく。

また、都立学校において校長がリーダーシップを発揮し、より自律的な学校経営を行っていくため、PDCAサイクルに基づくマネジメントシステムによる学校経営計画を中心とした組織的取組を推進する。学校経営支援センターによるきめ細かい支援により、校長の学校経営を支援し、都民に信頼される特色ある都立学校づくりを進める。

## ◆主要施策22 学校の教育環境整備

### 1 耐震化の推進

地震発生時における児童・生徒の安全を確保するため、「東京都地域防災計画」等に基づき、

公立学校における天井材、照明器具、外壁等の非構造部材を含む施設の耐震化推進及び支援を実施する。

### 2 トイレ整備の推進

公立小・中学校等において、児童・生徒等にとって安全・安心な環境を確保するとともに、災害時における地域の避難所としての機能を向上させるため、トイレ改修(洋式化等)及び災害用トイレ整備を実施する。

また、都立学校についても生徒が安心して学習・生活できる環境を確保するため、洋式トイレの整備を推進する。

### 3 冷房化の推進

児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、公立小・中学校の特別教室(図書室、音楽室、 視聴覚室、パソコン教室、理科室、家庭科室、調理室、被服室、図工室、美術室、技術室又はそ れに準じた教室)の冷房化について支援を行う。

また、都立高等学校についても理科系実験室や美術室等の特別教室の冷房化を推進するとともに、都立特別支援学校の全特別教室及び体育館の冷房化を推進する。

## 4 ICT環境整備の更なる推進

小・中学校における「タブレット端末1人1台専用」の学習環境整備という考え方を踏まえ、都として、区市町村立学校のICT環境整備の指針となるよう、ICT機器の活用及び効果について検討を行い、実証研究につなげていく。

都立高等学校、都立高校附属中学校及び中等教育学校においては、学習の意欲や関心を高め学力を向上させるとともに、情報活用能力を育成するため、更なるICT環境の充実を図る。

また、都立特別支援学校においては、障害の種別や程度に応じたアプリケーションを活用し、 個に応じた学習を可能とするため、更なるICT環境の充実を図る。

さらに、将来の都立学校において、AI・ビッグデータ等のICT技術により、学校教育の課題解決を図ることを目指した「都立学校スマートスクール構想」の実現に向け、BYODの実証研究を行うモデル校を指定する。

#### 5 安全対策のための防犯カメラの整備

学校内への不審者侵入の抑止、初期対応など学校内の安全確保の取組を推進するため、公立幼稚園及び小・中学校の校門等への防犯カメラの設置・更新について支援を行う。

#### 6 質の高い教育の推進に向けた支援等についての検討

学校教育の質の更なる向上や学校の働き方改革に資するため、外部人材の確保等に向けた支援 方法や効率的・効果的な学校業務の在り方等について検討する。

# 取組の方向 9 家庭の教育力向上を図る

#### ◆主要施策23 家庭教育を担う保護者への支援体制の充実

# 1 学校と家庭の連携の推進

児童・生徒が抱える様々な問題の解決や、その保護者の子育てに対する不安や悩みの解消等を 図るため、地域の人材を活用し、保護者からの相談に応じるとともに、児童・生徒に直接関わる 「家庭と子供の支援員」を学校に配置する。

## ◆主要施策24 学校と家庭が一体となった教育活動の充実

## 1 学校と家庭との連携を図る取組の充実

子供たちの基本的な生活習慣、自立心、他人への思いやりなど豊かな心、善悪の判断などの倫理観、社会的なマナー等の人格形成の基盤となる力を育むには、学校と家庭が相互の教育について理解を深め合うことが重要であり、家庭における教育との連携を図るとともに、一体となった取組を進めていく。

# 取組の方向10 地域・社会の教育力向上を図る

## ◆主要施策25 地域等の外部人材を活用した教育の推進

### 1 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」等の取組の充実

子供たちの社会的・職業的自立に向けた意識を向上させるため、「地域教育推進ネットワーク 東京都協議会」の取組を充実させ、企業・大学・NPO等が有する専門的な教育力の教育活動へ の導入を推進する。

また、学校、家庭、地域・社会が連携・協働し、地域全体で子供の教育を支えるため、「地域 学校協働本部」の設置・促進に向けて、コーディネーター等の研修や特色ある事例等の情報提供 等を充実させるとともに、ボランティア等地域人材の確保がより促進されるよう、区市町村を支 援する。

さらに、地域の教育資源や外部人材の活用により、生徒の社会的自立に必要な力を育む教育をより一層充実させるため、学校と地域が組織的・継続的に連携・協働するためのネットワークを整備する。地域連携推進モデル校を指定し、地域が主体的に学校を支援し、学校が地域に貢献する「地域とともにある学校」を推進する。

# ◆主要施策26 学校と地域社会が連携した教育活動の充実

#### 1 小・中学校における取組の推進(再掲)

区市町村が実施する、子供たちの安全・安心な居場所である「放課後子供教室」における体験・ 学習活動の取組を支援するため、コーディネーター等の研修実施や活動事例の情報収集・提供を 行う。これらを通じて、地域の人材を活用した学習習慣を身に付けるための学習支援などの活動 プログラムの充実を図る。

また、中学生等を対象として、学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的とする「地域未来塾」に取り組む区市町村を支援し、子供たちへの学習支援の機会を充実させる。さらに、モデル地区を指定して中学生を対象とする進学を目的とした放課後等の学習支援を実施する。

#### 2 高等学校における取組の推進(再掲)

外部人材等を活用した「校内寺子屋」を都立高校 30 校で実施し、義務教育段階の基礎学力の 定着が十分ではない生徒に対し、学び直し学習や自習を支援する。

# 第6 東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)に基づく平成30年度主要施策の点検及び評価

東京	東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)			平成30年度主要施策				
	取組の方向		No.	施策名	ページ			
	1	個々の子供に応じたきめ細か		基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上	23			
	•	い教育の充実	2	理数教育の充実	35			
		世界で活躍できる人材の育成	3	「使える英語」を習得させる実践的教育の推進	42			
	2		4	豊かな国際感覚を醸成する取組の推進	48			
			5	日本人としての自覚と誇りの涵養	54			
			6	人権教育の推進	56			
			7	7 道徳心や社会性を身に付ける教育の推進				
	3	社会的自立を促す教育の推進	8	社会的・職業的自立を図る教育の推進	65			
			9	不登校•中途退学対策	74			
			10	子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築	78			
-	4	子供たちの健全な心を育む取 組	11	いじめ、暴力行為、自殺等防止対策の強化	81			
	4		12	SNS等の適正な使い方の啓発強化	91			
	5	体を鍛え健康に生活する力を培う	13	体力向上を図る取組の推進	93			
	5		14	健康づくりの推進	96			
	6	オリンピック・パラリンピック教 育の推進	15	オリンピック・パラリンピック教育の推進	100			
		教員の資質・能力を高める	16	優秀な教員志望者の養成と確保	102			
	7		17	現職教員の資質・能力の向上	107			
			18	優秀な管理職等の確保と育成	115			
		質の高い教育環境を整える	19	都立高校改革の着実な推進	118			
	•		20 特別支援教育の着実な推進		119			
	8		21	学校運営力の向上	124			
				学校の教育環境整備	128			
Ī	0	ウウの <u>状</u> を上ウ しょ回て		家庭教育を担う保護者への支援体制の充実	135			
	9	家庭の教育力向上を図る	24	学校と家庭が一体となった教育活動の充実	137			
Ī	10	地域・社会の教育力向上を図る		地域等の外部人材を活用した教育の推進	140			
	10			学校と地域社会が連携した教育活動の充実	143			

# <東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)>

柱	:	知	取	組の方向	1 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実		に応じたきめ細かい教育の充実
主要施策 1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上							
予算額:4,184,373 千円 決算額:2,846,794 千円 従事職員数 26.2 人(指導主事 23 人)							

## 1 小・中学校における基礎学力の定着(指導部)

#### <施策の取組状況>

平成 30 年 7月 5 日に学力調査を実施し、習得目標値(教科書の例題レベル)と到達目標値(教科書の練習問題レベル)を設定して調査結果の分析を行った。また、調査問題の説明DVDを全公立小・中学校に配布するとともに、調査結果の説明会を区市町村教育委員会及び区市町村で教科指導の中核を担う教員を対象に実施した。さらに、調査結果及び分析結果に基づいた報告書を全公立小・中学校及び区市町村教育委員会等に配布した。

≪実施児童・生徒数及び学校数≫

小 5 児童: 1,283 校 93,535 名 (実施率約 97 %) 中 2 生徒: 623 校 71,128 名 (実施率約 96 %)

### <成果>

- ・習得目標値(教科書の例題レベル)未満の児童・生徒の割合 小学校国語(6.2%)・社会(5.9%)・算数(16.4%)・理科(1.5%) 中学校国語(8.1%)・社会(7.0%)・数学(24.2%)・理科(3.3%)・英語(6.6%)
- ・到達目標値(教科書の練習問題レベル)達成の児童・生徒の割合 小学校国語(33.6%)・社会(47.1%)・算数(14.5%)・理科(53.2%) 中学校国語(33.5%)・社会(17.4%)・数学(15.1%)・理科(10.2%)・英語(21.5%)
- ·調査結果説明会:561名参加

#### <課題>

- ・ 成果目標を達成した教科は、習得目標値では、小学校理科、中学校理科、到達目標値では、小学校 社会・理科であった。
- ・ 習得目標値の問題の平均正答率は次のとおりであり、定着が十分とは言えない状況である。今後、 この習得目標の問題の平均正答率を80%以上にしていくことが求められる。

小学校国語(69.5%)・社会(70.5%)・算数(66.7%)・理科(71.2%)

中学校国語(75.0%)・社会(60.0%)・数学(59.9%)・理科(56.6%)・英語(62.0%)

## <今後の取組の方向性>

- ・ 都学力調査の結果について、様々な観点から分析を行い、各地域、学校における学力向上を図る取 組を支援していく。
- 効果的な習熟度別指導を一層推進する。
- ・ 「東京ベーシック・ドリル」ソフト等の活用を促進し、知識・技能の確実な定着を図っていく。

# 2 高等学校における学力の確実な定着(指導部)

### (1) 「都立高校学カスタンダード」活用事業

#### <施策の取組状況>

1 「各高等学校における独自の学力スタンダード」の作成

進学指導重点校、中高一貫教育校及び夜間定時制高校以外の全ての都立高校において、「基礎」・「応用」・「発展」の3段階の「都立高校学力スタンダード」に基づき、対象科目の内容・項目ごとに学校独自の学力スタンダードを作成した。

<対象科目> 普通科目6教科19科目、専門科目3教科3科目

国語総合・現代文B・数学Ⅰ・数学Ⅱ・コミュニケーション英語Ⅰ・コミュニケーション英語Ⅱ・

世界史A・世界史B・日本史A・日本史B・地理A・地理B・現代社会・倫理・

政治・経済・物理基礎・化学基礎・生物基礎・地学基礎・農業と環境・工業技術基礎・ ビジネス基礎

- 2 学力スタンダードに基づく学習指導の実施
  - (1) 学力スタンダード推進委員会、教科会などからなる組織的な学習指導体制の確立
  - (2) 学力スタンダードに基づく各教科の指導計画及び報告書の作成
  - (3) 指導と評価の PDCA サイクルによる授業改善の実施
  - (4) 各学校において作成した自校の学力スタンダードのホームページへの掲載
- 3 学力スタンダード推進協議会の開催

事業趣旨説明及び組織的な学習指導体制を整えている学校による実践事例の発表及び協議

4 学力向上データバンクの構築

各教科で組織的な指導を効果的に実施していくことを支援するため、「都立高校学力スタンダード」に基づいた生徒の学力の定着状況を把握するための標準問題を作成。作成した標準問題を、各校が 共通で利用することができるデータバンクに保存・登録

#### <対象科目>

国語総合・現代文B・数学Ⅰ・数学Ⅱ・コミュニケーション英語Ⅰ・コミュニケーション英語Ⅱ

- (1) 教員で構成する「都立高校学力スタンダード」学力調査問題検討委員会の設置
- (2) 委託業者と共同で学力調査の企画、検討及び問題作成を実施
- (3) 「都立高校学力スタンダード」に基づいた標準問題の作成
- (4) 各校独自の学力調査結果の分析による、学力定着状況の把握、繰り返し指導の実施及び学習指導方法の改善

### <成果>

平成30年度学力スタンダードに関するアンケート結果より、学力スタンダード対象科目における定期考査問題の共通化について、全ての科目で、完全又は一部で共通化して実施している割合は89.2% (平成29年度は88.7%)であり、全ての科目又は一部の科目で、全く共通化していない割合は10.8% (平成29年度は11.3%)である。前年度に比べ、全ての科目又は一部の科目で、全く共通化していない割合が0.5ポイント減少し、定期考査の共通化が図られつつある。

#### <課題>

考査問題の統一や各科目の指導内容・方法の共有化、授業進度の統一化が教科によってはいまだになされておらず、組織的な校内体制が整っていない学校が一部見られる。

#### <今後の取組の方向性>

「高校生のための学びの基礎診断」と今後の学力スタンダードの方向性について検討を行っていく。

#### (2) 「校内寺子屋」の推進

#### <施策の取組状況>

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して放課後等に外部人材を活用した学習支援を行う学力向上研究校(校内寺子屋)を30校2年間指定した。

- ・国語、数学、英語において高校1年生20名程度の生徒を対象
- ・各教科週2回程度、放課後に2時間程度
- ・元教員や非常勤講師、大学生などの外部人材を活用し個別学習を実施

### <成果>

対象となる生徒の意欲向上に関するアンケートにおいて、「学習意欲が上がった」、「分からない問題が分かるようになった」、「基礎学力が向上した」という設問に対し、60%以上の生徒が「当てはまる」 又は「ほぼ当てはまる」と回答しており、生徒の学びに対する意欲の向上につながったと考えられる。

#### <課題>

地域によっては外部講師の確保が難しい学校があり、近隣の中学校や学習塾などとの連携が必要である。

#### <今後の取組の方向性>

平成30年度に引き続き校内寺子屋の充実を図るため、30校を指定校として学力向上や中途退学の防止に一層取り組む。

#### (3) ゆめナビプロジェクト

#### <施策の取組状況>

- 1 学習することの意味付け キャリア教育の充実
  - (1) 社会的・職業的自立支援プログラム(地域教育支援部事業)などを活用し、キャリア教育の充実を図る。
  - (2) インターンシップの充実を図る。
- 2 高校で身に付けるべき学力の定着 教科指導の充実
  - (1) 学力不振による中退者数の把握
  - (2) 教科会の実施
  - (3) 東京リ・スタディを作成し全校に配布

#### 取組の方向1 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実

- 3 生徒が意欲的に学ぶことを支援 個に応じた指導の体制確立
  - (1) ケース会議の実施
  - (2) オンライン個別学習の活用 永山高校、若葉総合高校、東久留米総合高校で実施

#### <成果>

- 1 学習することの意味付け
  - (1) 社会的・職業的自立支援プログラムへの参加生徒数の増加(平成 29 年度:9,202 名、平成 30 年度:17,722 名)
  - (2) インターンシップを実施(平成29年度:8校、平成30年度:10校)
- 2 高校で身に付けるべき学力の定着 学力不振による中退者数の減少(平成 29 年度: 7 校 104 名、平成 30 年度: 6 校 55 名)
- 3 生徒が意欲的に学ぶことを支援
  - (1) ケース会議の実施回数の増加(平成29年度:年間平均3.9回、平成30年度:年間平均4.3回)
  - (2) 個人カルテ作成校数の増加(平成29年度:6校、平成30年度:8校)

#### <課題>

- 1 教科会の改善や学力定着を図る取組の成果を検証するため、外部学力調査等を実施し、継続的に生徒の学力把握に努める必要がある。
- 2 学力不振による中退者数の減少が見られたが、引き続き学習支援を行い、中退防止に努める必要がある。

#### <今後の取組の方向性>

- 1 「東京リ・スタディ」の実践活用事例の普及
- 2 Wi-fi環境を整えた研究校3校においてオンライン個別学習を実施し、成果検証を行っていく。
- 3 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実(地域教育支援部・指導部)

#### (1) 放課後子供教室の推進

## <施策の取組状況>

1 「放課後子供教室」の実施

区市町村が実施主体となり、全ての子供を対象に、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・ 安心な子供の活動拠点(居場所)を設け、子供たちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する事業を実施した。

#### 【実績】 実施地区数及び教室数等の推移

年度	H26	H27	H28	H29	H30
地区数(区市町村数)	52	55	55	55	55
教室数	1, 138	1, 158	1, 200	1, 240	1, 260
小学校区数	1, 089	1, 112	1, 145	1, 178	1, 187

2 活動プログラムの実施

学習支援、文化、スポーツ等の様々な活動プログラムを実施【実績 121 教室】

3 放課後子供教室スタッフ等研修の実施 区市町村が実施する放課後子供教室に関わるコーディネーター等の事業関係者の資質向上を図る ための研修を実施した。【実績 年4回 受講者数延べ779名】

#### 4 情報提供

東京都教育委員会ホームページ、生涯学習情報誌「とうきょうの地域教育」を活用した「放課後子供教室」の活動事例等の情報提供を行った。

#### <成果>

- ・教室数及び実施小学校区数の増加(平成29年度比 20教室9小学校区増)
- ・学習支援、茶道教室やバドミントン教室等、様々なプログラムを実施

#### <課題>

活動内容の充実を図るため、活動プログラムの実施教室数を増やしていくとともに、多様なプログラムの展開が必要

#### <今後の取組の方向性>

区市町村に対して学習支援等様々な活動事例の紹介を行うとともに、専門人材を活用した活動プログラムを展開するなど活動内容の一層の充実を支援する。

#### (2) 地域未来塾の推進

#### <施策の取組状況>

区市町村が主体となって、国庫補助事業である「地域未来塾」を活用し、放課後等に地域住民等の協力を得て、学習支援が必要な中学生等を対象に学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的として学習支援の機会を提供した。

· 実施区市町村 29 区市 (平成 28 年度事業開始)

(小学生対象1村、中学生対象:7区市、両方対象:21区市町)

#### 実施地区数等の推移

年度	H28	Н29	H30
地区数 (区市町村数)	15	21	29
対象校数	230	428	640

#### • 取組内容

大学生や教員 OB 等による、個別指導やグループ学習等の形式による学習支援を実施 会場は、自治体ごとに様々で、学校の教室を利用するものや公民館・教育センター等学校外の施設 を利用している例もある。

#### <成果>

実施した教育委員会や学校からは、「参加児童の家庭学習の定着が見られた。保護者も好ましい変化が見て取れた。」「学校以外での勉強時間が増えた。」などの学習習慣の確立や、「児童や担任教諭の実感として、学力の向上が見られた。」「学力の底上げがなされた。」といった基礎学力の定着などが評価

#### 取組の方向 1 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実

されている。

また、参加している児童・生徒からは、「勉強をがんばろうと思うようになった。」「勉強でわかるところが増えた。」など、意欲に関するアンケート回答も寄せられている。

#### <課題>

未実施地区への「地域未来塾」活用促進や実施地区における対象校数の拡大促進

### <今後の取組の方向性>

区市町村に対して、多様な実践事例を収集した「地域未来塾ハンドブック」をはじめ、参考となる情報を提供するなど、地域や学校の実態を踏まえた学習支援の取組が一層拡充するよう働き掛けを行う。

# (3) スタディ・アシスト事業の実施

#### <施策の取組状況>

モデル地区を指定して中学生を対象とする進学を目的とした放課後等の学習支援を実施した。

- ・2地区 計19中学校、中学3年生182名が参加
- ・数学、英語を中心に、民間教育事業者(講師)により10名程度の少人数で指導
- ・放課後、土曜日又は長期休業日中に2時間程度
- ・おおむね9月から2月までにかけて13回から20回程度

#### <成果>

参加生徒の満足度(「大変満足」「満足」の計)は、97.7%であった(アンケートより)。「わからないところがあってもすぐ先生に聞ける場があったことが良かった。今までわからなかったところもわかるようになって点数も上がった。」との声が寄せられた。

# <課題>

いずれのモデル地区も事業開始が夏季休業日以降となったことから、参加生徒が想定していた定員のおよそ半数となった。

#### <今後の取組の方向性>

- ・今後の公立中学校の進学を目的とした学習支援事業の在り方について検討しつつ、今年度の事業成果や課題を踏まえ、令和元年度も引き続きモデル地区における事業実施を行う。
- ・具体的には、年間事業計画を見直し、生徒や保護者に対する時期を得た早めの周知や募集や、年度 当初の各域内校長会等を通じた学校への理解促進等を図る。
- ・他の区市町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、事業成果に関する周知を行う。

# (4) 校内寺子屋の推進(再掲)

### <施策の取組状況>

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して放課後等に外部人材を活用した学習支援を行う学力向上研究校(校内寺子屋)を30校2年間指定した。

・国語、数学、英語において高校1年生20名程度の生徒を対象

- ・各教科週2回程度、放課後に2時間程度
- ・元教員や非常勤講師、大学生などの外部人材を活用し個別学習を実施

#### <成果>

対象となる生徒の意欲向上に関するアンケートにおいて、「学習意欲が上がった」、「分からない問題が分かるようになった」、「基礎学力が向上した」という設問に対し、60%以上の生徒が「当てはまる」 又は「ほぼ当てはまる」と回答しており、生徒の学びに対する意欲の向上につながったと考えられる。

#### <課題>

地域によっては外部講師の確保が難しい学校があり、近隣の中学校や学習塾などとの連携が必要である。

## <今後の取組の方向性>

平成30年度に引き続き校内寺子屋の充実を図るため、30校を指定校として学力向上や不登校及び中途退学の防止に一層取り組む。

## 4 高等学校における新しい価値を創造する力を育む教育の推進(指導部)

# (1) アクティブ・ラーニングの推進

#### <施策の取組状況>

都立高校の生徒が、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に 学び続けることができるよう、アクティブ・ラーニングの視点に立った指導の充実に向けた研究開発 を行う学校として、「アクティブ・ラーニング推進校」45 校を指定し、以下の取組を行った。

- 1 推進校の取組
  - (1) 外部講師を活用した校内研修の実施
  - (2) 先進的に取り組んでいる高等学校や大学等の先進校視察
  - (3) 研究成果報告書の作成及び提出
  - (4) 実践報告会における実践事例の発表
- 2 東京都教育委員会の取組
  - (1) 平成 28 年度
    - ア 実践報告会の開催 (平成28年12月15日)
    - イ 「平成28年度アクティブ・ラーニング推進校報告書」の作成
    - ウ DVD「これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指して〜主体的・対話的で深い 学びの実現〜」の作成
  - (2) 平成 29 年度
    - ア 「カリキュラム・マネジメント推進校」との合同による実践報告会の開催(平成29年12月7日)
    - イ 「平成29年度アクティブ・ラーニング推進校報告書」の作成
  - (3) 平成 30 年度
    - ア 「カリキュラム・マネジメント推進校」との合同による実践報告会の開催(平成30年12月6日)
    - イ 「平成30年度アクティブ・ラーニング推進校報告書」の作成

#### <成果>

- 1 推進校におけるアクティブ・ラーニングの視点に基づく授業実践と実践事例の周知 推進校によって一部の教員による実践から約9割の教員による実践まで実施状況に幅はあるもの の、全ての学校で授業実践に取り組み、実践事例として報告書に指導案を掲載し、全都立高校に向 けて周知を図った。
- 2 実践報告会における実践事例の発表

全校悉皆で開催した実践報告会において、カリキュラム・マネジメント推進校の取組についての 実践事例の発表を行うとともに、指定最終年度の推進校 15 校が自校の取組についてポスター発表を 行った。また、独立行政法人大学入試センター審議役を講師に招いた講演を行い、新しい学習指導 要領を通じて育みたい力及びアクティブ・ラーニングの視点に基づく授業改善の重要性について全 都立高校に向けて周知を図った。

#### <課題>

1 推進校の取組の充実

推進校1年目及び2年目の成果を踏まえ、各推進校の取組の充実を図る必要がある。特に、全校 体制での組織的な取組が不十分な学校については、指定最終年度を見据えながら、計画的に取組を 進めるよう指導・助言を行う必要がある。

2 成果検証に向けた取組

生徒の変容の数値化など、推進校としての取組の成果を検証する評価の指標やデータ収集の方法等について研究を進める必要がある。

#### <今後の取組の方向性>

令和元年度は、30 校での実施となる。より良い事例を効果的に普及するため、実践報告会でより充実した取組事例を示すことができるよう工夫していく。

# (2) 知的探究イノベータ—推進事業

#### <施策の取組状況>

探究的な学習等を推進する先導的学校として「知的探究イノベーター推進校」を3校指定し、以下の取組を支援した。

- 1 探究的な学習等を用いて新しい価値を創造する力等を育成する学習内容及び方法の開発
- 2 探究的な学習等を用いて新しい価値を創造する力等を育成する教材の開発
- 3 探究的な学習を中核にした教育課程の開発

#### <成果>

- 1 「探究的な学習」を進めるに当たり、各推進校において学校の特色や在り方の見直しを図るとと もに、「探究的な学習」を中核にした教育課程を研究し、指導の充実を図った。
- 2 共同研究として外部機関等のもつ専門的なノウハウを活用し、「探究的な学習」に関する学習内容と学習方法を研究し、教材の開発を行った。

#### <課題>

- 1 「探究的な学習」をゼミ形式で行うための継続的な予算措置や外部との連携の強化 少人数で指導を行うための教育課程の編成やより適切な校内体制について研究するとともに、外 部機関と連携し「探究的な学習」の指導を推進する必要がある。併せて、必要な予算措置について も検討していく必要がある。
- 2 探究的な学習の推進と普及 推進校の「探究的な学習」の取組をより一層推進するとともに、全都立高校に普及し、各校の「探 究的な学習」の指導の充実を図る必要がある。

### <今後の取組の方向性>

令和元年度は、高校1・2年(中等教育学校4・5年)で、「探究的な学習」を行う。令和元年度以降は、学年進行で「探究的な学習」を深め、最終学年で成果発表等を行う。令和4年度から実施される「総合的な探究の時間」において、開発した教材や教育課程及び実践的な取組方法を普及することで、都立高校における「探究的な学習」を推進していく。

5 高等学校における生徒の進学希望の実現に向けた取組の推進(指導部・都立学校教育部)

## <施策の取組状況>

難関国立大学等を目指す生徒の進学希望をかなえるため、進学指導重点校等を 27 校指定するととも に、これに中高一貫校 10 校を加えた 37 校を対象とし、進学対策の充実を図るために以下の支援を行った。

- 1 進学指導研究協議会
- (1) 全体会(年1回)

次年度の進学指導体制の改善等を図るため、副校長及び進路指導主任を対象に、前年度の大学 合格状況等、成果と課題について共有した。

(2) 学校経営懇談会(全4部会)

進学指導重点校、進学指導特別推進校、進学指導推進校及び中高一貫教育校の4部会における 固有の課題の解決を図るため、部会別の校長対象の懇談会を実施した。

- (3) 指名制による授業研究(6月から1月まで)
  - 37 校の教員の指導力向上及び授業改善を図るため、指導教諭等による優れた授業を見学し授業研究を行った。
- 2 外部機関による定期考査分析に係る事業

大学入学共通テストにおける記述問題や思考力・判断力・表現力を評価する問題に対応した指導 と評価の改善を図るため、定期考査分析委員会を設置し、進学指導重点校等(37 校)の定期考査問題を分析し、各校にそれぞれの分析結果の報告を含む研修会を実施した。

- 3 若手教員育成システム「進学指導研修」の実施
  - 進学指導に関する中核教員を育成するため、進学指導重点校に進学指導研究生を10名配置した。
- 4 巡回指導員による指導・助言の実施

進学対策特任教授(一般職非常勤職員5名)と指導主事等がチームとなって37校を年間2回、訪問し、管理職、進路指導主任、各教科主任に対して指導・助言を行った。

#### 取組の方向 1 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実

5 外部人材による自主学習支援

生徒の学習時間の確保及び進学への意欲を喚起するため、外部人材を活用した支援を行った。

6 難関大学進学への「志」育成事業

最先端の研究及び難関国立大学進学への意欲を喚起するため、京都大学高校生フォーラム、コスモス国際賞受賞記念講演会、都医学研フォーラム、公益社団法人東京医師会による医師を目指す生徒のためのセミナー、東京工業大学高校生のための先端科学・技術フォーラム及び首都大学東京都立高校生のための先端研究フォーラムを実施した。

7 進学指導に関わる諸調査

37 校の大学合格状況調査等を実施し、各校の傾向を分析、巡回指導訪問等において指導・助言を 行った。

### <成果>

難関国立大学及び医学部医学科の合格者は、前年度より49名増加した。

#### <課題>

進学指導特別推進校における難関国立大学及び医学部医学科の合格者が、前年度より減少したことから、不合格となった学力層への進学指導の充実を図る必要がある。

# <今後の取組の方向性>

難関国立大学及び医学部医学科への合格者は増加しており、学校は生徒の高い志望に応え指導している。

この現状を踏まえ、進学指導重点校での進学指導及び授業等における優れた取組を 37 校全体で共有 し、各校における難関国立大学への進学指導体制の充実を図る。

#### 【具体的な取組例】

- ・進学指導研究協議会におけるグループ編成の改善
- ・大学入試改革に向けた進学指導体制構築のための支援により、高大接続改革による記述問題や教科 横断的な問題に対応できる力を身に付けさせるための取組体制の構築

## 6 持続可能な社会づくりに向けた教育の推進(指導部)

## <施策の取組状況>

- 1 児童・生徒への具体的な課題の捉えさせ方や、課題解決に向けた学習過程等を工夫するなど、主体 的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組んだ。
- 2 持続可能な社会づくりに関する内容と各教科等で扱う単元・題材との関連を記した年間指導計画を 作成するなど、教科等横断的な取組を充実させた。
- 3 外部講師による講演会や研修会を実施したり、地域の施設や行事等に参加したりするなど、外部人 材や地域資源等を活用した教育活動に取り組んだ。
- 4 都教育委員会主催の実践発表会を実施し、その取組の成果の普及を図るとともに、推進校全校において、研究の成果の普及に向けた研究発表会を開催した。

# <成果>

「持続可能な社会づくりに向けた教育推進校」における調査

項目	成果目標	調査結果
自然環境や地域・地球規模等の諸課題について、身近な課題である と認識している児童・生徒の割合 (「持続可能な社会づくりに向けた教育推進校」における調査)	80%以上	88. 5%
授業の中で、教科等の見方・考え方を働かせて自分の意見をもち、 理由等を考えるとともに、グループ等で話し合った内容を共有して いると認識している児童・生徒の割合 (「持続可能な社会づくりに向けた教育推進校」における調査)		
授業の中で、学んだ知識を関連付けて理解し、自分の考えを もつことができていると認識している児童・生徒の割合	80%以上	86.3%
授業の中で、友人や教師と対話することで、自分の考えが広 がったり深まっていると認識している児童・生徒の割合		88.7%

### <課題>

- 1 持続可能な開発目標 (SDGs) を踏まえた、具体的な指導実践
- 2 本事業の取組の成果の更なる普及・啓発

#### <今後の取組の方向性>

- 1 持続可能な開発目標 (SDGs) を踏まえ、複数の教科等を関連付けた取組の推進
- 2 指導事例集の作成・配布による、取組の成果の普及・啓発

### 7 AI 時代における教育の推進(指導部)

# <施策の取組状況>

- 1 都内公立小学校において、企業等と連携した効果的なプログラミング教育が行われるようにする ため、「プログラミング教育推進校(以下「推進校」という。)」75 校を指定し、公開授業を通して他 校へ普及・啓発
- 2 実践報告会の開催、指導事例集の作成・配布により、都内全公立小学校へ普及・啓発

# <成果>

- 1 推進校による公開授業が延べ163回(要項上必須とした回数の108.7%)実施された。
- 2 2月16日(金)に文京シビックホール (大ホール) において、区市町村立全小学校から1名以上の 参加を求め、実践報告会を開催した。
- 3 各推進校が開発した指導事例のうち、18 点を掲載した指導事例集を作成し、都内全公立学校に配 布した。

#### 取組の方向 1 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実

#### <課題>

- 1 令和2年度の小学校におけるプログラミング教育の全面実施を円滑に実施するため、区市町村教育委員会の取組を支援する必要がある。
- 2 推進校の成果を、区市町村を越えて、都全体で共有する必要がある。
- 3 2年間指定の2年目となる推進校において、児童の論理的思考を確実に向上させたり、新たなことに挑戦しようとする意欲や新しいものを創り出そうとする意欲を高めたりすることができるよう、 推進校を支援する必要がある。

#### <今後の取組の方向性>

- 1 各推進校を訪問して指導・助言を行う。定期的な連絡協議会を開催したり、児童の変容を確認するアンケートにより各推進校の取組を評価したりすることで、研究を適切に行うよう指導する。
- 2 推進校の研究報告会を区市町村教育委員会主催で実施し、各校の成果を区市町村ごとに共有する。
- 3 各推進校や支援団体の取組を発表する「プログラミング教育フォーラム」を開催し、学校関係者 や関心をもつ企業及び報道関係者に周知するとともに、研究成果を「情報教育ポータルサイト」に 掲載し、公開する。

## 8 給付型奨学金による支援(都立学校教育部)

# <施策の取組状況>

家庭の経済状況にかかわらず、生徒が希望する進路に挑戦できるよう、生徒が学校の選択的教育活動に参加するために必要な経費を、現物給付により支援する。

- 1 認定者数
  - ・5万円対象者 18,149人
  - ・3万円対象者 10,954人
- 2 認定額 1,236,086,022円
- 3 実績額 401,623,541円

#### <成果>

これまで経済的負担を理由に参加を見送っていた生徒が、この制度を活用することにより、模擬試験や資格試験、勉強合宿等、希望する教育活動に参加できるようになった。TGGの利用料等を対象経費とすることにより、TGGを利用した新たな教育活動を展開するなど教育活動の充実を図ることができた。

#### <課題>

平成30年度の執行率について、認定者は9割に達するにもかかわらず、依然低い状況が続いている。

## <今後の取組の方向性>

平成30年度の執行状況について、詳細な分析を行い、低執行率の原因を探るとともに、原因に応じた対応策を検討する。認定を受けた生徒が給付限度額まで活用できるよう、制度活用の促進を図っていく。

# <東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)>

柱 知				取組の方向	1	個々の子供	に応じたきめ細かい教育の充実
主要施策 2 理		理刻	数教育の充実				
予算	額:148	, 603	千円	決算額:1	23, 7	728 千円	従事職員数4人(指導主事4人)

# 1 小・中学校における理数教育の推進(指導部)

## (1) 「小学生科学展」の開催

### <施策の取組状況>

小学生が、自ら決めたテーマについて深く研究した成果を、4日間にわたり展示発表するとともに 口頭発表を行うことを通して、理数に対する能力を更に高めた。

## <成果>

- ・ 出品点数 64点(各区市町村からの代表1点、都立特別支援学校小学部から2点)
- · 来場者数 1,531 人
- ・ 「友達の作品を見たり発表を聞いたりして、科学に対する興味や関心が高まった」と回答する参加児童の割合は、平成29年度が96.8%、平成30年度が95.4%と、95%を超えている。

# <課題>

- ・ 各区市町村教育委員会における本事業の活用推進
- 特別支援学校児童の参加促進
- ロ頭発表の充実

# <今後の取組の方向性>

- ・ 区市町村教育委員会における本事業活用例の周知
- 都立特別支援学校小学部への本事業の周知
- ・ プレゼンテーションソフト等を活用した口頭発表例の提示

# (2) 「東京ジュニア科学塾」の開催

### <施策の取組状況>

小学校第6学年及び中学校第1・2学年の児童・生徒が科学の専門家等から指導を受け、科学への興味や関心を高めることを目的に、「東京ジュニア科学塾一般コース」を開催した。また、科学に高い関心のある生徒の資質・能力を更に伸長することを目的に、中学校第2学年の生徒を対象とした「東京ジュニア科学塾専修コース」を開設した。

- ・ 東京ジュニア科学塾一般コース 全3回開催 参加人数延べ497名(平成29年度は330名)
- ・ 東京ジュニア科学塾専修コース 全8回開催(塾生40名)

### 取組の方向1 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実

### <成果>

- ・ 東京ジュニア科学塾専修コースの受講者を対象にしたアンケート調査では、「科学に対する興味が深まるなどの効果があった」と回答する参加生徒の割合が、平成29年度100%、平成30年度97.4%と、いずれも95%を超えている。
- ・ 東京ジュニア科学塾の受講者を対象にしたアンケート調査では、「科学に対する興味が深まった」 と回答する参加生徒の割合が、平成29年度が100%、平成30年度が94.2%と、いずれも90%を 超えている。

### <課題>

・ 参加者数の更なる拡大

## <今後の取組の方向性>

区市町村教育委員会に対する周知等、募集方法の改善

## (3) 「中学生科学コンテスト」の開催

### <施策の取組状況>

東京都内の中学生が理科・数学等の能力を競い合い切磋琢磨する場を提供することで、中学生の理科・数学等に対する意欲・能力を更に伸ばし、科学好きの生徒の裾野を広げるとともに、「科学の甲子園ジュニア全国大会」に出場する東京都代表チームを選考した。

## <成果>

- · 参加チーム数 平成 29 年度 176 チーム→ 平成 30 年度 188 チーム
- 参加校数 平成 29 年度 87 校→ 平成 30 年度 83 校
- ・ コンテスト参加後のアンケート調査結果において、「科学技術に関する学習意欲が高い」と回答した生徒の割合は、平成29年度が86.5%、平成30年度が88.9%と、いずれも85%を超えている。

## <課題>

- 参加学校数の拡大
- 実技競技の充実

# <今後の取組の方向性>

- ・ 民間の外部会場の利用による、受入れ可能参加チーム数の拡充
- ・ 各自治体や関係団体を通した開催の周知
- ・ 実技競技問題を今年度の1問から2問に増やすことによる実技競技の充実

### (4) 理科教育支援推進事業

# <施策の取組状況>

5地区を指定し、観察・実験の充実、関心・意欲の向上、指導力の向上、基礎学力の定着の四つの柱について、各地域における理科教育施策の整理・充実に向けた支援を実施した。

各地区における効果的な取組を取りまとめ5地区間で共有するとともに、部の広報誌等を通して都内各自治体に周知した。

### <課題>

- ・ 効果的な取組の都内各自治体への更なる周知
- 成果検証の実施

### <今後の取組の方向性>

- ・ 課の事業説明会、課の広報誌、教育庁 HP を通した普及・啓発
- 都学力調査及び本事業独自の調査等による成果検証

# (5) 理科教育カンファレンスの実施

## <施策の取組状況>

理科を指導する小学校や中学校等の教員が、平成29年告示の学習指導要領の改訂の趣旨を理解するとともに、趣旨に沿った先進的な指導事例を共有することで、理科教育の改善、充実を図った。

## <成果>

- · 参加者 1,835名
- ・ 参加者のアンケート調査結果において、「所属校の理科授業の改善に向けて、生かせる内容であった。」と回答した割合は、平成29年度、平成30年度ともに91%と、いずれも90%を超えている。

## <課題>

- 新学習指導要領全面実施を踏まえたテーマの設定
- ・ 校種や参加者のニーズに合わせた内容の構成設定

## <今後の取組の方向性>

- 校種別の開催
- ・ 新学習指導要領の趣旨を踏まえた具体的な授業づくりの紹介

# 2 高等学校における理数教育の充実(指導部・都立学校教育部)

# (1) 「理数アカデミー校」の充実

#### <施策の取組状況>

理数アカデミー校 富士高等学校・附属中学校

- 1 探究活動の一層の充実
- 2 国内外の研究施設等における研修の実施
- 3 教員研修
- 4 大学や研究機関との連携
- 5 科学の祭典等における研究成果の発表

- 1 「探究未来学」の更なる充実のため、教材プリントの改善や、ICT教材の開発を行い、高校 1 年「探究未来学」の評価指標としてルーブリックの研究開発を行った。
- 2 日本学生科学賞や国際科学オリンピックへの応募、「小石川中等教育学校発表会」への出席など、 生徒が積極的に成果発表の場を求めるようになった。
- 3 中学3年生・高校1年生で「探究未来学」を必修、高校2年生で選択とし、それぞれ中間発表会・ 最終発表会などを開催するといった改善を図り、生徒の「考える力」がより深まるように工夫をした。
- 4 研究開発委員会を設置し、各校とも年間9回程度を実施し、外部有識者、学校関係者から指導助 言を受け、研究開発を行った。
- 5 年間通して実施されている「土曜講座」や、東京工業大学のサマーサイエンスキャンプ、京都研修における京都大学訪問、附属中学3年のアメリカシリコンバレーでの研修を通して、科学技術、理科・数学に対する興味関心を高め、探究心を向上させた。
- 6 大学や専門機関との連携による取組は、平成 27 年度:1件→平成 28 年度:18 件→平成 29 年度: 23 件→平成 30 年度:25 件と着実に増加している。
- 7 卒業後の進路の状況等については、理系大学進学が増加傾向にあり、国公立大学合格者も着実に 増加している。

## <課題>

- 1 各教科において中高の系統的な取組の計画を具体化していく必要がある。
- 2 「探究未来学」で使用する指導教材の改善や新規教材の開発を継続し、探究活動に係る指導方法 の更なる充実を図る必要がある。
- 3 「探究未来学」の取組を、「総合的な探究の時間」「理数探究基礎」「理数探究」にどのようにつな げていくか、今後検討が必要である。
- 4 「思考力・表現力」を重視したカリキュラムの検討、新たな大学入試、特に国立大学等で増加する推薦入試に備える必要がある。

### <今後の取組の方向性>

新学習指導要領で注目されている探究活動等の充実を図るため、教育内容に応じた適切な学習指導法の更なる改善を図る必要がある。

# (2) 「理数リーディング校」の指定

# <施策の取組状況>

理数リーディング校 科学技術高等学校・国分寺高等学校・南多摩中等教育学校

- 1 探究活動に関する研究開発
- 2 高等学校や大学等の先進校の視察
- 3 大学や研究機関等と連携した探究活動の充実
- 4 研究開発のため研究開発委員会の設置
- 5 科学の祭典(「科学の甲子園東京都大会」及び「研究発表会」)、各種コンテスト等への参加

- 1 大学や研究機関の研究者による講演会、探究活動プログラム、課題研究、フィールドワーク活動などにより、理数系の進路を選択する生徒の割合が、前年度と比較して増加した。
- 2 各種の科学コンテストに参加した生徒が入賞したほか、国際科学オリンピック日本代表選考候補 となった。
- 3 科学の甲子園東京都大会において、順位を大きく向上させている等の成果が見られた。
- 4 研究開発委員会を設置し、各校とも年間3回程度を実施し、外部有識者、学校関係者から指導助 言をもらい、研究開発を行った。

## <課題>

- 1 「スーパーサイエンスハイスクール (SSH)」の指定、新学習指導要領の新教科「理数」の設置を 見据え、理数教育の充実を図る教育課程の検討を進める必要がある。
- 2 探究活動時間の十分な確保、外部機関との積極的な連携を図るとともに、生徒の多様な進路につなげる指導体制を構築する必要がある。
- 3 組織的に活動できるような体制を校内に位置付け、探究的な活動を促進する教員組織を立ち上げていく必要がある。

## <今後の取組の方向性>

次期学習指導要領を見据え、探究活動の充実のため、科学技術、数学・理科における探究活動を充実させるとともに、数学や理科における「見方・考え方」を活用しながら、数理横断的なテーマに徹底的に向き合い考え抜く力を育成するため、数学と理科の知識・技能を総合的に活用して主体的な探究活動を行う新たな選択科目の学習内容や学習方法、指導法等の研究開発を先進的に行っていく。

### (3) 「理数研究校」の指定

# <施策の取組状況>

理数研究校(24校)

都立葛飾野高等学校 都立竹早高等学校 都立六本木高等学校 都立小石川中等教育学校 都立小松川高等学校 都立八丈高等学校 都立小笠原高等学校 都立西高等学校 都立調布北高等学校 都立目黒高等学校 都立新宿高等学校 都立世田谷総合高等学校 都立桜修館中等教育学校 都立駒場高等学校 都立北園高等学校 都立農芸高等学校 都立豊島高等学校 都立町田高等学校 都立成瀬高等学校 都立府中東高等学校 都立八王子東高等学校

都立武蔵高等学校 都立小金井北高等学校 都立多摩科学技術高等学校

- 1 探究活動の実施
- 2 科学の祭典、各種コンテスト等への参加
- 3 フィールドワーク・観察の実施

1 「科学の甲子園東京都大会」では、指定校のうち7割以上の学校が参加し、優秀な成績を修める ことができた。

平成 29 年度: 13 校参加 → 平成 30 年度: 17 校参加

筆記競技では上位 10 位までに 2 校、実技競技では上位 10 位までに 5 校、総合成績では上位 10 位までに 3 校が入り、東京都大会総合順位第 1 位を獲得した学校があった。

- 2 「科学の祭典」研究発表会のポスター発表は、全ての指定校が作品を出品し、日頃の研究成果に ついて交流した。
- 3 積極的に各種の科学コンテストに参加し、複数の生徒が入賞した。

### <課題>

各校とも理数分野に興味・関心の高い生徒が集まる部活動での活動が多かった。より活動の輪を広げていくためにも、学校全体で取り組む指導体制を整えていくとともに、広く都立高校で取組を共有する必要がある。

# <今後の取組の方向性>

各指定校における生徒の実態に合わせた研究活動を広く共有し、理数好きの生徒の裾野拡大を図る。

# (4) 「理数研究ラボ事業」の実施

### <施策の取組状況>

- 1 理数研究ラボ (集中型)
  - (1) 内容 最先端の研究機関が集中する筑波研究学園都市を訪問して最先端の科学技術及びその 研究に接し、研究活動を体験
  - (2) 時期 平成30年8月20日(月)から同月22日(水)まで
    - ※ 7月22日に事前学習、9月30日に事後学習、11月25日に科学の祭典においてポスター発表を実施
  - (3) 会場 筑波大学、国際農林水産業研究センター、産業技術総合研究所
- 2 理数研究ラボ (通年型)
  - (1) 内容 都内の大学や研究機関において最先端の科学技術に接し、研究者からのアドバイスを受けながら、グループ単位で研究活動を実施
    - ※ 研究データや情報を会場以外の場所において、グループ内の生徒で情報共有することができるようタブレット PC を期間中参加生徒に貸出
  - (2) 時期 平成30年6月から平成31年2月まで(10回)
  - (3) 会場 東京理科大学等

#### <成果>

1 集中型については、「研究」に対する興味・関心の高まりに対して、9割以上の生徒が「高まった」と回答しており、「研究を進めていく中でいろんなことが分かってきて、次はどうなるのかと予想を立てることが楽しくなった」「未知の分野を切り拓く感覚があった」等の感想があった。数学的な見方・考え方や理科の見方・考え方を組み合わせるなどして働かせ、課題を解決する経験を提供することができた。

- 2 集中型は「科学の祭典」研究発表会においてポスター発表を行い、通年型は年度末に都庁内で成 果発表会を行い、プレゼンテーション能力の向上に寄与することができた。
- 3 通年型についても、「研究」に対する興味・関心の高まりに対して、9割以上の生徒が「高まった」と回答しており、9か月間研究活動を行うことで身に付いた力として、科学的に事象を見る力、コミュニケーション力、他者と協力する力を挙げており、科学に対する興味・関心を高めるとともに、コミュニケーション力やプレゼンテーション力を身に付けることができた。

### <課題>

- 1 集中型、通年型共に、幅広い学校から興味・関心の高い生徒を集めるため、活動内容を充実させ 必要がある。
- 2 通年型については、お互いの情報共有を円滑に行い、数か月にわたる研究活動を行うために、コミュニケーションツールとしてのタブレット PC の活用を工夫する必要がある。

## <今後の取組の方向性>

集中型、通年型とも、実施期間に応じた研究テーマを設定し、研究内容の充実を図る。

## (5) 医学部等への進学を希望する生徒の「チーム」における育成プログラムの実施

### <施策の取組状況>

医学部等への多様な進路の実現を図るため、入学段階から生徒がチームを結成し、互いに切磋琢磨 し支え合う3年間一貫した以下に掲げる育成プログラムを実施している。

- 医師等による講演会の実施
- 医学部や病院等への見学・体験の実施
- 医学部大学教授による模擬授業
- 医療に関する課題研究、成果発表会の実施
- 医科学系論文指導、小論文指導
- 個人面談、個別学習管理等

### <成果>

医学部進学への意欲が高まり、目標としている国公立大学の現役合格者数の増加を達成した。

# <課題>

- 1 学年進行により増加したチーム・メディカル参加生徒総勢60名超の「チーム」としての活動体制の確立と指導体制の充実
- 2 医学部医学科合格者への指導事例の蓄積

# <今後の取組の方向性>

引き続き、小論文・面接指導などの総合的な進路指導のほか、病院の職場見学や医療関係者との交流、医学部の大学教授による模擬授業など、医療への理解を深め、医師になる志を育むプログラムを着実に実施していく。

# 〈東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)>

柱	注 知 耳		取	組の方向	2	世界で活躍	できる人材の育成	
主要	主要施策 3 「使える英語」を習得させる実践的教育の推進							
予算	予算額: 3,329,067 千円       決算額: 2,870,284 千円       従事職員数 12 人(指導主事 7 人)							

## 1 小学校における英語教科化の推進(指導部・人事部)

## (1) 小学校の外国語指導充実に向けた支援

## <施策の取組状況>

指導主事連絡協議会や学校の訪問を通して、平成 29 年度まで実施してきた英語教育推進地域事業の知見や新学習指導要領の趣旨の徹底を図っていくとともに、英語専科教員の専門性の向上をねらいとして、「小学校英語専科教員連絡協議会」を行っている。また、小学校英語専科教員の配置校へ指導訪問し、授業の指導・講評等を行い、小学校英語専科教員の授業力向上への支援を行っている。

## <成果>

- 小学校英語専科教員の配置校全校を訪問
- ・ 「英語専科教員連絡協議会」において、指導に対して不安があると回答する教員の割合が 16%減少

第1回(1学期実施)	第3回(3学期実施)
40%	24%

# <課題>

「英語専科教員連絡協議会」、「小学校英語専科教員の配置校への指導訪問」を通し、指導に対して不安があると回答する小学校英語専科教員の割合が16%減少する等、一定の成果が見られたが、依然として24%の小学校英語専科教員が指導に不安を感じている。令和2年度からの新学習指導要領全面実施に向けて、具体的な指導改善につながる支援が必要である。

## <今後の取組の方向性>

令和元年度は小学校外国語指導の具体的なイメージを小・中学校教員がもち、指導改善につなげられるように、小学校外国語授業の実践事例等を収録した指導資料DVDを作成する。

### (2) 英語教育を推進する教員の採用

## <施策の取組状況>

グローバル人材育成のための英語教育の充実と令和2年度からの小学校の英語教科化への対応を図るため、教員採用候補者選考において小学校全科(英語コース)を設置

## <成果>

英語教育を推進する教員の採用

	採用見込数	応募者数	受験者数	名簿登載者数	倍率
小学校全科 (英語コース)	30 人	31 人	26 人	10 人	2.6

## <課題>

小学校全科(英語コース)の受験資格を、小学校(全科)教諭免許状と中学校又は高等学校教諭の「英語」免許状の両方を有する者としているため、受験者拡大に向けた取組が必要である。

### <今後の取組の方向性>

小学校(全科)教諭免許状と中学校又は高等学校教諭の「英語」免許状の両方を取得可能な大学への PR 活動を引き続き実施する。

## 2 中学校における英語教育の充実(指導部)

## <施策の取組状況>

1 「中学校英語教育推進モデル地区」の指定

小学校英語との接続を図った中学校英語教育の先駆的な取組を推進するため、「中学校英語教育推進モデル地区」を平成29年度・30年度の2年間指定している。本モデル地区では令和3年度からの新学習指導要領全面実施につながるよう、小学校との円滑な接続や小・中一貫したCAN-D0リスト及びスタートカリキュラムの作成等、4技能を総合的に育成する指導及び評価方法の研究や小・中の有機的な連携の在り方についての研究を推進している。

## 2 中学校英語科教員を対象とした研修

中学校英語の指導方法及び評価方法の改善を図るため、中学校英語科教員を対象とした「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための研修」を実施するとともに、平成29年度に作成した指導資料DVDを活用し、研修の充実を図っている。

### <成果>

1 「中学校英語教育推進モデル地区」の指定

指導主事と小・中学校の代表教員を集め、「中学校英語教育推進モデル地区成果報告会」を実施し、成果の伝達を行うとともに、「中学校英語教育推進モデル地区成果報告書」を都内公立全小・中学校、特別支援学校へ配布することを通して新学習指導要領実施に向けた具体的な指導例の発信を行った。

- 2 中学校英語科教員を対象とした研修
  - ・昨年度、本年度の受講者 1,951名 (受講対象者の99.5%が受講済)
  - ・英語教育実施状況調査(パフォーマンステストの実施状況)スピーキングテストを実施した回数平成28年度 5,909回、平成29年度 6,141回、平成30年度 6,534回(前年より393回増)
  - ・「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための研修」における参加教員(618 人)のアンケー ト結果

研修内容を「よく理解できた」「理解できた」の合計

パフォーマンステスト実施の目的について	99%
パフォーマンステスト実施における課題について	99%
生徒の課題の把握について	97%
授業改善の方策について	96%

### <課題>

「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための研修」の実施により、理論としての指導方法及び評価方法の改善は多くの教員に理解が図れたが、具体的な指導例の発信が必要である。特に次年度は 200 名以上の初任者教員が見込まれるため、丁寧な情報発信を行っていく必要がある。

### <今後の取組の方向性>

令和元年度は「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための研修」の対象者が主に初任者であることを踏まえて研修内容を計画していく。また、国の動向も踏まえ、新学習指導要領実施に向けた指導と評価の改善に研修修了者も引き続き取り組めるように、指導資料冊子を作成・配布する。

# 3 高等学校における英語教育の充実(指導部)

- (1) JETプログラムによる外国人英語指導者の活用
- (2) 「東京グローバル10」の指定継続
- (3) 「東京イングリッシュ・エンパワーメント・プロジェクト (TEEP)」の実施
- (4) 「英語教育推進校」事業

### <施策の取組状況>

生徒にコミュニケーションツールとして使える英語力を身に付けさせ、国際理解教育の推進を図るため、引き続き全ての都立高等学校(夜間定時制課程単独校は除く。)及び中高一貫教育校に JET プログラムによる外国人指導者(以下「JET 青年」という。)を配置し、授業でのティーム・ティーチングの実施や部活動等での日常的な交流を促進させた。また、英語教育の改善を図るために、JET 青年の指導力を向上させ効果的に活用した授業の実践例を共有するとともに、学校生活の中で日常的に英語に触れる機会を拡大させ、体験的に英語を使う場面を校内に設定する「Tokyo English Empowerment Project」(以下「TEEP」という。)を継続実施し、生徒が英語で発信する力の向上を図った。

さらに、都立高等学校における「東京グローバル10」の指定を継続し、高い英語力によるコミュニケーション能力、異文化への理解や適応力、国際貢献への意欲等を高め、将来、国際社会の様々な分野・組織で活躍できるグローバル・リーダーの育成を図った。あわせて、生徒の使える英語力の向上を図るため、特に「聞く」、「話す」に重点を置いたきめ細かい指導を行うなど英語教育を先導する「英語教育推進校」の 40 校の指定も継続した。これら、「東京グローバル10」及び「英語教育推進校」では、JET 青年の複数配置をするとともに、オンライン英会話をはじめとする ICT を活用した授業や外部検定試験受験支援を行うなど、教育環境の整備を行った。

# ○JET プログラムによる外国人英語指導者の配置人数

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	Н30
実績	5人	5人	5人	100 人	200 人	200 人	220 人	239 人

# ○「東京グローバル 10」指定校(10 校)

日比谷高等学校、深川高等学校、西高等学校、国際高等学校、飛鳥高等学校、千早高等学校、小平高等学校、小石川中等教育学校、三鷹中等教育学校、立川国際中等教育学校

○「英語教育推進校」指定校(40校)

青山高等学校、竹早高等学校、白鷗高等学校、上野高等学校、三田高等学校、晴海総合高等学校、

大田桜台高等学校、両国高等学校、墨田川高等学校、城東高等学校、小松川高等学校、小岩高等学校、富士高等学校、荻窪高等学校、調布北高等学校、狛江高等学校、小山台高等学校、駒場高等学校、目黒高等学校、新宿高等学校、桜町高等学校、文京高等学校、戸山高等学校、大泉高等学校、町田高等学校、八王子東高等学校、松が谷高等学校、日野台高等学校、翔陽高等学校、立川高等学校、昭和高等学校、国立高等学校、武蔵高等学校、武蔵野北高等学校、小金井北高等学校、保谷高等学校、多摩科学技術高等学校、国分寺高等学校、桜修館中等教育学校、南多摩中等教育学校

### <成果>

JET 青年は学校に配属された後、日本人教員と協力しながら指導計画を考えたり、自作の教材を開発したりするなど、積極的に生徒の指導に関わっている。また、英語部等で英語劇やディベートの指導に当たったり、ランチタイム英会話を設けて交流を図ったりするなど、授業以外の活動にも取り組んでいる。これらの交流により、全ての都立高等学校及び中高一貫教育校において、生徒が日常的に生きた英語に触れる機会が増え、異文化理解を深めることができた。

「東京グローバル10」の指定においては、指定校に重点配置された JET 青年等を活用した効果的な授業を実践するなど、英語科教員の指導力が向上するとともに、発信力を高める指導を強化するなど英語授業の改善が進められている。指定校全校での海外語学研修の実施や積極的な留学生の受入れなど、国際理解教育への取組も拡充し、グローバル・リーダー育成に向けた素地が作られた。

「東京グローバル10」及び「英語教育推進校」では、オンライン英会話等の導入をはじめとする ICT を活用した授業や外部検定試験支援、「CAN-DO リスト」の作成を行うなど、「聞く」「話す」技能も 含めた 4 技能をバランス良く育成することができた。

### <課題>

世界各国から来日している JET 青年は、日本の文化や学校教育に順応し、効果的な指導を身に付けるまでに一定の時間を要する。また、JET プログラムによる外国人英語指導者を効果的に活用している学校が多数ある一方で、活用方法を模索している学校もある。今後実施が予定されている、国の「高校生のための学びの基礎診断」及び「大学入学共通テスト」などへの対応も含め、4技能をバランス良く育成することが一層重要であり、生徒の「聞く」「話す」能力の育成に重点的に取り組む必要がある。

JET 青年を効果的に活用した授業の実践例や指導案、授業以外での活用事例などを積極的に収集し、全都立高校及び中高一貫教育校で共有し、英語の授業改善を図る。また JET 青年が配置校において、より効果的な指導を行えるように来日時研修や指導力向上研修の改善を図るとともに、JET と英語科教員に対する研修を設定するなどして、効果的な指導法等についての周知を図る。

また、令和元年度は「東京グローバル10」及び「英語教育推進校」において、引き続き JET 青年を複数配置するとともに、学校生活の中で、日常的に英語に触れる機会を拡大させ、体験的に英語を使う場面を校内に設定する TEEP を継続実施し、JET 青年と共に英語で会話や議論を行い、生徒が英語で発信する力の一層の向上を図る。さらに、オンライン英会話、外部検定試験受験支援等を一層活用し、「聞く」「話す」技能も含めた4技能をバランス良く育成し、生徒の使える英語力の向上に向けて取り組んでいく。

## (5) 都立高等学校入学者選抜英語検査の改善

### <施策の取組状況>

平成30年4月に「英語「話すこと」の評価に関する検討委員会」を設置し、フィージビリティ調査を実施するなどして、都立高等学校入学者選抜の英語検査に活用するためのスピーキングテストの実施に向けた検証を行った。平成31年2月に「英語「話すこと」の評価に関する検討委員会報告書」をとりまとめ公表し、本報告書を踏まえ、「民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト(仮称)事業実施方針」(平成31年2月)を策定した。令和元年5月末の事業者決定に向けて、3月に「民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト(仮称)事業募集要項」に基づき、公募を行った。

### <成果>

都内公立中学3年生約 1,000 人を対象としてフィージビリティ調査を実施し、課題等の検証を行って報告書にとりまとめた。また、次年度以降のスピーキングテストプレテスト等の実施に向けて、事業者に求める要件を募集要項にとりまとめ、公表した。

## <課題>

「東京都中学校英語スピーキングテスト(仮称)」の導入に当たり、中学校における英語 4 技能育成に向けた「話すこと」の指導の充実が図れるよう、学校関係者に向けた周知を行っていく必要がある。また、令和元年度の都内公立中学 3 年生約 8,000 人を対象としたプレテスト、令和 2 年度の約 80,000 人を対象とした確認プレテストに向けて、公平で公正なスピーキングテストの実施のための準備を進めていく必要がある。

### <今後の取組の方向性>

令和元年5月に事業者を審査委員会において審査の上選定し、決定する。

決定した事業者と連携の上、スピーキングテストの準備を進めるとともに、学校関係者へ向けた周知を行っていく。

## 4 学校外における英語に触れる環境の充実(指導部)

## <施策の取組状況>

児童・生徒が英語を使用する楽しさや必要性を体感でき、英語学習の意欲向上のきっかけ作りとなる環境を整備するための体験的で実践的な学習を行う場として「TOKYO GLOBAL GATEW AY」(TGG)を9月に開設し、平成30年度は約5万人が利用した。

### <成果>

多くの利用者から「楽しかった」「今後の英語学習の刺激になった」との回答を得ている。

## <課題>

今後、多くの学校が利用し有意義な体験ができるよう、事業者とともに内容の充実を図る。また、利用者拡大に向け、教育関係者に加え保護者に対しても、施設の意義やメリットを分かりやすく発信することが必要である。

# <今後の取組の方向性>

事業者と連携しながら、充実したプログラムの提供・改善や、都内外の学校や教育委員会、保護者等に対する広報を引き続き行う。

# <東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)>

柱	柱知知			取組の方向	2	世界で活躍	できる人材の育成
主要施策 4 豊かな国際感覚を醸成する取組の推進				推進			
予算額:1,274,146 千円       決算額:1,162,605 千円       従事職員数 23 人(指導主事 10 人)							

## 1 国際交流の推進(指導部)

## (1) 海外学校間交流推進校

## <施策の取組状況>

グローバル人材育成の一層の促進を図るため、姉妹校をはじめとする海外の学校との交流を積極的 に推進する先導的学校 41 校を「海外学校間交流推進校」として指定し、交流活動に必要な教育環境の 整備等の支援を実施した。

### く成果>

多くの国と地域との間で海外学校間交流が実現できた。

### <課題>

国際交流の方法について、様々な事例の共有を図る等しながら、推進校を増加させていく必要がある。

### <今後の取組の方向性>

令和元年度は、指定する学校を125 校に拡大し、継続及び単発での海外学校間交流を支援する。 また、平成30 年度に創設した国際交流コンシェルジュを活用し、新たな交流校・交流地域の開拓や マッチング支援、相談対応等を行うほか、都教育委員会と海外の教育行政機関との連携等を通して交 流を支援していく。

## (2) 留学生の受け入れ拡大

### <施策の取組状況>

都立高校等における留学生の受入拡大を推進するため、都教育委員会が主体となって行う留学生受入事業「東京体験スクール」を実施した。多くの生徒が日本にいながら国際交流を行うことができ、留学生にとって訪都のインセンティブとなるよう、部活動や清掃活動などの日本型教育の体験や、日本文化、ホームステイによる東京の暮らし等に触れる機会を創出した。

平成30年7月、12月にいずれも12日間、6か国・10地域から計93名の留学生を受け入れ、都立高等学校等17校に配置した。また、受入期間中は、都教育委員会において留学生を対象とし、清掃工場の見学や先端技術の展示施設の訪問、都内の散策、日本文化体験などの行事を実施した。

### <成果>

受け入れた学校や生徒、また参加した留学生から高い満足度を得ている。

### <課題>

学校での滞在等を、より双方向型の活動として深めていく必要がある。また、これまでに参加した 留学生に帰国後も東京の魅力を発信してもらい、東京への留学機運を高めていく必要がある。

## <今後の取組の方向性>

「東京体験スクール」を実施するに当たり、引き続き、内容を充実させるとともに、経験者の同窓 会の立ち上げなどにより、ネットワークを構築するなど、東京への留学機運を更に高める。

### (3) 国際協力機構(JICA)と連携した国際貢献人材の育成

## <施策の取組状況>

国際社会の一員としての自覚や、社会に貢献する意欲と主体的な行動力をもつ人材の育成を目的として、都立高等学校及び都立中等教育学校(後期課程)の生徒(80名)に対し、JICAと連携した研修プログラム(事前研修、宿泊研修、事後研修及び報告会)を実施した。

## 1 募集及び応募状況

[単位:人]

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
募集人数	100	100	80
応募人数	150	120	96

## 2 平成30年度 宿泊研修参加者内訳

[単位:人]

	I期							Ⅱ期					
1 年	1年生 2年生 3年		<b>F</b> 生	1年生		2年生		3年生		合計			
20	O	1	8	-	1	2	7	1	0	4.0	3	7	9
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
5	15	7	11	0	1	5	22	2	8	1	2	20	59

※1名辞退

# 3 研修プログラム

(1) 事前研修(教職員研修センター)

[日程]平成30年7月8日(日)

[内容] 入校式、オリエンテーション、青年海外協力隊に関する講義等、語学テスト

(2) 宿泊研修(青年海外協力隊訓練所:長野県駒ケ根市)

[日程]第 I 期:平成 30 年 8 月 13 日(月)~8 月 18 日(土)

第Ⅱ期:平成30年8月20日(月)~8月25日(土)

[内容]入所式、オリエンテーション、ワークショップ(「SDGs (持続可能な開発目標)について考えよう」、「豊かさってなんだろう」、「挑戦!海外青年協力隊」、体験活動、語学ワークショップ、青年海外協力隊員との交流活動、退所式

(3) 修了式及び成果報告会(教職員研修センター)

[日程] 平成30年9月23日(日)

[内容]内容修了証書授与

研修成果の発表(「アクション・プラン)の発表)

青年海外協力隊経験者によるパネルトーク

「国際社会に関する理解や社会貢献意欲が向上した」など、参加した都立高校生から肯定的な評価 を得ている。

### <課題>

国際社会の様々な分野で活躍する人材を育成すること。

### <今後の取組の方向性>

都立高校生を対象とした次世代リーダー育成道場の研修プログラムの中に、JICA と連携した講座を 設定するなど、国際社会で活躍する人材を育成していく。

# (4) 国際交流コンシェルジュ

## <施策の取組状況>

都内公立学校の国際交流を促進するため、交流可能先(海外の学校等)の情報の一元化や、学校からの相談対応等を行う「国際交流コンシェルジュ」を創設し、各学校のニーズに応じてきめ細やかな支援を行った。

# 主な実績

	取組事項	実績件数
1	「東京都国際交流支援システム」の開発・運用	平成 30 年 10 月運用開始
2	海外の学校情報の収集・翻訳・システム登録	500 校
3	国際交流に係る相談対応	300 件
4	海外の学校とのマッチング支援	93 件
5	オリ・パラ教育コーディネート事業 (国際交流関係)	101 件

## <成果>

平成30年10月に創設し、データベース機能を有する「国際交流支援システム」の開発と併せ、多くのマッチング支援や相談対応等を行った。

# <課題>

国際交流を実施する学校の裾野を広げるため、「国際交流コンシェルジュ」の活用をより促進する必要がある。

# <今後の取組の方向性>

「国際交流コンシェルジュ」の広報を引き続き行い、利用校の拡大を図る。また、都内公立学校へのマッチング支援や相談対応等を引き続き実施していくとともに、国際交流未実施校を中心として、 気軽に始めることができる国際交流の実施方法の普及を図り、国際交流の裾野を広げていく。

# 2 都立高校生の留学・海外大学進学への支援(都立学校教育部・指導部)

## (1) 「次世代リーダー育成道場」の充実

#### <施策の取組状況>

### 1 取組概要

#### (1) ねらい

「次世代リーダー育成道場」では、国際社会に生きる日本人を育成するため、生徒が社会の一員であることを自覚し、社会に貢献する意欲や態度を高めるとともに、様々な課題に対して積極的に取り組むことができる資質・能力を育むための教育を推進する。この事業は、世界を舞台に活躍する国際感覚豊かな若者を東京から輩出するための仕組みであり、将来、様々な分野や組織で活躍し、日本や東京の未来を担う人材になろうという高い志をもった都立高校生等を、研修・留学を通じて大きく成長させることをねらいとしている。

## (2) 育てたい人物像

グローバル社会において、自立し、リーダーとして活躍できる広い視野や的確に自分の考えを 表現できるなどの高い英語力、チャレンジ精神や使命感など、新しい時代が求めている資質・能 力を身に付けている人物

(3) 平成30年度「次世代リーダー育成道場」の仕組み

平成30年度の「次世代リーダー育成道場」は、「①国内事前研修、②留学、③国内事後研修」から構成される。留学の開始時期により、A、B二つのコースを設定

A (冬出発) コース:約6か月の事前研修の後、冬に約1年間の留学に出発

B (夏出発) コース:約1年間の事前研修の後、翌年度の夏に、約1年間の留学に出発

## 2 実施状況 募集人数・応募状況

### (1) 平成30年度実績(7期生)

区分	合格者数 (応募者数)	Aコース	Bコース
指定校特別推薦	29 (31)	6	23
学校特別推薦	35 (43)	27	8
一般推薦	136 (207)	67	69
合計	200 (281)	100 (146)	100 (135)

### (2) 事前研修

英語研修(英語実践演習、英語による講義、在京留学生との交流、英語オンライン学習)、各界のリーダーによる講義、個人研究、日本の歴史、見学・体験(日本の伝統・文化、先端技術施設見学)

### (3) 留学プログラム

Aコース: オーストラリア・南オーストラリア州 (53名) 平成 31年1月から同年 11月までオーストラリア・クイーンズランド州 (25名) 平成 31年1月から同年 11月までニュージーランド・オークランド市 (21名) 平成 31年1月から同年 12月まで

Bコース:アメリカ合衆国・アリゾナ州(50名)令和元年8月から令和2年6月まで アメリカ合衆国・ミシガン州(30名)令和元年8月から令和2年6月まで カナダ・ブリティッシュコロンビア州(20名)令和元年8月から令和2年6月まで

### 取組の方向2 世界で活躍できる人材の育成

- (4) 事後研修
  - 帰国オリエンテーション、成果報告会、成果発表会、合同研修会
- (5) 普及· 啓発
  - 留学フェア、フォーラム、講座の公開及びウェブページ

# <成果>

平成30年度に全てのプログラムを修了した第5期生を対象として、グローバル人材として必要な資質・能力等、8つの観点について成果検証を行い、次の成果を得た。

- ①英 語 力…留学前と留学後の英語能力試験において、留学後のテストで総合点が上昇した修 了生の割合 91%
- ②コミュニケーション能力…コミュニケーション能力が高まった修了生の割合 94%
- ③主体性・積極性…主体性や積極性が高まった修了生の割合 92%
- ④協調性・柔軟性…協調性や柔軟性が高まった修了生の割合 97%
- ⑤責任感・使命感…責任感や使命感が高まった修了生の割合 76%
- ⑥異文化に対する理解…異文化に対する理解が深まった修了生の割合 94%
- ⑦

  | ひまれとしてのアイデンティティ・・・日本人としてのアイデンティティが高まった修了生の割合 74%
- ⑧将来の展望…「将来の夢や方向性、就きたい職業や進路等が明確になった」と回答した割合74%
- ・8つの観点のうち、90%以上の修了生が肯定的に回答した観点が五つあり、多くの修了生が自己の成長を実感していることが分かる。特に「協調性・柔軟性」は97%と高い値を示した。
- ・一方で、「責任感・使命感」、「日本人としてのアイデンティティ」、「将来の展望」の三つの観点では、 肯定的な回答が70%台に留まった。このことは、意識や意欲に高まりはあるものの、行動にまで至っ ていないということから、質問項目によって「当てはまらない」と回答しているためと考えられる。
- ・英語力の項目ごとの得点の上昇率については、Listening 及び Speaking が 90%以上と高く、一年間 の英語を使った生活によると考えられる。

### <課題>

- 1 留学開始時における高い英語力(4技能)の習得
- 2 研修生及び現地機関等からの報告を踏まえた留学生活のサポート
- 3 留学による研修生の資質・能力のより明確な変容の把握

## <今後の取組の方向性>

- 1 英語に関する学習では、英語によるコミュニケーションや自己表現に加え、論理的説明や議論する力を身に付けることを目標とした系統的学習指導を展開する。
- 2 現地機関等と連携し、研修生の状況に応じた支援・指導を行う。
- 3 技能を測る英語能力試験、育てたい資質・能力と対応したアンケート調査等で研修生の変容を評価する。

# (2) 都立国際高等学校における国際バカロレアの取組の推進

### <施策の取組状況>

公立高校初となる国際バカロレアの認定を取得(平成 27 年 5 月) した都立国際高等学校において、国際バカロレアの教育プログラム(ディプロマ・プログラム) を実施し、国際的に認められる大学入学資格(フルディプロマ)の取得とともに、それを用いた海外大学進学を支援している。

### <成果>

- 平成31年3月に卒業した第2期生のフルディプロマ取得率84.2%
- 平成31年度入学者選抜(第5期生)は、募集人員20名に対して100名の応募があった。
   (応募倍率5.00倍)

# <課題・今後の取組の方向性>

国際バカロレアコースの生徒が、高校卒業資格と併せて、国際的に認められる大学入学資格(フルディプロマ)を取得し、海外大学への進学希望を実現できるよう、都立国際高等学校におけるディプロマ・プログラムの実施を支援するとともに、海外大学への進学に向けた指導の充実を図る。

また、国際バカロレアのカリキュラムに対応し、英語による授業ができる教員の確保を計画的に行うことで、国際バカロレアコースの安定的な運営体制の構築を図る。

# 3 豊かな国際感覚を醸成する都立学校の整備(都立学校教育部)

## <施策の取組状況>

- ・都立新国際高等学校(仮称)については、平成30年6月に「都立新国際高校(仮称)基本計画検討委員会」を設置し、都立新国際高等学校(仮称)の基本計画について検討を行った。
- ・都立小中高一貫教育校については、基本設計が終了し、引き続いて実施設計を行っている。また、 平成30年6月に「都立小中高一貫教育校入学者の決定方法に関する検討委員会」を設置し、都立小 中高一貫教育校における入学者の決定方法について検討を行った。

### <成果>

- ・都立新国際高等学校(仮称)については、平成31年3月に「都立新国際高校(仮称)基本計画検討委員会」における検討結果を取りまとめ、公表した。
- ・都立小中高一貫教育校については、平成31年3月に「都立小中高一貫教育校入学者の決定方法に関する検討委員会」における検討結果を取りまとめ、公表した。

### <今後の取組の方向性>

- ・都立新国際高等学校(仮称)については、埋蔵文化財調査を行い、その設置に向けた準備を着実に進めていく。
- ・都立小中高一貫教育校については、引き続き実施設計を行い、その設置に向けた準備を着実に進めていく。

# <東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)>

柱	柱 知			取組の方向	2	世界で活躍	できる人材の育成	
主要	主要施策 5 日本人としての自覚と誇りの涵養							
予算	予算額:147,997 千円 決算額:111,420 千円 従事職員数8人(指導主事8人)						指導主事8人)	

## 1 日本人としてのアイデンティティを備えた国際社会に生きる日本人の育成(指導部)

## (1) 都独自英語教材「Welcome to Tokyo」の活用

# <施策の取組状況>

日本及び東京の伝統・文化、歴史等の理解の促進、英語によるコミュニケーション能力の伸長、東京 2020 大会に向けた国際教育の推進を目的として作成した都独自の英語教材「Welcome to Tokyo」を、都内公立学校の小学校3年生以上の児童・生徒全員に配布した。

種類は、Beginner (入門編) (小学校3・4年生用)、Elementary (初級編) (小学校5・6年生用)、Basic (基礎編) (中学生用)、Intermediate (発展編) (高校生用) があり、それぞれに付属のDVD と指導資料を用意している。

さらに、Elementary (初級編) 及び Basic (基礎編) の日本語版を、国際交流実施校等に配布した。

## <成果>

都内公立小学校の外国語活動や総合的な学習の時間、都内公立中・高等学校等の英語の授業における補助教材として活用した。また、東京都教職員研修センターの主催する「東京イングリッシュガイド養成のための指導者研修(Welcome to Tokyo)」において、活用事例の共有や効果的な活用方法に関する協議を行うことで、活用を促進することができた。

日本語版については、生徒が ALT や JET-ALT 等の外国人講師や海外の高校生(留学受入れ生徒等) とのコミュニケーションを図る活動の題材として活用することで、外国語教育の充実と異文化理解の 促進を図ることができた。また、姉妹校交流や国際交流を行う相手先の学校へ、日本や東京の文化・ 歴史を紹介する時に活用することで、交流活動の契機とすることができた。

## <課題>

「Welcome to Tokyo」の活用を年間指導計画に位置付け、英語科の教科書や文部科学省の外国語活動教材と組み合わせて効果的に活用している地区や学校の事例が共有されていない。

日本語版について、各地区や各校で充実した交流活動に活用するための具体的な方法に関する情報 提供が必要である。併せて、日本語学習が必要な児童・生徒への活用に向けて、活用に関する情報提供 を行う必要がある。

## <今後の取組の方向性>

各学校における活用状況を把握し、各校での指導目標に即した効果的な活用方法に関する情報を集約して、共有を図る。また、外国語(英語科)教員等の海外派遣研修等において、引き続き「Welcome to Tokyo」を活用した授業の実践に関するプログラムを実施する。これにより、児童・生徒が東京や日本のことを理解し、英語で発信できる力の育成を強化していく。

国際交流の状況や交流における日本語版の活用について、状況を把握し、交流事業での効果的な活用や活用に向けた指導事例等について、共有を図る。

## (2) 「都立高校における伝統芸能鑑賞教室」の実施

### <施策の取組状況>

都立高校生一人一人が、日本の伝統・文化に興味や関心をもつとともに、我が国の伝統芸能に親しみ、理解を深め、その内容を他者に発信していく力を身に付けることを目的とする。平成 28 年度から平成 30 年度までに、全ての都立高等学校(全日制)、都立中等教育学校(後期課程)178 校に通う生徒が、在学中に一度は日本の伝統芸能鑑賞教室に触れる機会を設定した。また、希望する定時制・通信制の生徒が日本の伝統芸能鑑賞教室に触れる機会も設定した。

- 1 学校独自の伝統芸能鑑賞教室を計画・実施 平成30年度までに91校で実施
- 2 都教育委員会が提供する伝統芸能鑑賞教室を校内で実施 平成30年度までに56校が都教育委員会の演者派遣を利用し実施
- 3 都教育委員会が提供する外部会場での伝統芸能鑑賞教室を実施

平成30年度までに46校が参加

平成 28 年度伝統芸能鑑賞教室 野村万作 狂言の世界 (参加生徒 約 2,800 名) 平成 29 年度伝統芸能鑑賞教室 東儀秀樹 雅楽の世界 (参加生徒 約 6,000 名) 平成 30 年度伝統芸能鑑賞教室 吉田兄弟 邦楽の世界 (参加生徒 約 2,000 名) 野村万作・萬斎 狂言とは (参加生徒 約 2,100 名) 東儀秀樹 雅楽の世界 (参加生徒 約 5,700 名)

### <成果>

参加高校生に対して、日本の伝統芸能の第一人者による本物の演技を見せることにより、伝統・文化のすばらしさを実感させることができた。

- ・平成 29 年度日本の伝統芸能鑑賞教室 東儀秀樹 雅楽の世界 事後アンケート結果 (6,103名) 日本の伝統芸能に対する興味をもった生徒→約 82.9%
- ・平成30年度日本の伝統芸能鑑賞教室 東儀秀樹 雅楽の世界 事前事後アンケート結果

		事前	事後	成果
1	日本の伝統芸能について興味をもっている	36.9%	85.7%	48.8 ポイント増加
2	日本の伝統芸能の良さを理解している	26.8%	71.2%	44.4 ポイント増加

(回答数 5,741 名)

#### <課題>

より多様な演目から学校が選択できるよう、演目及び開催日数を増やす。

## <今後の取組の方向性>

- 1 都立高校に在籍する生徒が、在学中に一度は古典芸能の第一人者による本物の演技を鑑賞し、体験する機会を創出することを通して、日本の伝統・文化への興味・関心を高めるとともに、価値に気付かせ、日本文化についての発信者としての資質・能力を育成する。
- 2 令和元年度から3年間、複数校集合型での日本の伝統芸能鑑賞教室を外部会場で実施する。

# <東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)>

柱		徳		取組の方向	3	社会的自立	を促す教育の推進
主要施策		6	人村	権教育の推進			
予算額: 45, 147 千円		千円	決算額:3	39, 04	9 千円	従事職員数 9.5人(指導主事 6人)	

### 1 人権教育の推進 (総務部・地域教育支援部・指導部)

### 人権教育に関する研修・啓発・研究の推進

## (1) 指導資料「人権教育プログラム(学校教育編)」作成

### <施策の取組状況>

学校における人権教育の実践的な手引である「人権教育プログラム(学校教育編)」を作成し、公立 学校の全教職員及び教育機関に配布した。

·年1回発行:64,500部、配布先:公立学校全教職員等

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
実績	63,500 部	63,500 部	63,500 部	64,500 部	64,500 部	64,500 部

## <成果>

人権教育プログラムの作成・配布を通して、都教育委員会の人権教育についての考え方や学校における人権教育の進め方について啓発を図ることができた。また、全ての人権尊重教育推進校において、 人権教育プログラムを活用した研修等を実施することができた。

## <課題>

人権教育プログラムの内容の一層充実と学校における活用及び紙面を一部電子化するための内容を 検討していくことが課題である。

### <今後の取組の方向性>

- ・人権に関する情報の収集に努め、資料の内容を充実させる。
- ・具体的な活用場面を想定し、区市町村教育委員会や各学校に活用を働き掛けていく。
- ・紙面の一部電子化に向けての情報収集及び構成等を検討していく。

## (2) 人権教育研究協議会

### <施策の取組状況>

都内全ての公立幼稚園・学校の園長・校長、副園長・副校長、主幹教諭・主任教諭・教諭等、指導主事など、職層に応じて人権教育研究協議会を開催した。

年間開催数:28回、参加者数:7,288名

年度	H25	H26	H27	H28	H29	Н30
実績	7,310名	7,374名	7,262名	7, 267 名	7, 298 名	7,288名

人権教育の内容や方法について、研究・協議を行い、人権課題への正しい理解と認識を深めることができた。全ての回において、90%以上の参加を得ることができた。

### <課題>

- ・学校等のニーズを捉えた内容の充実を図ることが課題である。
- ・学校における人権課題に関する取組の充実が課題である。

### <今後の取組の方向性>

人権課題にかかわる国や東京都の動向に関する最新情報を収集し、学校等の実態を踏まえた内容と し、講師の講演や主任指導主事等の講義内容を充実させることにより、学校の取組を充実させる。

# (3) 人権教育指導推進委員会

## <施策の取組状況>

区市教育委員会等の指導主事を対象に、様々な人権課題に関する理解を深めるための研究・協議を 行う「人権教育指導推進委員会」を実施した。

年間開催数:4回

年度	H25	H26	H27	H28	H29	Н30
実績	6回	5回	5回	5回	4回	4回

### く成果>

各人権課題に関する講義や協議等を通して、指導主事等が、様々な人権課題に関する理解を深めることができた。

# <課題>

指導主事等が、各区市等において、人権課題等について学校等への指導・助言を適切に行うことが できるようにすることが課題である。

## <今後の取組の方向性>

委員会の内容を工夫することにより、学校への具体的な指導・助言に生かせるようにする。

# (4) 人権尊重教育推進校の設置

### <施策の取組状況>

- 1 小学校 33 校、中学校 11 校、義務教育学校 1 校、小学校・中学校 1 校及び都立学校 4 校を人権尊 重教育推進校に指定し、東京都の実態に即して、学校や地域における人権教育の推進上の諸課題に 系統的、組織的に取り組んだ。
- 2 人権尊重教育推進校の研究・実践を地域の学校に広めるために、ブロック別連絡会を開催して成果の報告や情報交換を行った。

### 取組の方向3 社会的自立を促す教育の推進

ブロック別連絡会の年間開催数:26回、参加者数:4,718名

年度	H25	H26	H27	H28	H29	Н30
安结	31 回	28 回	28 回	29 回	29 回	26 回
実績	4,220名	4,743名	4,853名	5,365名	4,709名	4,718名

### <成果>

人権尊重教育推進校では、同和問題をはじめ様々な人権課題を取り上げた実践を行い、人権課題に関わる差別意識の解消を図るための教育を推進することができた。また、全ての人権尊重教育推進校で、「人権教育を通じて育てたい資質・能力」を設定し、授業研究を行った。ブロック別連絡会では、各校の取組をそれぞれの地域に広げることができた。

## <課題>

各人権尊重教育推進校における人権課題への取組をより一層充実させ、他の学校へ普及・啓発を図ることが課題である。

# <今後の取組の方向性>

各人権尊重教育推進校の担当指導主事が、年度当初に学校の実態を的確に把握し、それぞれの学校の課題を踏まえた指導・助言及び資料提供を行っていく。

### (5) 人権教育資料センターの運営

## <施策の取組状況>

教職員研修センター内に設置している人権教育資料センターに、人権に関する各種資料、教材等を 適切に収集・整備した。また、人権教育に関する基礎的研究を実施し、人権教育推進の支援を行った。

平成30年度に収集・整備したDVD教材及び書籍数:DVD教材28本、書籍133冊

年度	H26	H27	H28	H29	H30
安建	64 本	48 本	33 本	32 本	28 本
実績	104 ∰	93 冊	109 ∰	132 ∰	133 ∰

#### く成果>

人権教育に関する研修会をはじめとする様々な機会を通じて、ビデオ教材等の活用に関する広報を 行い、都内公立学校での活用を促進した。また、東京都人権施策推進指針に示された新たな人権課題 に関わるビデオ教材等及び書籍を収集し、研修における情報提供に役立てた。

### <課題>

東京都人権施策推進指針に示された新たな人権課題や、学校のニーズに沿ったビデオ教材等や書籍 等の資料の収集・整備を更に行っていく必要がある。

# <今後の取組の方向性>

今後もホームページや研修会等、様々な場で人権教育資料センターの広報を行い、都内公立学校でのビデオ教材等の活用を推進する。

# (6) 人権啓発学習資料「みんなの幸せをもとめて」の作成

### <施策の取組状況>

社会教育における啓発学習資料である「みんなの幸せをもとめて」を作成し、社会教育関係団体指導者及び社会教育関係職員等に配布した。

- · 年1回発行 105,000 部
- 配布先 社会教育関係機関、都内国公私立小・中・高等学校(PTA)等

年度	H26	H27	H28	H29	Н30
実績	105,000 部				

## <成果>

都教育委員会が実施する「教育庁等職員・学校事務職員等課題研修」、「人権学習指導者研修」、区市町村教育委員会・PTA等の研修・講座・学習会等の補助資料として活用された。

## <課題>

人権啓発学習資料の一層の活用促進が課題である。

### <今後の取組の方向性>

人権啓発学習資料の活用を促進していくために、研修等を通じて、その活用を働き掛けていく。

## (7) 人権学習教材ビデオの制作(隔年制作)

## <施策の取組状況>

人権学習教材ビデオ検討委員会を開催し、ビデオ制作の基本方針やその内容の方向性等について検討し、その成果を人権学習教材ビデオの制作(隔年制作)に向け、反映させた。

• 年間開催数:検討委員会 3回 委員7名

年度	H26	H27	H28	H29	Н30
実績	3回	5回	3回	5回	3回
	(企画)	1,650本	(企画)	1,650本	(企画)

#### く成果>

令和元年度人権学習教材ビデオの制作に向け、ビデオ制作の基本方針等について効果的に検討ができ、反映することができた。

## <課題>

都の施策動向等を踏まえた人権学習教材ビデオの内容を一層充実させ、活用促進を図ることが課題である。

### <今後の取組の方向性>

人権課題に関わる国や都の施策動向を踏まえ、人権学習教材ビデオの内容を一層充実し、その活用を促進していく。

# (8) 人権学習指導者研修

### <施策の取組状況>

社会教育関係指導者等を対象に、様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めるための研修を実施した。

- 年間開催数 一般研修 10回、専門研修 8回、 合計 18回
- 参加者数

年度	H26	H27	H28	H29	H30
実績	790名	815名	724名	509名	566名

### <成果>

人権学習に関わる内容・方法等について、講義やフィールドワーク、ワークショップ等の手法を交えることにより、知識の獲得のみならず自らの人権感覚に向き合い幅を広げるなど、様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めることができた。

## <課題>

人権課題に関わる国や都の施策動向等を踏まえた研修内容・方法等の一層の充実が課題である。

### <今後の取組の方向性>

人権課題に関わる国や都の施策動向等を踏まえ、時宜に合った内容及び新しい人権課題等を取り入れるなど、区市町村教育委員会等の実態を踏まえながら研修内容・方法等を充実させていく。

## (9) 人権学習の促進事業

### <施策の取組状況>

区市町村の人権学習の促進を図るため、区市町村における人権教育事業の学習内容・方法等の傾向 を調査・分析し、その成果を報告書として作成し、区市町村教育委員会等へ配布した。

- ・ 報告書(「平成30年度人権教育推進のための調査研究事業報告書」)の作成 500部
- 配布先 区市町村教育委員会、社会教育関係機関等

年度	H26	H27	H28	H29	Н30
実績	500 部				

## <成果>

区市町村人権教育事業実施状況調査(平成29年度実績)の分析及び人権教育プログラムを企画するための視点やそのプログラム編成の手順・運営方法等を報告書にまとめ、区市町村教育委員会等へ普及・啓発することができた。

## <課題>

人権教育推進のための調査研究事業報告書の一層の活用促進が課題である。

## <今後の取組の方向性>

人権教育推進のための調査研究事業報告書の活用を促進していくために、研修等を通じて、その活用を働き掛けていく。

# 〈東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)>

柱	柱 徳			取組の方向	3	社会的自立	を促す教育の推進	
主要施策		7	道征	徳心や社会性を	身に	付ける教育の	D推進	
予算額:17,060千円		千円	決算額:1	3, 50	2 千円	従事職員数6人(指	導主事 6 人)	

## 1 小・中学校における考え議論する道徳の推進(指導部)

# <施策の取組状況>

- 1 東京都道徳教育推進拠点校事業
  - ・ 都内公立中学校 56 校を拠点校に指定
  - ・ 「特別の教科 道徳」の指導内容、「考える道徳」、「議論する道徳」の実践研究
  - ・ 区市町村教育委員会との連携、域内の教員参加による研究協議会の開催
  - ・ 校長、教員、PTA 及び地域の健全育成関係者等の代表による「道徳教育推進協議会」の開催
  - ・ 平成 30 年度「東京都道徳教育推進拠点校研究報告書」作成・配布(平成 31 年 3 月)
- 2 東京都道徳教育モデル校事業
  - ・ 都内公立小学校3校をモデル校に指定
  - ・ 教育活動全体を通して取り組む道徳教育の効果的なカリキュラムの開発・普及
  - ・ 3校合同による中間報告会を全都の教員を対象に実施(参加人数 203 名)
  - ・ モデルとなるカリキュラムの計画・実施に係るリーフレットの作成・配布(平成31年3月)
- 3 東京都「特別の教科 道徳」カンファレンスの実施
  - ・ 各学校における道徳教育推進の中核を担い、組織的な指導体制等の構築をけん引する「道徳教育推進教師」の養成を目的として、講義・演習・協議を実施
  - ・ 東京都道徳教育推進拠点校や東京都道徳教育モデル校の道徳教育推進教師及び区市町村教育委員会から推薦を受けた教員を対象(参加人数 216 名)
  - ・ 学校全体で取り組む道徳教育の在り方や組織づくり、推進教師の役割等について、講義・演習・ 協議を通じて理解を深めるとともに、各学校をけん引できる資質の向上を図った。
  - ・ 受講者は、校内研修会等においてカンファレンスの内容等について他の教員に周知する。
- 4 「特別の教科 道徳」授業力向上セミナーの実施

「『特別の教科 道徳』移行措置対応 東京都道徳教育教材集」を活用した、「考える道徳」、「議論する道徳」の授業実践を公開(中学校で6回実施)(参加人数320名)

- 5 「東京都道徳教育教材集」の印刷及び配布
  - ・ 小学校1・2年生版「心あかるく」118,400 部、小学校3・4年生版「心しなやかに」118,700 部、小学校5・6年生版「心たくましく」117,600 部、中学校版「心みつめて」92,600 部を都内全ての公立小・中学校等の全児童・生徒に配布した。
  - ・ 小学校版「心あかるく」、「心しなやかに」、「心たくましく」について、「特別の教科 道徳」の 指導内容等に準拠するよう内容を改訂した。
- 6 「東京都道徳教育教材集」の保護者向けリーフレットの印刷及び配布
  - ・ 小学校版 118,400 部、中学校版 92,600 部を都内全ての公立小・中学校等の新1年生の保護者に 配布した。

### 取組の方向3 社会的自立を促す教育の推進

- 7 「道徳授業地区公開講座」の実施
  - ・ 学校・家庭・地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育むとともに、小・中学校等における 道徳教育の充実のために、平成14年度から都教育委員会と区市町村教育委員会との連携により、 都内全ての公立小・中学校等で、「道徳授業地区公開講座」を実施している。
  - ・ 「道徳授業地区公開講座」の一層の充実に係るリーフレットの作成・配布(平成31年3月)

年度	実施校数・公開授業参観者数			
平成 28 年度	1,931 校(小・中学校、義務教育学校、中等教育学校全校及び特別支援学校)			
	492, 675 名			
平成 29 年度	1,924 校(小・中学校、義務教育学校、中等教育学校全校及び特別支援学校)			
	478, 300 名			
平成 30 年度	1,922 校(小・中学校、義務教育学校、中等教育学校全校及び特別支援学校)			
	488, 767 名			

## <成果>

1 道徳教育推進拠点校事業

58 校の各拠点校が研究発表会の実施や研究成果報告書の作成・配布を通じて、域内の各学校に研究内容や成果等について周知し、普及・啓発を行った。

2 東京都道徳教育モデル校事業

中間報告会参加者アンケートの結果

- ①学校の教育活動全体で推進する道徳教育の方向性や重要性について理解できた。 よく理解できた・理解できた……99.49%
- ②学校の教育活動全体で推進する道徳教育の具体的な取組について理解できた。 よく理解できた・理解できた……99.49%
- 3 東京都「特別の教科 道徳」カンファレンスの実施

受講者アンケートの結果

- ①本カンファレンスの目的や道徳教育推進教師の役割が理解できた。 とてもそう思う・そう思う……97.22%
- ②道徳教育の全体計画(別葉も含む。)や道徳科の年間指導計画の有効な活用方法等について理解できた。

とてもそう思う・そう思う……97.22%

③道徳教育の推進に向けた指導体制の構築に生かせる内容であった。 とてもそう思う・そう思う……96.30% 4 「特別の教科 道徳」授業力向上セミナーの実施

受講者アンケートの結果

- ①「特別の教科 道徳」の指導内容や指導方法の工夫について理解できた。 よく理解できた・理解できた……98.43%
- ②「特別の教科 道徳」の評価の在り方や考え方について理解できた。よく理解できた・理解できた……95.92%
- ③「特別の教科 道徳」を要として学校の教育活動全体で取り組む道徳教育の方向性や重要性について理解できた。

よく理解できた・理解できた……97.18%

5 「東京都道徳教育教材集」の印刷及び配布

東京の子供たちに規範意識や思いやりの心など豊かな心を育成するために、「東京都道徳教育教材集」の活用を推進し、各学校における教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図った。

- 6 「東京都道徳教育教材集」の保護者向けリーフレットの印刷及び配布 「東京都道徳教育教材集」の家庭での活用を推進し、保護者を啓発するとともに、各家庭における道徳性を育む取組の充実を図った。
- 7 「道徳授業地区公開講座」の実施

平成30年3月に作成・配布した保護者向けビデオ資料「道徳授業地区公開講座 意見交換会導入 ビデオ資料 子供たちの豊かな心を育むために大人たちにできることを考える」(DVD) の活用を推 進し、意見交換会の充実を図った。ビデオ資料 (DVD) を活用した学校数……392 校

## <課題>

- ・ 1単位時間の授業の改善・充実に向けた取組をより一層充実させるとともに、各教科や特別活動において計画的に道徳教育に取り組んだり、道徳の内容項目同士を関連付けて効果的に指導したりするなど、学校の教育活動全体を通じて取り組む道徳教育の推進・充実を支援していくことが課題である。
- 「特別の教科 道徳」の評価の考え方や在り方について、教員の理解をより一層深めるとともに、 子供たち一人一人の良さを認め励ます評価が訂正に実施されるよう支援していくことが課題である。
- ・ 「道徳授業地区公開講座」の意見交換会への参加者を増やすとともに、内容の一層の充実を図り、 学校・家庭・地域が一体となって取り組む道徳教育の更なる推進を支援することが課題である。

### <今後の取組の方向性>

- ・ 小学校 3 校 (平成 30 年度より) に加え、中学校においても「東京都道徳教育モデル校」を 3 校指 定し、学校の教育活動全体を通じて取り組む道徳教育を推進するためのモデルとなるカリキュラム の開発に取り組むとともに、研究の成果をまとめたリーフレットを作成・配布する。
- ・ 東京都「特別の教科 道徳」カンファレンス及び「特別の教科 道徳」授業力向上セミナーを継続して実施する。
- ・ 東京都道徳教育教材集 中学校版「心みつめて」を、「特別の教科 道徳」の指導内容等に準拠するよう改訂する。
- ・ 「道徳授業地区公開講座」保護者向けビデオ資料 (DVD) の活用の推進を継続し、意見交換会の充 実を支援する。

# 2 高等学校における都独自教科「人間と社会」の実施(指導部)

## <施策の取組状況>

平成 27 年度まで都立高等学校等で実施していた教科「奉仕」の成果を踏まえて、平成 28 年度に設置した人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会」を全都立高等学校及び全都立中等教育学校で実施した。

道徳性を養い、判断基準(価値観)を高めることで、社会的現実に照らし、より良い生き方を主体的に選択し行動する力の育成を図るために、以下の取組を実施した。

- 1 各校の推進者の育成を図るため研修会を実施(平成29年度2回、平成30年度1回)
- 2 全都立学校全課程を対象に実施状況調査を実施(年度末)
- 3 学習前後の生徒の変容を測るためのアンケート調査の実施(6月及び12月)

# <成果>

- 1 実施状況調査により、各校の推進組織、学習内容、体験学習の内容、連携している外部機関について把握することができた。
- 2 学習前後の生徒の変容を測るためのアンケート調査の実施により、以下の項目について約8割の 生徒が「当てはまる。」「どちらかというと当てはまる。」と回答している(カッコ内は学習前の回答 結果)。
  - ・「様々な立場の人の考えを理解し、良い点や課題を発見することができる。」 80.8% (82.1%)
  - •「自分の考えだけでなく、他の人の意見や考えも尊重して、物事を判断することができる。」

84.5% (88.3%)

- ・「自分の果たすべき役割、他の人の果たすべき役割を踏まえて、よりよい生き方を選択するために 物事を判断することができる。」 76.2% (80.2%)
- ・「社会の一員であることを自覚し、自分でよく考えて、なぜその行動を取るのかについて理由を明確にした上で、行動を決めることができる。」 77.1% (78.5%)
- ・「よりよい社会の実現に向けて、自分で決めたことを行動に移そうと努力することができる。」

73.4% (74.4%)

### <課題>

- 指導と評価の充実を図るため、各校において生徒の変容を把握する必要がある。
- ・ 生徒の理解がより深まるように、推進者を中心に研修会を充実させ、全校での取組を充実させる 必要がある。

### <今後の取組の方向性>

推進者研修等を通して、指導と評価の在り方や学習前後の生徒の変容を測る手立てについて情報提供を行う。

# <東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)>

柱	柱 徳 取		取組の方向	3	社会的自立	を促す教育の推進
主要	主要施策 8 社会的・職業的自立を図る教育の推進					
予算額:293,350 千円		決算額:2	268, 7	61 千円	従事職員数 12 人(指導主事 8 人)	

1 キャリア教育の推進(指導部・都立学校教育部・地域教育支援部)

### (1) 小・中学校における系統的なキャリア教育の推進

### <施策の取組状況>

- 全ての中学校で職場体験活動の取組を実施
- ・ 「中学生の職場体験」都庁内推進会議及び「中学生の職場体験」推進協議会を実施し、「中学生の 職場体験」事業の受入先の開拓や気運の醸成を図った。(青少年・治安対策本部との共管)
- ・ 「中学生の職場体験」セミナーを実施し、学校関係者や受入事業者等に職場体験を核としたキャリア教育の在り方等についての啓発を図った。(青少年・治安対策本部との共管)
- ・ 法律専門家と連携した研究授業を年6回実施し、うち3回を一般に公開した。また、関係機関と 連携しながら租税教育等も含めた系統的なキャリア教育を推進した。

## <成果>

- 中学生の職場体験:平成29年度 100%実施 → 平成30年度 100%実施
- ・ 法律専門家と連携した研究授業の実施:年6回(うち3回は一般に公開) 一般公開授業への教員の参加:42人
- ・ 「東京都金融・金銭協議会」への教員の参加:63人

# <課題>

法律専門家と連携した研究授業や「東京都金融・金銭協議会」への教員の参加の拡大

### <今後の取組の方向性>

- ・ 中学生の職場体験を引き続き継続する。
- 新学習指導要領の全面実施及び成年年齢引き下げに向けた消費者教育を中心とした「法」に関する教育を推進する。

## (2) 都独自教科「人間と社会」の実施(再掲)

# <施策の取組状況>

- 1 高校生一人一人が、人としての生き方の指針となる様々な価値観に対する考えを深め、行動する 力を育成するために、全都立高等学校及び全都立中等教育学校において必履修教科として教科「人間と社会」を実施した。
- 2 都立高校生に望ましい勤労観、職業観を育成するため、国際ロータリーと連携したインターンシップ事業を実施した。
- 3 都立高等学校における優れた取組を周知するため、進路指導資料を全校に配布した。

- 1 教科「人間と社会」の学習前後に実施したアンケートにおいて、約8割の生徒が「自分の考えだけでなく、他の人の意見や考えも尊重して、物事を判断することができる。」、「自分の果たすべき役割、他の人の果たすべき役割を踏まえて、よりよい生き方を選択するために物事を判断することができる。」について、「当てはまる。」「どちらかというと当てはまる。」と回答しており、学習を通して生徒の理解が深まることが分かった。
- 2 国際ロータリーと連携したインターンシップ事業
  - ・参加した生徒の声

「仕事を含めて、どんなことでも自分から積極的に関心をもたなければ、何も学ぶことができない。全力でやったからこそ学べることがあるし、次にすべきことが何か分かってくるのではないかと思った。自分に対して満足、誇りをもてるように行動していきたい。」

「幅広い知識と人と人とのつながりが職務を極め、その道のプロとして社会を支えていることが 分かった。」

・参加校の声

「時間の遵守、身だしなみの大切さ、挨拶をしっかりする等の基本的な生活習慣を確立すること が将来に役立つことを理解し、その後の高校生活の規律や生活態度に向上が見られた。」

「勤労観・職業観が身に付き、着実に自分自身のキャリアについて考える機会が増えた。」

### <課題>

生徒の変容を各校で把握し、指導と評価の改善を図る必要がある。

### <今後の取組の方向性>

学校における取組の更なる充実を図るため、アンケートや報告書から現状と課題を分析し、「人間と 社会」推進者研修等により、情報提供を行う。

# (3) 実地で学ぶ商業教育への改革

### <施策の取組状況>

- 1 「商業教育コンソーシアム東京」設立について
  - (1) 「商業教育コンソーシアム東京」準備委員会の実施

ア コンソーシアム組織のあるべき姿や業務内容の詳細について、より検討を進める。

- イ 第2回準備委員会を、平成30年4月に実施した。
- (2) 「商業教育コンソーシアム東京」キックオフミーティングの実施 「東京のビジネス」と「ビジネスアイデア」について、授業公開及び企業等への事業説明等を 平成30年7月に実施した。
- (3) 事務局に商業コンソーシアム支援員を2名配置 平成30年度は、「商業教育コンソーシアム東京」設立準備に向けた作業及び企業、講師等の紹介を行った。
- (4) 「商業教育コンソーシアム東京」公式 Twitter 開設 「商業教育コンソーシアム東京」公式 Twitter を平成 30 年 5 月に開設し、商業高校の取組を周 知した。

- 2 先行実施校である都立芝商業高等学校の取組 学校設定科目「ビジネスアイデア」を2学年で実施し、授業公開を毎学期1回、計3回実施した。
- 3 ビジネス科7校の取組
  - (1) 1学年「ビジネス基礎」内で「東京のビジネス」を補助教材として使用した授業を実施した。
  - (2) ビジネス科7校に対し、専門家等やアシスタント・ティーチャーの派遣費用を予算配付した。

- 1 「商業教育コンソーシアム東京」設立について
  - (1) 「商業教育コンソーシアム東京」を平成30年7月設置した。
    - ア ビジネス科 7 校に対して、企業、講師等の紹介を行った。
    - イ 「商業教育コンソーシアム東京」公式 Twitter において年間 54 回ツイートし、商業高校の取 組を広く都民に周知した。
- 2 先行実施校である都立芝商業高等学校の取組 教員向けの研究会を毎学期1回、計3回実施した。
- 3 ビジネス科7校の取組
  - (1) 1学年「ビジネス基礎」内で「東京のビジネス」を補助教材として使用した授業を実施し、東京のビジネスに関する調査・研究等の発表会等を実施した。
  - (2) 「ビジネスアイデア」カリキュラム開発委員会を3回実施した。

## <課題>

- 1 「商業教育コンソーシアム東京」
  - (1) 学校のニーズに応える企業等の発掘、学校及び企業間の調整
  - (2)「商業教育コンソーシアム東京」 協力企業等の名簿登録に係る手続の円滑化
  - (3) 質の高い大学生のアシスタント・ティーチャーの確保
- 2 先行実施校である都立芝商業高等学校の取組 ビジネス科 7 校への先進的な取組の伝達
- 3 ビジネス科7校の取組

「ビジネスアイデア」のカリキュラム開発

商業7校以外の商業科教員の本改革の趣旨の理解

# <今後の取組の方向性>

- 1 「商業教育コンソーシアム東京」設立について
  - (1) 「商業教育コンソーシアム東京」理事会を令和元年5月下旬に開催
  - (2) 「商業教育コンソーシアム東京」協力企業等連絡会を令和元年12月に開催
  - (3) ビジネス科7校への企業、講師等の紹介の充実
- 2 先行実施校である都立芝商業高等学校の取組
  - (1) 商業科主任会で2年目の取組を周知
  - (2) 「商業教育コンソーシアム東京」ホームページの充実
- 3 ビジネス科7校の取組
  - (1) 2学年「ビジネスアイデア」(学校設定科目)を実施
  - (2) 学習成果発表会の実施

## (4) 全都立学校への全国紙配布

## <施策の取組状況>

- 1 年度当初の取組
- (1) 新聞(全国紙等6紙)等の学校図書館への配備と活用
- (2) 都選挙管理委員会と連携した主権者教育充実のための研修会の実施
- (3) 新入生用リーフレット「民主主義って何だろう?」「有権者になることについて考えてみよう! の配布
- (4) 新入生用選挙啓発カードの配布
- 2 選挙に対する取組

東京都議会議員総選挙及び衆議院議員選挙に向けた取組

- (1) 校長連絡会での主権者教育の充実に関する説明
- (2) 管理職向け主権者教育相談窓口の開設
- (3) ツイッターによる投票呼び掛け
- (4) 選挙啓発カードのホームページ掲載
- (5) 投票日に実施される成果発表会・各種大会・外会場の模擬試験等への対応

## <成果>

- 1 学校の教育活動全体を通じて、主権者教育を実施することができた。
- 2 校長のリーダーシップの下で、系統的・計画的に実施することができた。
- 3 新聞(全国紙等 6 紙)を活用することで、指導の政治的中立性を確保するとともに、生徒の政治 的教養の育成ができた。

### <課題>

- 1 継続的に生徒の意志決定力を育成していくことが大切である。
- 2 衆議院解散等による突発的な選挙への対応が必要となる。
- 3 主権者教育の一層の充実が求められる。

### <今後の取組の方向性>

学校における取組の更なる充実を図るために、全都立学校の図書館に主権者教育における資料として新聞(全国紙等6紙)や関連書籍等を配置する等教育環境を整えるとともに、模擬選挙等の体験学習等も活用した指導を、系統的・計画的に実施していく。

# (5) 企業・NPO 等と連携した都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業の実施 <施策の取組状況>

企業や大学、若者支援に関する専門的知識や経験を有する NPO 等との連携の下、都立高校生が社会や職業について、実感をもって理解しながら、将来、社会人・職業人として生活していくために必要な能力等を身に付けることができる多様な参加体験型の教育プログラムを、普通科高校を中心に実施した。

年度	Н26	H27	H28	H29	H30
実施校	51 校	138 校	138 校	142 校**	142 校**
協力団体数	41 団体	52 団体	55 団体	58 団体	58 団体

※ 平成29・30年度については、専門学科高校4校試行実施

- ・ 社会人・職業人とのインタビューやグループワーク等を通じて、働くことの意義や役割、将来設計等について学び、考え合ったり、コミュニケーションスキルやチームワーク、課題解決能力の向上等を図るなど、学校ニーズに対応した多様な内容の教育プログラムを用意することで、学校が系統的・ 継続的なキャリア教育を実施する条件を整えることができた。
- ・ 生徒にとっては、学ぶこと・働くことの意義や役割等が理解でき、コミュニケーションや他者理解が進んできたとともに、教員にとっては、普段と違う生徒の様子を見て、生徒への指導方法について考えるきっかけやアクティブラーニング等の手法を学ぶことができたという声が学校から寄せられている。
- ・ 民法の成年年齢引下げを見据え、生徒が社会との関わりを一層実感できるよう、「金銭基礎教育」 「金融トラブル未然防止」などの消費者教育プログラムや「模擬投票」などの主権者教育プログラムを提供し実施することができた。

# <課題>

- ・ 教育プログラムの単発的な導入に留まっている学校もあり、学校のキャリア教育の目的や生徒の 状況等を踏まえた、系統的・継続的な活用ができていないという課題がある。
- ・ 三部制の学校への対応や学年全体を対象にした各クラスごと、一斉に実施できる教育プログラム を導入できる団体が少ない。

## <今後の取組の方向性>

・ 都立高等学校への効果的な教育プログラムの提示方法や企業・NPO 等の関係者に対しての学校ニーズの発信方法等を含め、企業・NPO 等との連携の在り方について検討していく。

## 2 防災教育の推進(指導部)

## (1) 「防災ノート~災害と安全~」の活用促進

# <施策の取組状況>

発生が予測される首都直下地震などの自然災害発生時において、児童・生徒が「自助」、「共助」の精神に基づき適切に行動できるように、「防災ノート〜災害と安全〜」を都内の公立、私立・国立の小・中学校等に配布した。防災ノートの活用や学校・家庭・地域が一体となった防災教育の一層の充実を図るため、「親子防災体験」(小学校等対象)及び「防災標語コンクール」(中学校等対象)を実施した。

### 取組の方向3 社会的自立を促す教育の推進

・ 「防災ノート~災害と安全~」作成・配布数

小学校1~3年生版	第1学年の児童に配布	123,000 部
小学校4~6年生版	第4学年の児童に配布	120,000 部
中学校版	第1学年の生徒に配布	124,000 部
高等学校版	第1学年の生徒に配布	130,000 部

「防災ノート~災害と安全~」の活用促進

	対象	内容
	都内の全国公立・私立小学校、特別	防災体験施設や防災イベントにおい
親子	支援学校(小学部)及び義務教育学	て、「防災ノート〜災害と安全〜」を活
防災体験	校(前期課程)の児童並びにその保	用して児童と保護者が共に防災体験
	護者	(地震体験、消火体験等)を行う。
	都内全公立中学校、中等教育学校	「防災ノート~災害と安全~」を活用
防災標語	(前期課程)、特別支援学校(中学	した学習を通して学んだことを踏ま
コンクール	部)及び義務教育学校(後期課程)	え、生徒が防災標語を考える。
	の第1学年 全生徒	

## (親子防災体験の実施施設)

○都内7か所の防災体験施設【平成30年7月から同年9月まで】

東京消防庁都民防災教育センター (池袋防災館、本所防災館、立川防災館)、東京消防庁消 防博物館、そなエリア東京、しながわ防災体験館、東京都北区防災センター

# <成果>

1 「防災ノート〜災害と安全〜」の活用促進

「親子防災体験」や「防災標語コンクール」の取組により、各学校において、避難訓練の事前・ 事後指導、各教科の授業、学級活動(ホームルーム活動)、朝の会・帰りの会などの日常的な学校生 活における様々な場面で、防災ノートの活用が図られた。

- 2 「親子防災体験」防災体験施設での実施者数(参加児童数)平成29年度実績7,144人 ⇒ 平成30年度実績8,281人(1,137人増)
- 3 防災標語コンクール(応募作品数)

69,603 標語

(全公立中学校、義務教育学校及び中等教育学校、公立特別支援学校 654 校で実施)

### <課題>

教材の活用等による防災教育の推進により、具体的な防災行動に、より一層つなげていく必要がある。

### <今後の取組の方向性>

- 1 「防災ノート〜災害と安全〜」を、都内全ての小学校1年生・4年生、中学校1年生、高等学校 1年生に配布する。
- 2 「防災ノート〜災害と安全〜」の活用を図り、家庭・地域と一体となった防災教育を一層充実させる。

3 「安全教育推進校」において、教科等と連携した問題解決的な学習を取り入れた安全教育、カリキュラム・マネジメントの視点を取り入れた計画的な安全教育、学校・家庭・地域(関係機関)が連携した安全教育を中心に研究を推進し、その成果について広く普及・啓発するとともに、「防災ノート〜災害と安全〜」の活用方法について研究する。

#### (2) 全都立特別支援学校での宿泊防災訓練の実施

#### <施策の取組状況>

1 宿泊防災訓練実施状況

安全確保に向けた教職員の危機管理体制の点検及び児童・生徒の防災意識を育成するとともに、 長期にわたる避難所生活で、保護者や地域住民との安全で円滑な避難所運営を図るために、都立特 別支援学校全校(57校)において実施した。

年度	H27	H28	H29	H30
実施校数	20 校	34 校	57校(※60回)	57 校(※59 回)
参加人数	1,079人	1,719人	3,482 人	3,557人

※併置校の両部門での開催や分教室の開催によるものも含めての数

2 実施した訓練等

地域との避難所運営訓練、防災学習、給水訓練等

## <成果>

- 1 地域の自治会や諸機関との連携による訓練を 18 校で実施
- 2 避難所、帰宅ステーション訓練を 42 校で実施
- 3 「防災教育推進委員会」を全校設置し、地域代表委員との協議を実施
- 4 生徒への防災学習や専門家による講話等を51校で実施

#### <課題>

都立特別支援学校が長期に避難所となることを想定し、児童・生徒と地域住民等が、安全で円滑な 避難所運営をできるようにする必要がある。

- 1 地域の防災組織への連絡・連携手段の確立と避難所での役割を検討
- 2 避難生活で医療機関等からの支援を受けられるよう、医療関係機関等との関係の構築
- 3 アレルギー及び食形態について対応
- 4 医療的ケアが必要な児童・生徒の保護者の参加

# <今後の取組の方向性>

実際的な避難所運営を想定するため、安全の確保状況を検証する上で必要な協力を、地域や関係機関、保護者に求めていく。

- 1 地域団体や地域自治会等との連携による福祉避難所等の開設訓練
- 2 医療関係機関等との関係構築及び参加協力
- 3 PTAの防災担当者等の連携・協力による実施

# (3) 「合同防災キャンプ」の実施

#### <施策の取組状況>

- 1 合同防災キャンプ
  - (1) 目 的 東日本大震災の被災地での交流活動、復興支援ボランティア体験、特定非営利法人 日本防災士機構が実施する「防災士」の資格を取得
  - (2) 参加人数 生徒87名・教員15名、計102名
  - (3) 宿泊研修 平成30年8月21日(火)から同月24日(金)まで、3泊4日(場所:岩手県)
  - (4) 内 容 岩手県の高校との交流活動、岩手県大槌町における復興支援ボランティア体験、釜 石市・宮古市での被災地状況視察、防災士養成講座(ワークショップ)、三陸鉄道「震災学習列車」
- 2 平成30年度都立高校防災サミット及び合同防災キャンプ報告会
  - (1) 日 時 平成30年12月22日(土・祝)午後1時30分から午後4時30分まで
  - (2) 会場 御茶ノ水ソラシティホール(JR「御茶ノ水」駅徒歩1分)
  - (3) 出席者 都立高等学校等の防災活動支援隊の生徒及び担当教員 「合同防災キャンプ」参加生徒及び教員
  - (4) 内容

## ア第Ⅰ部「全体会」

- (7) 防災活動支援隊活動報告(都立南多摩中等教育学校)
- (イ) 合同防災キャンプ報告(都立足立工業高等学校)
- (ウ) ボランティア活動報告(都立農芸高等学校)
- イ 防災士認証状授与式(代表生徒及び代表教員)
- ウ 第Ⅱ部「避難所運営について考える」
  - (ア) 生徒……グループ協議「避難所運営について」
  - (4) 教員……グループ協議「各高校の防災教育の取組について」

## <成果>

- 1 岩手県の高校との交流活動、岩手県大槌町における復興支援ボランティア体験、釜石市・宮古市での被災地状況視察等を通じて、参加生徒及び教員の防災意識を高めることができた。
- 2 特定非営利法人日本防災士機構が実施する「防災士」の資格を、生徒 86 名、教員 15 名が取得した。
- 3 「合同防災キャンプ」に参加した生徒及び教員が、報告会において、その経験を他の学校の生徒 や教員に報告する取組を通し、被災地の現状等について全都立学校で情報共有させることができた。
- 4 「平成30年度都立高校防災サミット及び合同防災キャンプ報告会」では、グループ協議の機会を 通し、他校の取組を情報交換することができた。

#### <課題>

1 より多くの高校生の防災意識を高めるために、「合同防災キャンプ」を東日本大震災の被災地で継続して実施していく必要がある。

- 1 合同防災キャンプ
  - (1) 日程: 令和元年8月21日(水)から同月23日(金)まで、2泊3日
  - (2) 場 所:福島県いわき市など
- 2 「都立高校防災サミット及び合同防災キャンプ報告会」の開催
  - (1) 日程:令和元年12月21日(土)
  - (2) 場 所:御茶ノ水ソラシティホール(JR「御茶ノ水」駅徒歩1分)

柱	柱 徳 取組の方向 3 社			社会的自立	を促す教育の推進			
主要	施策	9	不	登校・中途退学	対策	į		
予算額:850,803 千円 %		決算額:4	85, 2	26 千円	従事職員数7人(打	指導主事 2 人)		

## 1 区市町村教育委員会における不登校対策に関する取組への支援(指導部)

## (1)教育支援センターの機能強化

#### <施策の取組状況>

教育支援センターの充実に向け、都が提示する複数の補助メニューの中から、あらかじめ選定した 区市町が自ら選択する方式により、重点的な取組を支援するモデル事業を実施した。

(補助メニューの主な内容)

- 1 人材の充実(若手指導員、心理職、スクールソーシャルワーカー等の人材配置)
- 2 指導員のスキルアップ(指導員向けの研修講師派遣や研修への参加促進)
- 3 魅力ある講座の充実(遠足、宿泊型体験教室、外部人材の活用等)
- 4 民間教育事業者のノウハウの活用(コミュニケーショントレーニングの実施等)
- 5 施設整備や学習環境の充実(施設の改修、ICT機器の整備等)

## (実施規模)

11 区市町

#### <成果>

- ・ 登校支援コーディネーター (臨床心理士等) が、児童・生徒や保護者への相談活動及び在籍校や 関係機関との連携強化について、教育支援センター指導員に対して指導を行うことで、効果的な人 材育成を図ることができた。
- タブレット機器での学習を取り入れ、個別の学習支援を充実させた。
- ・ 教育支援センターを新たに学校内に設置した自治体は、併設校の生徒について、学校との連携を 取りやすくなり、安定して通室できる児童・生徒の増加につなげることができた。

# <課題>

教育支援センターの充実を図るためには、必要な支援内容や備えるべき機能、体制の在り方等が、 地区や児童・生徒の実情等により異なることから、それぞれの実態やニーズに合わせて取組を進めて いくことが必要である。

また、各学校では、不登校児童・生徒を取り巻く課題が多様化・複雑化する中、児童・生徒一人一人に応じた支援を充実させていくために、教育支援センターが中心となって、専門家や関係機関との連携を強化していくことも重要である。

#### <今後の取組の方向性>

教育支援センターの機能の充実を通じて、不登校児童・生徒に社会的自立のために必要となる力を 身に付けさせていくとともに、モデル事業実施地区における多様な実践事例や効果的な取組を全都に 周知していく。

#### (2) 新たな不登校を生まないための手引の作成

#### <施策の取組状況>

平成 29 年度、大学に研究委託して、ガイドブックの試案を作成し、平成 30 年度、都内 37 校の SC や SSW を含む教職員 189 名に、意見聴取を行った。また、有識者による活用推進委員会での意見や国の最新の研究結果等を踏まえ、内容を検討し、「児童・生徒を支援するためのガイドブック(以下「ガイドブック」という。)」を作成した。

## <成果>

不登校の要因・背景は複雑多様であるが、どのような要因による不登校であっても、支援に当たっては、学校や教育関係者の役割が重要であることを踏まえ、不登校への理解を深めるために有用なガイドブックを作成することができた。

#### <課題>

全ての教職員が、不登校児童・生徒の実態に即した効果的な支援を行えるようにするためには、これまでの各区市町村教育委員会での取組と併せて、各地区や学校の実態に応じてガイドブックを活用した研修等の取組を提案していく必要がある。

#### <今後の取組の方向性>

ふれあい月間調査により、各学校及び区市町村教育委員会における、「未然防止」「早期支援」「長期 化への対応」の取組状況を検証する。

また、教職員向けの各研修等での活用について、不登校対策担当指導主事連絡協議会等において周知し、区市町村教育員会の不登校対策に資する。

#### 2 都立学校における生徒の自立に向けた支援の取組(地域教育支援部)

# <施策の取組状況>

生徒が将来社会的に自立できるようにするため、就労や福祉の専門的知識や技術を有するユースソーシャルワーカー等からなる「自立支援チーム」を設置し、都立学校に派遣した。

「自立支援チーム」は、不登校や中途退学などの課題が特に顕著な都立高校として都教育委員会が 指定した学校(継続派遣校)を訪問するととともに、その他の都立学校に対しても要請に応じて訪問 し、学校経営支援センターや関係機関と連携して就労や再就学に向けた支援を行っている。

# <成果>

市 巧	30 年度主要施策	30 年度末時点
事項	での成果目標	における成果
継続派遣校における「自立支援チーム」の対応人数	2,700 人	2,725 人
要請派遣校における「自立支援チーム」の対応人数	300 人	253 人

## <課題>

- ・ 継続派遣校において複数回の支援を要する困難なケースが増加傾向にあり、派遣しているユース ソーシャルワーカーだけでは対応が難しくなってきている。また、今後、増加が見込まれる外国人 生徒への対応なども必要となってくる。
- ・ 継続派遣校以外の学校での生徒の多様かつ複雑な課題に対応していくために、支援ケースの掘り 起こしが必要である。
- ・ 処遇面での課題や他の自治体におけるスクールソーシャルワーカーの需要増に伴い、ユースソーシャルワーカーの安定確保が難しい。

## <今後の取組の方向性>

- ・ 継続派遣校における支援困難ケースに対して、適切な対応ができる体制等を検討するとともに、 外国人生徒への支援を行うことができるよう、多文化共生の分野で専門的な知識を有する職員の配 置を含め、適切な対応ができる体制を検討していく必要がある。
- ・ 継続派遣校以外の学校に「自立支援チーム」の活用方法等について、個別に説明し、本事業の積極的な活用を促す取組を行っていく必要がある。
- ・ 生徒への継続的かつ安定的な支援ができるよう、諸条件の見直しを検討していく必要がある。

#### 3 チャレンジスクールの拡充(都立学校教育部)

#### <施策の取組状況>

足立地区・立川地区の各チャレンジスクール新設やチャレンジスクールの規模拡大のため、学校や 関係部署と調整し、必要となる施設・設備等の整備を行った。

#### <成果>

チャレンジスクールの規模拡大について、令和元年度の募集人員決定において、稔ヶ丘高校の募集 学級増を行った。

#### <今後の取組の方向性>

「足立地区チャレンジスクール基本計画検討委員会報告書」及び「立川地区チャレンジスクール基本計画検討委員会報告書」を踏まえ、開校に向けた施設整備や具体的な準備を進めていく。

# 4 フリースクール等民間施設・団体との連携の推進(指導部)

## <施策の取組状況>

都教育委員会、連携実績のある区市町村教育委員会及び学校、フリースクール等民間施設・団体等の関係者による連携の推進に向けた意見交換を行う場を設定した。

#### <成果>

相互に課題を共有し、連携を促進するための議論を深めることができた。

# <課題>

フリースクール等民間施設・団体により、運営体制、取組方針・内容等が異なる。それらの情報を 各教育委員会及び学校がどのように把握し、効果的な連携につなげていくべきか、検討することが必要である。

# <今後の取組の方向性>

協議会などを通して、教育委員会及び学校とフリースクール等民間施設・団体等との連携を推進するとともに、教育委員会や学校、家庭がフリースクール等民間施設・団体等との連携の在り方について理解を深めるために必要な留意点等を記載した資料の作成に向けた取組を行う。

柱	:	徳		取組の方向	句 3 社会的自立を促す教育の推進			進
主要	主要施策 10 子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築							
予算額:7,103千円 決算		決算額:1	, 775	千円	従事職員数4人(	指導主事2人)		

## 1 就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図るための取組の更なる推進(指導部)

#### <施策の取組状況>

就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図るための取組の更なる推進を図るため、以下の取組を 行った。

1 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の一層の充実

「就学前教育カンファレンス」を開催し、教育・保育関係者を対象とした実践報告及びパネルディスカッション等を通して、就学前教育と小学校教育との円滑な接続及び就学前教育の重要性や、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等について、更なる理解促進を図った。また、都教育委員会が作成・配布した「就学前教育カリキュラム改訂版ハンドブック【新幼稚園教育要領等対応】」の説明を行い、内容等についての理解促進を図った。

2 就学前教育と小学校教育の一層の円滑な接続

「小学校教育の現状と今後の在り方検討委員会」からの提言を受け、就学前教育と小学校教育との一層の円滑な接続に向けた教育課程等の具体化及び効果検証の方法等を明らかにするために、「幼小の一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発委員会」を設置し、5歳児から小学校低学年をひとまとまりとした教育課程の研究・開発を行った。

## <成果>

「教育課程の編成・実施状況調査」で公立幼稚園及び公立小学校から「『就学前教育カリキュラム改訂版』を活用している」と回答する割合 公立幼稚園:94% 区立小学校:30%

「就学前教育カンファレンス」におけるアンケート調査

- ・「就学前教育カリキュラム改訂版【新幼稚園教育要領等対応】ハンドブック等」を活用しようと 思ったと回答した割合:97%
- ・実践報告や意見交換により、新幼稚園教育要領等に基づいた保育・教育について理解が深まったと回答した割合:97%
- ・パネルディスカッションや協議により、新幼稚園教育要領等に基づいた保育・教育について理解が深まったと回答した割合:96%

#### <課題>

公立小学校、私立幼稚園及び公私立保育所等における「就学前教育カリキュラム改訂版」等の活用 の促進

## <今後の取組の方向性>

- ・ 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の一層の充実について、保育・教育関係者に広く啓発するとともに、都教育委員会が作成した「就学前教育カリキュラム改訂版」及び「就学前教育カリキュラム改訂版ハンドブック【新幼稚園教育要領等対応】」等の指導資料の活用を促進する。
- ・ 就学前教育と小学校教育の一層の円滑な接続について、今年度、研究・開発した教育課程の具体 例を基に、モデル地区及びモデル園・校と連携して、それぞれの実態に応じた、より具体的な教育 課程の作成を行うとともに、「指導方法及び指導体制」、「教材・教具」、「環境」等について研究・開 発を行っていく。

# 2 高等学校における外国人生徒に対する教育環境の整備(都立学校教育部)

# <施策の取組状況>

入学者選抜における在京外国人生徒募集枠の応募倍率が依然として高いことから、平成31年度入学者選抜においては、既設の募集枠設置校2校において、募集人員を増やした。

## <成果>

・「在京外国人生徒対象」枠の設置状況及び募集人員の推移

平成 28 年 4 月入学 (平成 27 年度入学者選抜) 国際高校・飛鳥高校・田柄高校・竹台高校・南葛 飾高校の 5 校 (募集人員 95 人)

平成 29 年 4 月入学 (平成 28 年度入学者選抜) 国際高校・飛鳥高校・田柄高校・竹台高校・南葛 飾高校・府中西高校の6 校 (募集人員 110 人)

平成 30 年 4 月入学 (平成 29 年度入学者選抜) 国際高校・飛鳥高校・田柄高校・竹台高校・南葛 飾高校・府中西高校・六郷工科高校の7校 (募集人員 120 人)

平成 31 年 4 月入学 (平成 30 年度入学者選抜) 国際高校・飛鳥高校・田柄高校・竹台高校・南葛飾高校・府中西高校・六郷工科高校の7校 (募集人員 130 人)

・「在京外国人生徒対象」枠の応募倍率

平成28年4月入学(平成27年度入学者選抜) 2.07倍

平成29年4月入学(平成28年度入学者選抜) 1.96倍

平成30年4月入学(平成29年度入学者選抜) 2.06倍

平成31年4月入学(平成30年度入学者選抜) 1.75倍

# <課題>

- ・ 在京外国人生徒対象枠の募集人員を増やし、入学者選抜の応募倍率は低下したものの、依然高倍率であることから、引き続き適切な募集規模を検討する必要がある。
- ・ 入学する在京外国人生徒は多国籍化・多言語化が一層進んでいることから、各学校における学習 指導等も難しくなっており、特に日本語習得に時間が掛かる生徒も多く、日本語指導の充実が課題 となっている。

# 取組の方向3 社会的自立を促す教育の推進

# <今後の取組の方向性>

中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒等の人数の推移や、居住する地域のバランス、 在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、適切な募集規模を検討す る。

また、日本語指導が必要な外国人生徒等が、都立高校入学後に早期に日本語を習得し、学校生活を支障なく送ることができるよう、日本語指導の充実について検討する。

柱 徳 取組の		取組の方向	4	子供たちの	健全な心を育む取組	
主要	主要施策 11 いじめ、暴力行為、自殺等防止対策の強化					
予算額:4,167,648 千円 決算額:4,06			1, 067	,955 千円	従事職員数5人(指導主事5人)	

## 1 「いじめ総合対策【第2次】」の着実な推進(指導部)

#### <施策の取組状況>

1 平成30年度「ふれあい月間」におけるいじめに関する調査の精選と改善いじめ防止等の取組強化月間である「ふれあい月間」の際に実施する都独自の調査内容等を見直し、調査内容及び方法等の精選を図った。「いじめ防止に向けた取組の進捗状況を見える化するシート」を新たに作成し、学校が自校のいじめ防止対策における課題を明らかにした上で、PDCAサイクルの中で改善を図ることができるようにした。

2 生活指導担当者連絡会の実施

平成 30 年 8 月に、全公立学校の生活指導主任を対象とした「生活指導担当者連絡会」を実施し、「保護者や関係機関等との効果的な連携、協力の在り方」について理解を深める機会を設定した。

3 区市町村教育委員会への指導・助言

都内全ての区市町村教育委員会生活指導担当指導主事を対象とした連絡会や、区市町村教育委員会が開催する研修会への指導主事派遣を通して、いじめの定義に基づく正しい認知や「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応の徹底等、いじめ防止対策の実効性を高めるための具体的な取組について周知を図った。

4 「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」における審議

平成30年7月、第2期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会から、各学校におけるいじめ防止対策を一層推進するための方策として、「子供自身がいじめについて主体的に考え、行動できるようにするための取組の推進」や「子供のSOSを受け止めるための教職員の対応力の向上」等を柱とする答申を受けた。平成30年度においては、次のとおり審議を行い、「いじめ総合対策【第2次】」の評価・検証を行った。

日時		審議の概要
平成 7月6日(金)		○第2期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申について
30 年	11月14日(水)	<ul><li>○子供がいじめについて考え行動できるようにするための取組</li><li>○保護者との信頼関係に基づく効果的な連携・協力の在り方</li></ul>
平成 31 年	2月27日 (火)	<ul><li>○子供がいじめについて考え行動できるようにするための取組</li><li>○関係機関等との効果的な連携・協力の在り方</li><li>(説明聴取)</li></ul>

5 「東京都いじめ問題対策連絡協議会」における協議

平成30年11月に、東京都いじめ防止対策推進条例に基づく「東京都いじめ問題対策連絡協議会」 を開催し、都、区市町村又は学校におけるいじめ防止等の取組の現状と課題、関係機関及び団体の 連携の状況、課題及び改善の方策について協議を行った。

6 「考えよう!いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションの活用

#### 取組の方向4 子供たちの健全な心を育む取組

生活指導担当指導主事連絡会や長期休業日前の指導通知等の機会を捉えて、本アプリケーション の活用について都内全公立学校に周知した。

# <成果>

都教育委員会が毎年実施しているいじめに関する調査から、次の成果が見られた。

1 いじめを確実に認知しようとする意識の高まり

いじめの認知件数は、平成28年度から全ての校種で増加している。認知件数が増加している理由としては、「いじめ総合対策【第2次】」を通じて、見逃しがちな軽微ないじめの具体例を示したこと、いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に課題があるという捉え方をしないことなどを、周知・徹底する取組を強化したことにより、学校が、いじめと疑われるものを積極的に認知したからであると考えられる。

## 【いじめの認知件数と解消した件数及び解消率】

	2	28 年度	4	29 年度	30 年度		
	認知件数	解消件数 (率)	認知件数	解消件数 (率)	認知件数	解消件数 (率)	
小学校	8, 122	6, 741 (83. 0%)	20, 983	17, 003 (81. 0%)	39, 479	28, 084 (71. 1%)	
中学校	2, 904	2, 332 (80. 3%)	4,057	3, 163 (78. 0%)	5,607	4, 058 (72. 4%)	
高等学校	79	65 (82. 3%)	124	74 (59. 7%)	179	121 (67. 6%)	
特別支援学校	23	13 (56. 5%)	26	8 (30.8%)	42	26 (61.9%)	
合計	11, 128	9, 151 (82. 2%)	25, 190	20, 248 (80. 4%)	45, 307	32, 289 (71. 3%)	

(「ふれあい月間」におけるいじめに関する調査 調査期間:毎年4月1日から11月30日)

解消率は低下しているが、これは、平成29年3月に文部科学省が「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定し、いじめの「解消」については、「いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること」とし、「相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする」ことが示されたことによる影響があると考えられる。

2 学校におけるいじめ防止対策の充実

全ての校種において、以下の3点の項目の実施校率が97%を超えており、組織的対応の強化がうかがえる。

## 【いじめ防止対策の実施校率】

(%)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援 学校
いじめ防止対策推進法第2条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	100	99	99	97
いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	100	99	99	97
「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーの役割を明確にしているとともに、全員面接を含め、スクールカウンセラーが得た情報を教職員間で共有できるようにした。(特別支援学校は回答対象外)	99	100	100	

(「ふれあい月間」におけるいじめに関する調査 調査期間:平成30年4月1日から11月30日)

# <課題>

全ての校種において、以下の4点の項目の実施校率が他項目より低い傾向にあり、取組の徹底を図る必要がある。

【いじめ防止対策の実施校率】

(%)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援 学校
「いじめ総合対策【第2次】」に基づき、年に3回以上のいじめに関する研修を計画し、取り組んでいる。	88	80	71	84
「いじめ総合対策【第2次】」(学習プログラム)に基づき、いじめに関する授業を年3回以上計画し、取り組んでいる。	88	80	55	74
いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画を策定して 全教職員に周知した。	92	92	79	85
いじめの事案について、児童・生徒の実態や指導の 経過等の情報が、定められた様式の記録ファイルによ り、パソコンの共有フォルダに保存されるなど、全教 職員で共有できるようになっている。	88	92	67	79

(「ふれあい月間」におけるいじめに関する調査 調査期間:平成30年4月1日から11月30日)

## <今後の取組の方向性>

- 1 学校いじめ対策委員会における多角的な検証によるいじめの認知の徹底
- 2 いじめ防止等の取組の強化月間である「ふれあい月間」において、都独自の調査を通じて、自校 の取組状況の見える化とPDCAサイクルによる改善への仕組みづくり
- 3 SNSを活用した教育相談の施行実施を検証し、より実効性のある教育相談体制を構築
- 4 様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育(SOSの出し方に関する教育)の 推進及び教職員等の「SOSの受け止め方」に関する対応力の向上
- 5 日常の授業から、子供たちが話合い等を通して多様性や互いの良さを認め合う態度を育成
- 6 保護者や関係機関等との信頼関係に基づく効果的な連携の在り方等について、生徒指導の専門家 による連絡会等を開催
- 7 学校サポートチームにおける適切な役割分担による子供への支援や指導

# 2 自殺予防対策に関する取組の徹底(指導部)

## <施策の取組状況>

- 1 自殺予防教育連絡会
  - (1) 内容

講演 「自殺対策に資する教育の推進について -SOSの出し方に関する教育の推進」 講師 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所自殺総合対策推進センター

センター長 本橋 豊

(2) 開催日

平成30年5月21日(月)、29日(火)

## 取組の方向4 子供たちの健全な心を育む取組

#### (3) 対象

都内全ての公立学校長

2 各連絡会における「SOSの出し方に関する教育」の周知

	開催日及び対象					
生活指導担当指導主事連絡会	平成 30 年 4 月 23 日 (月) 6 月 13 日 (水) 11 月 16 日 (金) 平成 31 年 2 月 7 日 (木)	区市町村教育委員会生活指導担当 指導主事				
生活指導担当者連絡会	平成 30 年 8 月 20 日 (月) 8 月 21 日 (火)	全公立学校の生活指導主任				
	平成30年5月11日(金)	都立学校配置スクールカウンセラー				
	平成30年8月28日(火)	全スクールカウンセラー				
スクールカウンセラー連絡会	平成31年3月1日(金)	新規配置スクールカウンセラー				
	平成31年3月5日(火)	区市町村教育委員会スクールカウン セラー事業担当者				
スクールソーシャルワーカー連絡会	平成 30 年 7 月 24 日 (火)	全スクールソーシャルワーカー				

- 3 東京都教職員研修センターが実施する職層別研修等
  - (1) 若手教員育成研修1年次(初任者)研修、期限付任用教員任用時研修「学校における不登校・中途退学防止対策、自殺対策について」平成30年4月3日(火)
  - (2) 中堅教諭等資質向上研修 I 人権教育等「学校における児童・生徒の不登校・ 中退、自殺防止の取組について」平成30年6月27日(水)、6月29日(金)、7月3日(火)
  - (3) 専門性向上研修「生活指導に求められる学校の組織的対応」平成30年8月22日(火)

#### く成果>

- 1 昨年度に引き続き、都内全公立学校長を対象とした自殺予防教育連絡会を開催し、自殺予防対策 及び「SOSの出し方に関する教育」の推進について、校長のリーダーシップによる組織的な対応 の強化を図った。
- 2 教育課程説明会において、「自殺対策に資する教育」の中でも、特に、「SOSの出し方に関する 教育」の推進に向けた取組等を明確にして、平成31年度の教育課程に位置付けるよう周知を図った。

#### <課題>

いじめられた児童・生徒の相談状況として、約1000人の児童・生徒が「誰にも相談していない」と回答しており、「SOSを出す、受け止める力の育成」及び「より実効性のある教育相談体制の構築」が必要である。

【いじめられた児童・生徒の相談状況】

	平成 2	8 年度	平成 29 年度		
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	
誰にも相談していない	825	4. 5	972	3. 1	

(平成28・29年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について) 複数回答可。他項目あり。「割合」は全認知件数に対する該当項目の割合

- 1 都内全公立学校における「SOSの出し方に関する教育」の推進
- 2 教職員等の「SOSの受け止め方」に関する対応力の向上

## 3 スクールカウンセラー等を活用した学校教育相談及び児童・生徒支援の一層の充実(指導部)

#### <施策の取組状況>

1 スクールカウンセラー活用事業

児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士を学校に配置し、 学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図り、いじめや不登校等の児童・生徒の問題行動等 の未然防止や解消に資するため、全公立小・中・高等学校にスクールカウンセラーを配置した。

- (1) 資格
  - ア 臨床心理士(資格取得1年以上)
  - イ 精神科医
  - ウ 大学・大学院における心理学系の教授等
- (2) 職務
  - ア 児童・生徒へのカウンセリング
  - イ 子育てや生活指導に関する保護者へのカウンセリング
  - ウ カウンセリングについて教員や保護者への指導・助言
  - エ 児童・生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供
  - オ 児童・生徒のカウンセリング等に関する教員対象の研修や事例研究等における指導・助言

## (3) 配置校数

	小学校	中学校	高等学校	合計	備考
24 年度	327	631	100	1, 058	
25 年度	1, 298	630	188	2, 116	
26 年度	1, 295	629	186	2, 110	※全校配置
27 年度	1, 292	627	186	2, 105	(全日制課程・定時制 課程を併置する高等
28 年度	1, 286	626	248	2, 160	学校については、両課
29 年度	1, 282	625	248	2, 155	程で1人を配置)
30 年度	1, 280	624	248	2, 152	

## (4) 配置人数

1,417人(平成30年4月1日現在)

うち、4校勤務 1人、3校勤務 194人、2校勤務 340人、1校勤務 882人

(5) 配置時間・日数

1日7時間45分×38回/年

(6) スクールカウンセラー連絡会の実施

ア スクールカウンセラー連絡会

(7) 内容

講演 「チーム学校におけるスクールカウンセラーの役割 ~適切なコンサルテーションと 関係機関等との連携」

講師 東京臨床心理士会学校臨床員会委員 鈴村 真理

(イ) 開催日

平成30年5月21日(月)、5月28日(火)

(ウ) 対象

全ての東京都公立学校スクールカウンセラー

イ その他の連絡会

## 取組の方向4 子供たちの健全な心を育む取組

	開催日及び対象
平成 30 年 5 月 11 日 (金)	都立学校配置スクールカウンセラー
平成 30 年 5 月 21 日 (月) 5 月 29 日 (火)	スクールカウンセラー配置校長
平成31年3月1日(金)	新規配置スクールカウンセラー
平成31年3月5日(火)	区市町村教育委員会スクールカウンセラー事業担当者

## <成果>

1 都内全生・中・高等学校がスクールカウンセラーを積極的に活用し、学校教育相談体制の充実に 向け取り組んだ。

【スクールカウンセラーを活用した学校教育相談体制の構築】

(%)

	小学校	中学校	高等学校
スクールカウンセラー等を活用して教育相談体制の 充実を図った学校の割合	100	100	100

(平成29年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について)

2 いじめられた児童・生徒がスクールカウンセラー等に相談する件数が増加した。

【いじめられた児童・生徒の相談状況】

(件)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
スクールカウンセラー等の相談員に相談した件数	855	1, 369	1, 450

(平成27・28・29年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について)

## <課題>

1 校当たり1日の相談件数が減少傾向にある。さらに、いじめられた児童・生徒の相談状況として、「誰にも相談していない」と回答する児童・生徒が増加している。スクールカウンセラーの配置拡充のみならず、都内各校におけるスクールカウンセラーを活用した教育相談体制の質的向上が必要である。

# 【配置校数及び相談件数】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
スクールカウンセラー配置校数 (校)	2, 150	2, 160	2, 155
年間相談件数総計 (件)	738, 465	777, 805	735, 341
1校当たり1日の相談件数(件)	10.0	9. 5	8.9

(平成27・28・29年度スクールカウンセラー活動実績)

# 【いじめられた児童・生徒の相談状況】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
誰にも相談していない	356	825	972

(平成27・28・29年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について)

- 1 引き続き、都内公立小学校・中学校及び高等学校全課程へのスクールカウンセラーの配置
- 2 都立学校における教育相談体制の充実に向けた、モデル事業「シニア・スクールカウンセラーの 配置」の実施、検証

# 4 児童・生徒の問題行動等の解決に向けた学校と地域、関係機関等との連携の強化(指導部)

#### <施策の取組状況>

1 区市町村におけるスクールソーシャルワーカー活用事業

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童・生徒に支援を行うため、スクールソーシャルワーカーを配置する区市町村教育委員会に対して支援を行った。

#### (1) 事業概要

ア 都は区市町村の事業費の2分の1を補助(国は都の負担額の3分の1を補助)

※平成27年度には、都の負担に係る予算額を前年度比の約2.6 倍に拡充した。それ以降も予算額を増額したことで、スクールソーシャルワーカーの配置を希望する全ての区市町村に対して、申請額の全額を補助することができるようになった。

イ 都教育委員会は、スクールソーシャルワーカーに対し適切な指導・援助ができるスーパーバイザーを、全額都費負担で、区市町村教育委員会に配置

#### (2) 資格

社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技能を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績がある者等

#### (3) 職務

- ア 問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働き掛け
- イ 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ウ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- エ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

## (4) 配置自治体数

	区	市	町	村	合計
24 年度	12	17	2	0	31
25 年度	14	20	3	0	37
26 年度	17	22	3	0	42
27 年度	20	23	3	0	46
28 年度	22	25	3	0	50
29 年度	22	25	3	0	50
30 年度	22	25	3	0	50

#### (5) 配置人数

202 人

#### 2 「家庭と子供の支援員」の配置

(1) 配置の目的・配置先について

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える 児童・生徒に直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」(民 生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生など)を小・中

#### 取組の方向4 子供たちの健全な心を育む取組

学校に配置する。

(2) 活動内容等について

「家庭と子供の支援員」と教員が家庭訪問等を行い、児童・生徒やその保護者へのアドバイス や情報提供等を行う。

(3) 「学校と家庭の連携推進会議」の設置

「家庭と子供の支援員」を配置した小・中学校に、学校管理職及び教職員と「家庭と子供の支援員」を構成員とした「学校と家庭の連携推進会議」を設置し、支援が必要な児童・生徒やその保護者についての情報交換及び対応についての協議を行う。

(4) スーパーバイザーの配置

対応が困難な事例などに対しては、スーパーバイザー(弁護士、医師、臨床心理士など)が、「家庭と子供の支援員」に対して、定期的に助言を行う。

- (5) 事業経費運用方法
  - ア 学校指定初年度(委託事業)

国 1/3、都(委託料) 2/3

イ 学校指定2年目以降(補助事業)

国 1/3、都(負担金補助及び交付金)1/3、 区市町村1/3

※ ただし、スーパーバイザーの配置に係る経費については、都が全額補助

- (6) 実施地区、配置校数、配置人数
  - ア 実施地区

29 区市町村 (12 区 16 市 1 町)

イ 実施校

338 校 (小学校 215 校、中学校 123 校)

- ウ 家庭と子供の支援員数
  - 1,037 人
- エ スーパーバイザー数

160 人

(7) 家庭と子供の支援員及びスーパーバイザーの派遣日数

延べ延べ 41,800 日

(8) 事業等

平成30年11月14日(水)第4回生活指導担当指導主事連絡会において、区市町村教育委員会担当指導主事と「家庭と子供の支援員」による協議を実施した。

家庭と子供の支援員の参加者数:20人

## <成果>

1 区市町村におけるスクールソーシャルワーカー活用事業 活動記録「継続支援対象児童・生徒の抱える問題と支援状況」

			支 援	状 況		
	件数(件)		問題が角 割合	军決した (%)	問題が如 割合	子転した (%)
	29 年度	30 年度	29 年度	30 年度	29 年度	30 年度
スクールソーシャルワーカーが対応し た件数の合計	10, 122	8, 757	12.8	10. 1	18. 1	19. 1

## 2 「家庭と子供の支援員」の配置

「家庭と子供の支援員」の配置を希望する学校が年々増加しており、区市町村教育委員会や学校がその効果を認識していることがうかがえる。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小学校	173	187	221
中学校	119	127	129
<b>1</b>	292	314	350

## <課題>

1 区市町村におけるスクールソーシャルワーカー活用事業

スクールソーシャルワーカーの配置拡充にもかかわらず、支援対象児童・生徒数が年々増加している傾向にあるため、児童・生徒一人一人に対して十分な支援を実現させるためには、更なる配置拡充が必要である。

2 「家庭と子供の支援員」の配置

家庭と子供の支援員による不登校児童・生徒への支援前後の態様について

		平成 29 年度	平成 30 年度
1	支援を行った不登校の児童・生徒の合計人数	392 人	378 人
	② うち、改善が見られた児童・生徒の合計人数	196 人	156 人
	③ 改善率 (②/①×100)	50.0%	41.3%

平成30年度は、支援を行った不登校児童・生徒のうち、改善が見られた割合が減少した。不登校という状況を問題行動として判断してはならないことや、学校復帰のみを目標としないことなど、教育の機会確保法の理解が広がり、対応が変化していることが影響していると考えられる。区市町村教育委員会及び学校における活用方法等について、実態や課題を把握するとともに、不登校施策における今後の活用の在り方について再度検討する必要がある。

また、「学校と家庭の支援員」は、児童・生徒への対応に関して必ずしも専門性を有する者ではないことがあることから、対応力向上を図るための取組を行うことが必要である。そこで、区市町村教育委員会へのスーパーバイザーの配置を推進するとともに、生活指導担当指導主事連絡会において家庭と子供の支援員同士が事例を通して情報を共有することができるようにし、学校と家庭の支援員の対応力向上を図る。

## 取組の方向4 子供たちの健全な心を育む取組

- 1 区市町村におけるスクールソーシャルワーカー活用事業 令和元年度以降も、引き続き、全区市町村への配置と、申請額の全額に対応できる予算を確保していく。
- 2 学校において、多様な外部人材同士が連携し、児童・生徒に対して、一層効果的な支援を行うことができるようにする体制を構築することが必要である。そこで、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、「家庭と子供の支援員」等の外部人材同士が連携して児童・生徒等に支援を行って成果を上げた事例を収集し、各学校に周知するとともに、生活指導担当指導主事連絡会において、学校が多様な外部人材をコーディネートする機能をもつことができるようにするための方策を提言していく。

柱	柱 徳 取組の方向			取組の方向	4	子供たちの	建全な心を育む	取組
主要	主要施策 12 SNS等の適正な使い方の啓発強化							
予算額:42,499 千円 決算額:3				決算額:3	39, 23	4 千円	従事職員数3人	(指導主事3人)

## 1 東京都独自のルール「SNS 東京ルール」の着実な推進(指導部)

#### (1) SNS 等の適正な使い方啓発強化

## <施策の取組状況>

- 1 「情報モラル推進校(以下、本稿において「推進校」という。)」 8 校を指定し、先進的な取組を 実施
- 2 情報教育担当指導主事連絡会等で、学校や家庭におけるルール策定や見直しについて情報共有し、 児童・生徒による主体的な情報モラル教育を推進
- 3 「SNS 東京ノート」活用促進委員会の開催と補助教材「SNS 東京ノート」の改訂

#### <成果>

- 1 推進校の成果を実践事例集にまとめ、年度末に都内全公立学校に配布した。また、12月10日(月) に都教職員研修センターで「情報モラル推進校成果報告会」を開催した。
- 2 区市町村教育委員会や都立学校に対し、学校ルール策定と見直しの徹底及び学校を通した家庭への啓発について周知した。インターネット利用ルールを定めた学校の割合は、区市町村立小・中学校では、平成29年度に引き続き平成30年度も100%となった。(都立学校に対しては隔年調査としており、平成29年度には全校で策定済み。)
- 3 「SNS 東京ノート」活用促進委員会において、活用促進を図るための指導法を協議した。協議結果 を基に、「SNS 東京ノート(31 年度版)」を作成し、都内全公立学校の全自動・生徒に配布した。

#### <課題>

- 1 推進校の取組等を踏まえ、児童・生徒による主体的なルール見直しの活動等を全都に一層周知する必要がある。
- 2 インターネットの利用時間の増加や、写真や動画の扱いに係るアプリケーションの普及等、インターネットや SNS 等を取り巻く最新の状況を踏まえ、適切な対応を図る必要がある。
- 3 児童・生徒の実態に即した「SNS 東京ノート」となるよう、引き続き改訂を行い、児童・生徒による主体的な情報モラル教育を促進させる必要がある。

- 1 推進校の開発した先進的な取組について、都主催の研修会で周知する等、取組の拡大を図る。
- 2 インターネットや SNS 等を取り巻く状況を踏まえ、「SNS 東京ルール」の見直しを図る。また、「SNS 東京ルール」の改訂に併せて学校ルールの見直しを依頼するとともに、状況によっては、学校を訪問して学校ルール策定を支援する。
- 3 「SNS 東京ルール」改訂及び LINE 株式会社(以下「LINE 社」という。) との共同研究プロジェク

## 取組の方向4 子供たちの健全な心を育む取組

トにおける「SNS 東京ノート」効果測定の分析結果を踏まえて、次年度の改訂につなげる。

## (2) インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握

#### <施策の取組状況>

- 1 学校非公式サイト等の監視及び学校に対する不適切な書き込みの情報提供
- 2 「児童・生徒のインターネット利用状況調査」(抽出調査)の継続実施
- 3 LINE 社との共同研究プロジェクトに基づいた計画的な取組

#### <成果>

- 1 都立学校や区市町村教育委員会に対し、不適切な書き込み等の情報提供を行い、児童・生徒への 啓発・指導に活用した。
- 2 「児童・生徒のインターネット利用状況調査」を実施し、経年変化を分析した。
- 3 LINE 社との共同研究プロジェクトにおいて、推進校を中心に独自のアンケート調査を実施し、分析結果を推進校等に還元した。

## <課題>

- 1 学校非公式サイト等を継続して監視する中で、児童・生徒の実態の変化に伴った、より効果的な検出方法等を検討する必要がある。
- 2 「児童・生徒のインターネット利用状況調査」の経年変化を分析し、インターネットや SNS 等を 取り巻く状況や、児童・生徒の実態に即した指導につなげていく必要がある。
- 3 「SNS 東京ルール」の取組及び「SNS 東京ノート」の活用について、詳細な効果測定を行う必要がある。
- 4 都内公立学校の教員に対して、情報モラルの指導力を向上させる必要がある。

- 1 単なる不適切な書き込みに捉われず、相互リンク等のつながり検索により、検出の精度を向上させる。
- 2 「児童・生徒のインターネット利用状況調査」は、調査内容を慎重に精査し、毎年度実施する。
- 3 LINE 社との共同研究を通して推進校の生徒にアンケート調査を実施することで、「SNS 東京ルール」 の取組及び「SNS 東京ノート」の活用について、効果測定を行う。
- 4 学識経験者を教職員研修センターにおける研修講師として招へいし、教員の指導力を向上させる。

柱		体		取組の方向	句 5 体を鍛え健康に生活する力を培う		
主要	主要施策 13 体力向上を図る取組の推進						
予算	予算額:584,835 千円 決算額:482,158 千円 従事職員数 6 人(指導主事 6 人)						

## 1 「アクティブプラン to 2020」の推進(指導部)

#### <施策の取組状況>

1 東京都統一体力テストの実施

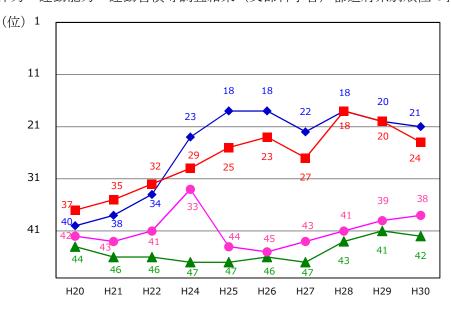
都内公立学校の全児童・生徒を対象として全都的な調査を行い、体力・運動能力及び生活・運動 習慣等の実態を把握・分析することにより、施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。また、 これらの取組を通じて、学校における児童・生徒の体力・運動能力等の向上に関する継続的な検証 改善サイクルを確立する。

6月を「体力テスト実施月間」とし、都内の全公立学校が、4・5月に体力テストの意義や目的、学校の体力・運動能力の実態と全体的傾向、児童・生徒一人一人による目標(値)の設定、各種目の実施方法等について確実に指導した上で体力テストを実施する。

【体力合計点 東京都平均値の推移(80点満点、単位:点)】

		23 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
小	男子	54. 1	54. 3	54. 5	54. 7	54.6
5	女子	54. 0	55. 5	56. 0	56. 3	56. 2
中	男子	39. 1	40. 1	41.0	41.2	41. 2
2	女子	45. 4	47. 5	48.5	49. 1	49.6
高	男子	51.4	52. 1	52. 3	52. 6	52. 3
2	女子	48.0	49.8	50. 5	51. 1	51.3

## 【全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果(文部科学省)都道府県別順位の推移(東京都)】



※H23 は、東日本大震災の影響により実施していない。

2 中学生「東京駅伝」大会

中学生が学校や部活動の垣根を越えて高い目標に向けて切磋琢磨し、中学校期における健康増進と持久力等の体力向上、公正・協力等の態度の育成、努力・忍耐力等の精神力の向上に資するため、 区市町村対抗の中学生「東京駅伝」大会を開催する。

- 3 コオーディネーショントレーニングの地域拠点校による普及 脳と体幹を鍛えるコオーディネーショントレーニングについて、実施校の一層の拡大に向けて、 地域拠点校を定め、実践内容を地域に発信する。
- 4 小学校における「アクティブライフ研究実践校」の指定

児童の体力を向上するためには、日常の生活活動の質と量を高めるととともに、体力の基本原則である、基本的生活習慣の確立や食事・運動・休養の健康三原則にバランスよく取り組むことが必要である。このため、学校における体育授業をはじめ、保護者や地域と連携を図り、学校生活や家庭生活の様々な場面において、目標値を定め、意図的・計画的に健康教育を推進する。

5 中学校における「スーパーアクティブスクール」の指定

中学生の体力は全国の最低水準にあり、喫緊の課題である。このため、令和2年度までに全国平均値以上を目指し、全ての中学校が自校の目標や取組内容を定めた計画を基に取組を強化するとともに、優れた実践を研究開発する中学校を指定し、全中学校に発信していくことにより、体力向上をより一層推進する。

- 6 都立高校における「パワーアップハイスクール」の指定 高校生の体力向上や心身の健康の保持増進を目的とした取組の充実を図ることにより、学校の特色 化と高校生の体力の底上げを図る。
- 7 スポーツ特別強化校の指定

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とし、スポーツの全国大会や関東大会への出場を目指す都立高校を増加させていくため、競技力の高い運動部活動のある学校を、平成 27 年度に指定した第 I 期「スポーツ特別強化校」の指定期間満了に伴い、第 II 期「スポーツ特別強化校」を指定し、都立高校運動部活動全体の活性化と競技力の向上を一層推進する。

## <成果>

1 東京都統一体力テストを開始した平成23年度と比較すると、全学年共に向上傾向にあり、体力合計点平均値も上昇している。

平成29年度と比較すると、小学校5年生男女、高等学校の男子が低下している。また、中学校2年生男子は横ばい、その他の学年は向上している。最も大きく向上したのは、小学校では4年生男子と6年生女子、中学校では3年生女子、高等学校では3年生女子であった。

小・中・高等学校においてA・B・C層が増加傾向にあり、D・E層は減少傾向にあった。

- 2 アクティブライフ研究実践校及びスーパーアクティブスクール指定校は、東京都統一体力テスト 等の結果を分析して、課題を把握するとともに、「投げる力」や「握力」等の苦手な種目などに重点 を置いた体力向上の研究内容をまとめ、研究発表会を開催した。
- 3 運動部活動が優秀な競技実績を継続し、今後も全国大会等の出場を目指す部活動を1型「特別強化部」として29校46部、オリンピック開催に向け、競技人口の少ないスポーツを普及・育成する部活動を2型「育成競技」として11校12部、1型「特別強化部」に準じる部活動を「準特別強化部」として11校11部指定した。また、東京都と地方都市の高校生が、スポーツ等を通して交流することにより、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会への気運を互いに高め合い、競技力

向上を目指すとともに、都立高校生が地方都市の地場産業、伝統芸能・文化や地域貢献等を体験することにより、地元の人々との絆を深めながらボランティア意識等を高めた。

## <課題>

- 1 東京都統一体力テストの結果、体力合計点平均値が下がった小学校5年生男女と高等学校男子の D・E層が増加している。
- 2 平成 29 年度と比較すると、体力合計点平均値は、小学校 5 年生では男女ともに 0.1 ポイント低下 した。高等学校男子では、1 年生が 0.1 ポイント、2 年生が 0.3 ポイント、3 年生が 0.2 ポイント 低下している。
- 3 平成 30 年度全国高等学校総合体育大会の都立学校の出場率は、個人種目で 9.0%、団体種目で 13.5%と低い。

- 1 東京都統一体力テストについては、各地区の体育担当の指導主事を対象とした連絡会や中学校・ 高等学校の保健体育科主任を対象とした連絡協議会を通して、東京都統一体力テストの効果的な実 施・結果活用の促進を図る。
- 2 都内全公立小学校をアクティブライフ研究実践校、都内全公立中学校をスーパーアクティブスクールと位置付け、これまでの指定校の取組を参考に、健康と運動との関連を図ったり、投げる力を向上させたりする取組や、運動が苦手な児童・生徒を対象とした取組など、健康増進と体力向上に向けた取組の推進を図る。
- 3 引き続き、複数の運動部活動が全国大会や関東大会へ出場することを目標として競技力向上を図るとともに、競技人口の少ない運動部活動の普及・活性化を図る。

柱	柱体取組の方向		5	体を鍛え健	康に生活する力を培う		
主要	施策	14	健原	東づくりの推進			
予算額:14,123 千円 決算			決算額:9	, 655	千円	従事職員数3人(指導主事0人)	

#### 1 健康教育の推進(指導部)

## (1) がん教育に関する指導の充実

## <施策の取組状況>

国の「がん対策基本法」や「がん対策推進基本計画(第3期)」を踏まえ、平成29年度、東京都がん教育推進協議会を設置して外部講師を活用したがん教育の推進に係る事項を協議し、平成30年5月の教育委員会定例会において、東京都がん教育推進協議会提言を報告した。令和4年度までに、都内全ての公立中学校、高等学校、特別支援学校等において、外部講師を活用したがん教育を推進するため、平成30年度は、健康教育推進委員会を2回開催し、東京都における今後のがん教育の在り方、外部講師の活用やがん教育指導資料の内容等について協議した。また、平成29年度から毎年度、指導資料としてリーフレット及び活用の手引(教師用)を作成し、全ての公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に配布している。また、平成27年度から毎年度、教員等を対象とした講演会を開催している。

## <成果>

- 教育委員会定例会における東京都がん教育推進協議会提言の報告
- ・健康教育推進委員会を開催し、東京都における今後のがん教育の在り方、外部講師の活用やがん教育 育指導資料の内容等について協議
- ・リーフレット及び活用の手引(教師用)の作成・配布
- 教員等を対象とした講演会の開催

#### <課題>

外部講師を活用したがん教育の実施率の向上

#### <今後の取組の方向性>

令和4年度までに、都内全ての公立中学校、高等学校、特別支援学校等において、外部講師を活用 したがん教育の実施を目指す。

## (2) 性に関する指導の充実

## <施策の取組状況>

「性教育の手引」作成委員会を年4回実施し、様々な立場から意見を聴取することができるよう、 学識経験者や医師のほかに、公立学校長、保健体育科や養護教諭等の学校の代表者を委員とした。今 年度からは、小・中・高等学校及び特別支援学校の保護者の代表者を加え、様々な立場から多角的に 意見交換を行い聴取した。 改訂した「性教育の手引」は、人間尊重の精神を基本とした人格の完成を目指して、児童・生徒の 実態に応じた指導を展開できるよう、教員用の指導書として作成し、全公立学校に配布した。

教員が本手引を活用して、児童・生徒が、性に関する正しい知識を身に付け、適切な意思決定や行動選択ができるよう、各学校における性教育を支援していく。

## く成果>

「性教育の手引」作成委員会での協議を踏まえ、手引を改訂した。改訂した手引の特徴は、以下のとおりである。

- (1) 小・中・高・特別支援学校で別々の冊子であったものを一冊に製本
- (2) 性情報の氾濫や性感染症、性同一性障害等について記載
- (3) 発達段階を踏まえ、学校全体で共通理解を図り、保護者の理解を得て指導することを明記
- (4) 学校における推進体制や指導上の留意点等について掲載
- (5) 中学校における性教育の実施状況調査結果を掲載
- (6) 学習指導要領に示されていない内容を含む指導を行う必要がある場合の実施方法等を具体的 に提示
- (7) 実践編の指導事例を、生物的側面、心理的側面、社会的側面に加え生命尊重の四つの側面で 分類

また、東京都医師会と連携し、産婦人科医を活用したモデル授業を5校で実施した。

## <課題>

性教育の手引を活用した指導事例・実践事例を周知するとともに、モデル授業を拡充すること。

#### <今後の取組の方向性>

性に関する指導の充実について、区市町村教育委員会室課長会及び保健体育科主任連絡協議会等で、「性教育の手引」を活用した指導事例・実践事例を周知する。

また、外部講師を活用したモデル授業を10校に拡大し、東京都医師会と引き続き連携を推進する。

## 2 アレルギー疾患対策の推進(都立学校教育部・地域教育支援部)

# (1) 学校における児童・生徒等のアレルギー疾患に関わる事故の再発防止

## <施策の取組状況>

アレルギー事故予防体制の確保と緊急対応の確立に向けて、全ての養護教諭、エピペン<sup>®</sup>携帯児童・生徒等の担任教諭、栄養教諭・学校栄養職員を対象とした、アレルギー専門医等による研修を実施し、平成27年度からは管理職も対象とした。さらには、アレルギー疾患対応に係る資料等を配布し、活用の周知・徹底を図った。

・ アレルギー疾患対応研修実施状況(平成30年度)

対 象	回数	参加人数
学校教職員	8 回	3,798 人
学校栄養職員	2 回	417 人

※学校教職員対象の研修のうち2回は管理職対象研修

## <成果>

- ・アレルギー疾患の基礎知識やエピペン®の使用方法の習得など、教職員が食物アレルギーの事故防止 や緊急時に適切に対応できるようになっている。
- ・「食物アレルギー対応委員会」設置や校内研修の実施等学校における適切なアレルギー疾患対応が構築されている。

#### <課題>

食物アレルギー対応が必要な児童・生徒等の増加や、食物アレルギーの新規発症の可能性に対応するため、全ての教職員がアレルギーへの対応力を身に付ける必要がある。

## <今後の取組の方向性>

- ・アレルギー疾患対応研修を継続していくとともに、様々な事例を集めたヒヤリハット・ヒント事例 集を活用して事故の未然防止を推進する。
- ・学校における食物アレルギー対応の体制整備や校内研修の実施を推進する。
- 3 食育の推進(都立学校教育部・地域教育支援部)

# (1) 食育の更なる推進

# <施策の取組状況>

栄養教諭及び学校栄養職員に対し、各種研修会の実施等を通じて、学校給食等を活用した食育の 取組を支援している。

また、学校給食を「生きた教材」として活用するとともに、教科等間で連携した食に関する指導や地場産物を活用した地産地消に関わる指導など、食育を推進するため、栄養教諭の配置を進めている。

• 学校栄養職員等研修実施状況(平成30年度)

研修名	参加人数
学校栄養職員新規採用者研修	49 人
学校栄養職経験者前期(5年次)研修	35 人
学校栄養職経験者後期(10年次)研修	30 人
食に関する指導研修会	234 人
学校栄養職員等研修会	380 人

・ 栄養教諭配置実績(平成20年度から配置)

年度	26	27	28	29	30
配置人数	54 人	57 人	64 人	64 人	63 人

## <成果>

食に関する指導研修会など、学校栄養職員等に対する各種研修会の実施を通じて、学校給食を活用 した食育等について指導力を向上させた。

また、一部の学校では、地場産物を取り入れた学校給食を活用した食に関する指導や栽培・生産体験などにより、食べ物や生産者に対する感謝の心が育ち、児童・生徒の食に関する意識が高まったものと考えている。

#### <課題>

食育推進の中核となる栄養教諭の配置拡大が進まない。

また、食に関する指導においては、栄養教諭の専門性を活用するだけでなく、他の教職員や家庭・地域との連携を図る必要がある。

# <今後の取組の方向性>

栄養教諭の職をより魅力あるものとしていくことで、栄養教諭の配置拡大を図っていく。

また、新学習指導要領を踏まえ、体育科、家庭科及び特別活動だけでなく、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいても、食育が効果的に行われるよう支援していく。

柱		゚゚゚ック・パラ ゚ック教育	取組の方向	6	オリンピック・パラリンピック教育の推進		
主要	主要施策 15 オリンピック・パラリンピック教育の推進						
予算額:1,067,127千			円 決算額:7	727, 6	75 千円	従事職員数7人(指導主事3人)	

1 「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づく教育の推進(指導部)

#### <施策の取組状況>

都教育委員会が制定した「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づき、都内全ての学校において、本教育を通常の教育活動に関連付け、年間35時間程度を目安として組織的・計画的に展開した。また、重点的に育成すべき五つの資質「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」の育成に取り組んだ。

#### <成果>

- 1 児童・生徒の発達段階に応じて、主体的・自主的なボランティア活動を支援する「東京ユースボランティア・バンク」では、平成31年3月現在、全ての都立学校253校に加えて、小学校225校、義務教育学校6校、中学校79校が学校登録した。
- 2 アスリート等の派遣事業「夢・未来プロジェクト」を公立学校300校で実施した。
- 3 パラスポーツを通して障害者理解を促進するため、パラスポーツ指導者講習会を14回開催し、パラリンピック競技応援校を20校指定した。また、都内国公立特別支援学校と小・中・高等学校との交流を促進するため、昨年度のボッチャにフロアバレーボールを競技として加えた「東京都公立学校パラスポーツ交流大会」を実施し、ボッチャ大会では30校34チーム、フロアバレーボール大会では8校4チームが参加した。
- 4 「世界ともだちプロジェクト」では、大使館等と学校との直接交流が可能となるよう調整を図り、 68 か国の大使館等から協力を得た。
- 5 オリンピック・パラリンピック教育アワード校として、事業推進部門・環境部門を併せて、延べ 154 校・園を顕彰するとともに、環境について理解を深める取組を実施する、「スクールアクション 『もったいない』大作戦」を全公立学校で実施した。

# <課題>

オリンピック・パラリンピック教育におけるレガシーの構築に向けた取組として、五つの資質のうち、特に「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「豊かな国際感覚」に関連した取組の更なる充実・発展を図る。

# <今後の取組の方向性>

各学校が、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」において展開してきた、五つの資質の育成と関連付けて発展させてきた活動、若しくは本教育を契機に新たに取組を始めた活動の中から、学校の特色として東京 2020 大会以降も継続させる活動を「学校 2020 レガシー」として設定する。

東京都の文化プログラムの活用などにより、優れた芸術・文化を鑑賞・体験する取組を促進しオリ

ンピック・パラリンピック教育の充実を図るとともに、学校と地域の芸術文化団体との継続的な連携を構築することにより、東京都の文化プログラムの裾野拡大や東京 2020 大会のレガシーとなる取組を支援する。

柱	学校			取組の方向	7	教員の資質	・能力を高める	
主要	施策	16	優秀:	な教員志望者	の養	成と確保		
予算額:93,907千円 決算額:		84, 69	1 千円	従事職員数9人	(指導主事3人)			

## 1 養成段階・採用段階における実践的な指導力の育成(指導部)

## (1) 「東京教師養成塾」の充実

#### <施策の取組状況>

東京都の教育に求められる教師像にふさわしい人物、実践的な指導力や社会性を備え、即戦力として活躍できる教員を養成するため、東京都の公立学校の教員を希望する選抜された学生に対して、「特別教育実習」、「教科等指導力養成講座」、「体験活動」の三つの講座を実施した。

#### 1 対象

小学校教諭一種免許状又は特別支援学校教諭一種免許状課程認定大学(大学院を含む。)で、東京都教育委員会が連携する大学に在籍し、推薦基準に基づき学長が推薦した大学4年生及び大学院2年生150人以内(小学校コース:130人以内、特別支援学校コース:20人以内)

#### 2 講座

(1) 特別教育実習 年間 40 日以上の実習と 40 時間以上の授業を実施

「教師養成指定校」において、年間を通し、原則として週1回の実習及び5日間(年3回)の 連続実習を行うことにより、各教科等の指導や学級経営を学び、実践的指導力や柔軟な対応力を 育成する。

(2) 教科等指導力養成講座 年間 20 回

「教科等に関する講座」「学級経営に関する講座」「教育課題に関する講座」などの講義を通して、教科等の専門性や指導技術及び学級経営における実践的な指導力を身に付けるとともに、今日的な教育課題について理解を深める。

(3) 体験活動(就業体験) 3日間 16企業・事務所で実施 夏季休業期間中を利用し、受け入れ先の企業等での就業体験を通して、社会人としての責任あ る態度を身に付ける。

# <成果>

塾生は、年間を通して実施する特別教育実習において、数多くの授業実践や行事等を経験し、実践 的な指導力を身に付け、都の教員として採用されている。

# 1 塾生の特別教育実習の状況(塾生の平均)

実習日数	45.6 日	学校行事への参加	7.1 回
授業実践時数	43.3 時間	管理職等の講話	9.9 回

#### 2 塾生の採用状況

年度	26(27採用)	27(28採用)	28(29採用)	29(30採用)	30(31 採用)
応募者数 (名)	167	197	203	183	162
入塾者 (名)	150	149	150	131	112
都採用者(名)	142	144	147	128	105

#### <課題>

- 1 実践的な指導力を有する教員として育成していくため、これからの時代に求められる教育に対応した講座内容を構築すること。
- 2 資質・能力の高い学生の入塾希望者を増やすために、講座内容の見直しを行うこと。
- 3 教員としての資質・能力を有する学生を確保し育成していくこと。
- 4 東京都教育委員会、教師養成指定校、連携大学、区市町村教育委員会や学校経営支援センターと の連携を強化して、塾生の指導・育成体制の充実を図ること。

## <今後の取組の方向性>

- 1 小学校、特別支援学校、それぞれの教員に求められる実践的な指導力を身に付けることができるよう、より「授業づくり」に重点を置いた講座を構築する。
- 2 動画視聴等を有機的に組み合わせた講座の実施等、講座内容の見直しと精選を図る。
- 3 東京都教育委員会、教師養成指定校、連携大学、区市町村教育委員会や学校経営支援センターの 役割を明確化するとともに、現在協定を締結している44連携大学との連携の強化を図る。
- 4 連携大学等へ事業の趣旨や期待する塾生像等について具体的に周知を図るとともに、選抜方法の 改善及び募集定数の見直しを行い、優秀な学生を確保する。

#### (2) 教職大学院との連携の充実

## <施策の取組状況>

東京都教育委員会は、都内五つの教職大学院(創価大学、玉川大学、帝京大学、東京学芸大学、早稲田大学)と連携のための協定を結び、大学に「共通に設定する領域・到達目標」を提示するとともに、実習のための連携協力校を指定し、大学と連携して学部新卒学生を教員として養成している。このため、教職大学院において、都が示したカリキュラムの内容が適切に実施されているか把握する必要がある。そこで、東京都教育委員会と教職大学院との連携協議会を設置し、大学及び連携協力校を訪問し、授業観察と大学及び連携協力校関係者、学生等からのヒアリングにより、「共通に設定する領域・到達目標」の履行状況及び成果・課題等について評価を行った。

# 【実績等】

- ・ 平成30年度の院生のために大学に提供した連携協力校 140校
- ・ 平成 30 年度評価を実施するために訪問した学校数 大学:5大学 連携協力校:5校
- ・ 平成30年度東京都教育委員会と教職大学院との連携協議会 幹事会2回開催 連携協議会2回開催

## <成果>

教職大学院での学修や連携協力校での教育実習を通して、学部新卒学生は、教員としての基礎的・ 基本的な資質・能力を身に付けている。

○平成28,29,30年度に新規採用された教職大学院修了者の所属長への追跡調査 教職大学院での学修を「生かしている」、「ある程度生かしている」と回答した所属長の割合

領域①	領域②	領域③	領域④	領域⑤
教育課程の	各教科の	生徒指導・	学級経営・	学校教育·
編成	指導方法	教育相談	学校経営	教員の在り方
85. 7%	85. 7%	60.7%	67.8%	82.1%

【平成30年11月~12月調查】

## <課題>

学部新卒学生(1年次)の連携協力校の実習における調査や教職大学院修了者への追跡調査を連携協議会等において協議し、教職大学院と連携した学部新卒学生の指導の充実を図る必要がある。

特に、中学校及び高等学校の教員を志望している学部新卒学生は、教科の専門性についての学修の確保を一層強化することが必要である。

## <今後の取組の方向性>

今後も継続して学部新卒学生1年次における連携協力校での実習の状況を調査するとともに、採用された教職大学院修了者について、教職大学院で学んだことを現任校でどのように生かしているかを、教職大学院修了者の所属長を対象とした調査を実施する。

特に、学部新卒学生については、各教科等の実践的な指導力を身に付けるため、平成 29 年度に改訂 した「共通に設定する領域・到達目標」を、各教職大学院のカリキュラムにどのように位置付けるか 等を連携協議会で協議する。

さらに教職大学院、連携協力校、教育委員会との連携を強化し、新しい学校づくりの有力な一員となり得る優秀な新人教員を養成する。

#### 2 優秀な教員志望者の確保 (人事部)

# <施策の取組状況>

- 1 地方会場における第一次選考の実施 東京会場(3か所)に加え、仙台会場、神戸会場及び福岡会場において、第一次選考を実施した。
- 2 PR の拡充・拡大
  - (1) 「東京の先生になろう」の作成・配布

東京都公立学校の教員を目指す方へ、東京都が目指す教育、東京都が求める教師像、教育施策、 現職教員の声、任用制度、キャリアアップ、研修制度やサポート体制及び福利厚生制度等を掲載 した、東京都公立学校教員採用案内「東京の先生になろう」を作成・配布した。

(2) 採用候補者選考説明会の実施

地方出身者の受験者数増加を図るため、都内での説明会に加え、地方における説明会等を実施

した。

·都内会場:参加者数 2,260 人

・地方会場 (6か所):参加者数 431人

·大学説明会(122大学):参加者数 4,696人

(3) 個別相談会

東京都の教員を目指している学生等が抱いている教育現場への不安や疑問に、現役教員が直接答える個別相談会を実施した。

· 2回(都庁会議室): 参加者数 287 人

(4) 学校見学会

東京都の教員を目指している学生等を対象に「東京都の教育」や「東京の子供たち」に対する 理解をより深めてもらうため、都内の公立学校における授業見学及び教職員研修センターにおけ る研修体験などを実施した。

・6回8コース:参加者数326人

3 教員採用候補者への支援

教員採用候補者が採用後に教員としての職務を円滑にスタートできるよう合格者専用ホームページを開設し、服務や情報セキュリティ、教育職員免許状等に係る知識を e-ラーニングにより習得できる環境を整備した。

4 英語教育を推進する教員の採用

グローバル人材育成のための英語教育の充実と令和2年度からの小学校の英語教科化への対応を 図るため、教員採用候補者選考において小学校全科(英語コース)を設置した。

- ・応募者数31人、受験者数26人、合格者数10人
- 5 理科教育を推進する教員の採用

小学校における理科教育の充実を図るため、教員採用候補者選考において小学校全科(理科コース)を設置した。

- ・応募者数37人、受験者数30人、合格者数15人
- 6 国際貢献活動経験者の採用

グローバル人材を育成するための教育をより効果的なものとするため、教員採用候補者選考において、国際協力機構(JICA)の青年海外協力隊等への派遣経験者を対象とした特別選考を実施した。

・応募者数 13 人、受験者数 13 人、合格者数 5 人

#### く成果>

平成 30 年度教員採用候補者選考 (31 年度採用) の実施状況 応募者数 13,422 人、受験者数 11,365 人、合格者数 3,917 人 倍率 2.9 倍 (平成 29 年度実施 4.4 倍)

#### <課題>

教員の大量退職が続く中、一定の応募者数を確保するとともに、競争性を担保しつつ、その中から 教員としての資質能力を有する者を確実に採用する必要がある。

# 取組の方向7 教員の資質・能力を高める

# <今後の取組の方向性>

戦略的な教員採用説明会の実施について検討するほか、学校の働き方改革に向けた取組を更に強化 し、教員の魅力を積極的にアピールすることにより、受験者数の確保に努める。

なお、教員の負担軽減を目的とした学校における働き方改革の実現は、各自治体だけの取組には限 界があることから、今後も引き続き、人的措置・財政的支援について、国に要望していく。

# <東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)>

柱	学	校		取組の方向	7	教員の資質	・能力を高める	
主要	施策	17	現耶	戦教員の資質・	能力	の向上		
予算	額:766	, 108	千円	決算額:5	580, 5	84 千円	従事職員数 27.8 人	(指導主事 20 人)

# 1 教員経験等に応じた教員研修及び啓発支援の充実(指導部)

# (1) 教員経験に応じた教員研修の充実

# <施策の取組状況>

1 東京都若手教員育成研修の体系

	不从他有了 <b></b>		研修項目	目と実施回数	
	研修名	概要	校内における研修	校外における研修	
1年	三次(初任者)研修	* - * * * * - + + * - + +	<ul><li>・学習指導力 120 時間以上</li><li>・学習指導力以外 60 時間以上</li></ul>	・研修センターにおける研修 10 回 ・課題別研修 6 回以上 ・宿泊研修 2 泊 3 日	
	时任用教員 日時研修	東京都教員人材育成基本方針に示された「教員に求められる基本的な	・学習指導力 120 時間以上	・ 研修センターにおける研修 10 回	
新規	養護教諭	四つの力」について基礎的・基本的な資質・能力	105 時間以上	・研修センターにおける研修 10 回 ・夏季集中 2 日	
採	栄養教諭	の育成を図る。	105 時間以上	• 研修センターにおける研修 10 回	
用者	実習助手		35 時間以上	• 研修センターにおける研修 6 回	
研修	幼稚園		10 日以上	• 研修センターにおける研修 10 回	
2年	三次研修	「学習指導力」「生活指 導力・進路指導力」を中 心とした実践的な指導 力の促進を図る。	<ul><li>・学習指導力 15 時間以上</li><li>・学習指導力以外 15 時間以上</li></ul>	・ 研修センターにおける研修 3 回	
3年	三次研修	「外部との連携・折衝 力」「学校運営力・組織 貢献力」等の課題解決・ 対応力の拡充を図る。	<ul><li>・学習指導力 10 時間以上</li><li>・学習指導力以外 20 時間以上</li></ul>	・ 研修センターにおける研修 2 回	

# 2 受講者数の推移

		1年	<b></b>			2年次		3年次			
年度	小·中 高·特 新規採用者 合計				小・中高・特合			小・中	高・特	合計	
29	2, 300 476 175 2, 951				2, 182	527	2, 709	2, 154	603	2, 757	
30	2, 282	474	86	2,842	2, 237	484	2, 721	2, 202	486	2,686	

<sup>\*</sup>期限付任用教員任用時研修受講者を除く。

<sup>\*</sup>受講者数には、前年度以前の未修了者で未履修分の研修のみ受講する者も含む。

#### <成果>

- 1 具体的な成果
  - (1) 「児童・生徒の不登校・中退、自殺防止」「情報モラル」「発達障害」「主権者教育」を研修項目として取り上げ、喫緊の教育課題を若手教員に周知・徹底することができた。
  - (2) 「体罰防止」に関わる研修については、都立学校の1年次(初任者)研修では「アンガーマネジメント」を2年次研修では「コーチング」を取り上げ、充実させることができた。
- 2 効果測定結果(都立学校に所属する教員を対象に実施)
  - (1) 1年次(初任者)研修

受講者アンケートに基づく肯定的評価の割合 研修満足度 97.7% 研修理解度 97.8% 校長評価に基づく肯定的評価の割合 研修成果あり 81.1%

(2) 2年次研修

受講者アンケートに基づく肯定的評価の割合 研修満足度 97.8% 研修理解度 97.9% 校長評価に基づく肯定的評価の割合 研修成果あり 87.0%

(3) 3年次研修

受講者アンケートに基づく肯定的評価の割合 研修満足度 97.7% 研修理解度 98.0% 校長評価に基づく肯定的評価の割合 研修成果あり 89.9%

#### <課題>

- 1 働き方改革による研修時間短縮に伴う研修内容の質の確保を図るため、演習・協議を効果的に取り入れる必要がある。
- 2 若手教員層に服務事故が多い状況を踏まえ、服務事故の防止や根絶につながる研修を引き続き充 実させる必要がある。

#### <今後の取組の方向性>

- 1 講義の時間を必要最小限に留めるとともに、協議・演習の場面を効果的に設けることで受講者が主体的に課題意識をもって研修に取り組めるようにする。
- 2 若手教員層の服務事故の防止や根絶を目指し、年度当初の研修において、若手教員層に多い服務 事故事例等を取り上げるなど、研修内容の工夫・改善を図る。

## (2) 産休・育休中の教員等に対する動画配信による自己啓発支援

#### <施策の取組状況>

産休・育休中の教員、島しょ地区の教員など教職員研修センターで実施する研修の受講が困難な教員に対し、最新の教育情報や喫緊の教育課題とその解決の方策などを提供して、円滑な職場復帰や自己啓発を促すことを目的に、教員研修の動画を配信する。

## <成果>

計画的に動画を策定することができた。

年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
配信用動画数	12	24	56	6
動画閲覧者数	915	330	169	49

#### <課題>

平成 28 年度から視聴条件として、アンケート入力を必須としたことにより、視聴者数の減少が発生 した。

#### <今後の取組の方向性>

既存の動画を精選し、ニーズ等に合わない動画の削除や内容が古くなった動画の撮り直しを行う。 また、アンケート入力を任意とし、産休・育休中の教員以外の教員も動画視聴できるようにする。

#### 2 新たな教育課題に対応する教員の資質・能力の向上(指導部)

#### (1) 外国語(英語)科教員等の海外派遣研修

# <施策の取組状況>

グローバル人材育成のための英語教育の充実と令和2年度からの小学校の英語教科化への対応を図るため、140名を定員として、外国語(英語)科教員及び小学校全科教員を約3か月間英語圏の大学に派遣し、英語の4技能に優れ専門性の高い教員の育成に向けて集中的に研修を実施した。都教育委員会と覚書を締結している国・地域(カナダ ブリティシュ・コロンビア州、オーストラリア ニュー・サウス・ウェールズ州、クイーンズランド州及びニュージーランド)を中心に、これまでに 638名の教員を派遣している。

#### 【平成30年度実績】

第1期(43名)【6/16~8/25、6/17~8/26】オーストラリア(クイーンズランド大学)

カナダ (ブリティッシュコロンビア大学)

第2期(26名)【7/21~9/29】 オーストラリア(ニューサウスウェールズ大学)

オーストノリノ (ニューリリスリエールス人子)

ニュージーランド (クライストチャーチ大学)

小学校派遣 (55 名) 【7/28~8/26】 アメリカ (カリフォルニア大学)

# <成果>

派遣教員は、最新の英語教授法を学び、指導力を高めるとともに、異文化理解を進め、生徒の英語力の向上と国際理解の推進に尽力するとともに、研修の成果を自校のみならず、自地区の他の教員に広め、英語の指導力の向上を図ることができた。具体の姿としては以下が挙げられる。

- ・最新の英語教授法の習得により、授業構成やグループ・ワークなどの授業形態、発問の方法等が多様になり、児童・生徒の言語活動の時間が増加
- ・児童・生徒の理解促進や主体的な活動の時間確保を目的とした I C T 機器を活用した授業の実践力が向上
- ・児童・生徒への英語での問いかけなど、授業における教員の英語使用割合が増加し、生徒の英語使 用を重視する授業に変容
- ・派遣後、公開授業や研修報告を行うなどして研修成果を共有することで、学校内外において各校種 の教員を<sup>党</sup>
- ・派遣教員の指導力向上や異文化理解の深まりにより、児童・生徒の他国の文化に対する興味や英語 の授業への参加意欲が向上
- ・所属管理職が作成した派遣教員評価表における英語の指導力に関する肯定的意見 99%

## 取組の方向7 教員の資質・能力を高める

# <課題>

派遣教員を中心に指導力の向上が図られているものの、東京都における英語教育の改善を実現するには、研修内容の更なる充実を図りながら、引き続き本研修を実施していく必要がある。特に小学校英語教科化に関して、円滑な移行を実現するため、教員の指導力の更なる向上を図り、児童・生徒へ還元することが求められている。

#### <今後の取組の方向性>

本研修を継続実施するとともに、学校現場のニーズに合致した研修内容の更なる精選を通して、より高い指導力や豊かな国際感覚を身に付けた教員を更に多く養成し、英語授業等の改善を図っていく。また、覚書を最大限活用し、現地教育機関と連携することで、より効果的な派遣事業の在り方等の検討を進める。

# 3 指導教諭の活用(人事部)

# <施策の取組状況>

#### 1 指導教諭の職の設置

下記(1)から(6)までの職務を通じて他の教員に教科等の指導技術を普及させる職として、平成25年度から都立高等学校及び都立特別支援学校に指導教諭の職を設置し、主幹教諭と同じ指導職層に位置付けた。平成26年度からは区市町村立学校においても職の設置を行った。

#### 【指導教諭の職務内容】

- (1) 校内 0JT (自校において、校内 0JT を実施する。)
- (2) 模範授業(模範授業及び研究協議会を実施する。)
- (3) 公開授業(他の教員に対し授業を見学させる機会を設ける。)
- (4) 個別相談(自校において、他の教員へ学習指導に関する指導・助言を行う。)
- (5) 授業支援(各学校の求めに応じて授業を観察し、指導・助言を行う。)
- (6) 教科指導資料等開発(優れた教科指導のための教材開発等を行う。)

## 2 配置計画数・任用数・模範授業の実施状況

## 【配置計画数・任用数】

校種	配置計画数	平成 30 年度の任用数
都立高等学校	約80名	83 名
都立特別支援学校	約 40 名	34 名
小学校	約 210 名	145 名
中学校	約 130 名	72 名

## 【模範授業の実施状況】

校種	平成30年度の実施回数
都立高等学校	162 回
都立特別支援学校	47 回
小学校	433 回
中学校	225 回

※ 指導教諭が配置されていない学校では、教科代表者が、他校の指導教諭が実施する模範授業等に参加し、教科代表者の所属校において模範授業等で学んだ指導技術を校内 0JT 等で他の教員に広めている。

# <成果>

指導教諭の任用数は、平成 29 年度に比べ、23 名増となった。 模範授業の実施回数は、平成 29 年度に比べ、14 回増となった。

## <課題>

計画的に指導教諭の任用を行うとともに、一層の活用を図る必要がある。

# <今後の取組の方向性>

- 1 区市町村教育委員会及び東京都学校経営支援センターとの連携を図り、都内公立学校における指導教諭の計画的な任用を行っていく。
- 2 都教育委員会は、各都立学校、小中学校の指導教諭の活用状況を把握するとともに、指導教諭を活用した授業力向上に向けた取組を進めていく。今後は、模範授業に関する周知徹底を行うとともに、若手教員等も模範授業等を活用できるよう検討を進める。
- 4 「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進(指導部・人事部)

# <施策の取組状況>

- 1 平成 26 年1月に策定した「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づき、全ての公立学校から体罰等を一掃するための取組を推進する。経験年数や職層に応じた体系的な研修や、服務事故再発防止研修としてアンガーマネジメント等の特別研修プログラムを実施する。また、体罰を指導の手段とする誤った認識のある服務事故者を対象として「指導方法・意識改善プログラム」を実施する。
- 2 体罰等の定義やガイドラインに基づき、実際の指導場面を映像化したDVDを、服務事故防止月 間等で積極的に活用し、体罰根絶に向けた共通認識を深める。
- 3 体罰のない、生徒の意欲を高める部活動を推進・普及するため、全ての顧問や外部指導者等を対象とする指導者講習会を開催するとともに、Good Coach 賞により、優れた指導を実践した顧問を顕彰する。
- 4 都内公立学校における体罰の実態把握

平成29年度に実施した都内公立学校の教職員及び児童・生徒を対象とした体罰等の実態調査結果を取りまとめ、平成30年6月28日に、「平成29年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について」を公表した。

## 取組の方向7 教員の資質・能力を高める

また、都内公立学校における平成30年度に発生した体罰等又はその疑いのある事案の実態を的確に把握するため、平成30年11月19日付けで、教職員を対象とした聞き取り調査及び児童・生徒を対象とした質問紙調査を内容とする「平成30年度に発生した都内公立学校における体罰等の実態把握について(依頼)」を都立学校長及び区市町村教育委員会教育長宛てに通知した。

5 服務事故防止月間における体罰事故に係る研修等の実施

服務事故防止月間 (7・8月、12月) のうち、7・8月を体罰防止月間として位置付け、パワーポイントと実際の体罰事故事例を基にしたワークシートを活用した校内研修を全ての都内公立学校で実施するとともに、管理職と教員との個別面談を実施し、個別の教員が抱える状況を踏まえて服務事故防止の指導を行い、体罰根絶に向けて取り組んでいる。

#### <成果>

1 教員の意識改革を図る新たな研修の展開

経験年数や職層に応じて、全ての研修機会を教員としての力量形成の場と位置付け、体罰防止に 関連する研修を行った。

2 運動部活動顧問に対する講習の強化

東京都中学校体育連盟や東京都高等学校体育連盟等のスポーツ団体と連携を図り、全ての顧問や 外部指導者等を対象に、種目別にスポーツ指導の在り方などの指導者講習を整備して実施した。

3 特別研修プログラムの開発・実施

感情を抑えられずに衝動的に体罰を振るう教員に対しては、怒りの感情を抑え、言葉で指導する力を高める特別研修プログラムを実施した。また、体罰を指導の手段と考え、繰り返し行う教員に対しては、暴力への依存性が強く、本人の自覚のみでは改善が見込まれないため、心理職を含めた専門家による指導方法・意識改善プログラムを実施した。

4 Good Coach 賞の顕彰

生徒の発育・発達や能力・志向に応じて、生き生きとした学校生活につながるような運動部活動 指導を実践している顧問を「Good Coach 賞」として広く顕彰することにより、優れた指導方法を普 及した。

(人)

	中学校 中等教育学校(前期課程)含む	高等学校 中等教育学校(後期課程)含む	特別支援学校
平成 30 年度	39	25	6

5 外部指導員バッジ・資格証の配布

都立学校の校長が認めた外部指導者に対し、体罰等を行わない部活動指導の自覚を高めるため、 資格証及びバッジを配布した。

6 都内公立学校における体罰の実態把握

平成30年6月に公表した平成29年度の実態調査では、体罰を行った者は前年比で12名減少し、22名となり、体罰実態調査を開始した平成24年度との比較では約8分の1に減少した。

## <課題>

- 1 体罰根絶に向けた総合的な対策を基に、学校において、体罰根絶に向けた取組を着実に推進する。
- 2 体罰根絶に対する考え方の学校経営計画への明記を徹底する。

- 3 正規教員だけではなく、産休・育休代替教員や時間講師の体罰に関する服務事故が発生している ことから、産休・育休代替教員や時間講師を対象とした体罰根絶に向けた取組等が必要である。
- 4 体罰を行った者は、体罰実態調査を開始した平成24年度と比較すると約8分の1に減少しているが、未だ根絶には至らず、重大な事案も発生している。また、暴言等の不適切な指導については、過去3年間の発生件数は横ばいの状況であり、今後も引き続き、取組の充実を図っていく必要がある。

#### <今後の取組の方向性>

- 1 体罰が行われる要因を分析・周知し、各学校がより積極的に体罰の未然防止に取り組めるようにする。
- 2 学校経営計画に、体罰根絶に対する考え方が示されていない学校があり、改めて明記の徹底を図る。
- 3 職層研修や必修研修等で、引き続き体罰防止に関連する研修を実施するとともに、時間講師については、体罰防止を含めた自己啓発リーフレットを配布する等、体罰根絶に向けた取組を行っていく。
- 5 教職員のメンタルヘルス対策の取組の推進(福利厚生部)

# (1) 教職員のメンタルヘルス対策

#### <施策の取組状況>

- 1 精神疾患の早期自覚・早期対処に向けた取組 ストレスチェック等の実施、土日相談窓口の設置など相談体制の充実
- 2 「リワークプラザ東京」(職場復帰訓練支援機関)の運営等 精神疾患により休職した教員が円滑に職場復帰するために、臨床心理士や復職アドバイザー等を 「リワークプラザ東京」に配置して 面接や電話相談を実施し 復職に向けたプログラム作成など

「リワークプラザ東京」に配置して、面接や電話相談を実施し、復職に向けたプログラム作成など 復職を支援するとともに、再休職の予防を図っている。また、管理職等へのきめ細かな助言・指導 を行っている。

さらに、短期休職者向けに公立学校共済組合直営病院が始めたリワークプログラムの周知を行った。

3 啓発活動

新規採用職員向け及び全教職員向け啓発冊子の配布

4 「副校長ベーシックプログラム」の実施

#### <成果>

・ストレスチェックの実施 18,199人に実施(実施率89.7%)

・ストレス検査の実施 8,281 人に実施(実施率 70.1%)

• 精神保健相談 電話 911 件 面接 269 回

・早期相談体制の充実 土曜相談 622 件 日曜相談 475 件

・訪問相談 1,286 回

・心理士派遣(セミナー) 68回、心理士派遣(個別相談) 403回

・産業医研修 3回

## 取組の方向7 教員の資質・能力を高める

- ·職場復帰訓練開始承認 100 件
- ・副校長ベーシックプログラム 10回 378名

心理士派遣等事業の利用者からは、「セルフケアやラインケアの方法が分かり、今後の業務に生かせる」「自身を見つめ直す良い機会であった」などの意見があった。また、「リワークプラザ東京」の利用者からは、「段階を追ったプログラムを実施することで、スムーズに復職することができた」などの意見が、副校長ベーシックプログラムの参加者からは、「新任副校長同士のつながりができたことにより、今後、同じ悩みや課題を相談でき、心理的な面で支えになる」「カウンセリング、リラクセーションが有効であった」などの意見があった。

# <課題・今後の取組の方向性>

- 1 ストレスチェックの受検率を向上させる。
- 2 教員のストレス要因をより適切に把握するため、独自のストレスチェック調査票を作成する。
- 3 ストレスチェック集団分析結果を職場環境改善に活用するため、専門家を都立学校へ派遣する。
- 4 メンタルヘルス事業の更なる周知・啓発を図る。

# (2) 教職員の健康管理

#### <施策の取組状況>

1 定期健康診断

一般健康診断(呼吸器系健診、生活習慣病健診、消化器系健診)、採用時及び復職後健診、特定化 学物質・有機溶剤等取扱業務従事者健診を実施。特別健診として、女性健診、VDT健診、腰痛健 診、C型肝炎ウイルス検査及び前立腺がん検査を実施

2 都立学校労働安全衛生管理体制 安全衛生組織の設置、衛生管理者資格取得支援、保護具の措置

• 衛生管理者資格取得支援 受講者 12 人 免許取得者 11 人

# <成果>

健診受診率

呼吸器系健診平成 29 年度 90.7%平成 30 年度 90.9%(うち人間ドック受診(書面提出者含む。)平成 29 年度 12.3%平成 30 年度 12.1%)生活習慣病健診平成 29 年度 91.3%平成 30 年度 91.4%(うち人間ドック受診(書面提出者含む。)平成 29 年度 12.1%平成 30 年度 12.0%)

# <課題・今後の取組の方向性>

- 1 健康診断の受診率を向上させる。
- 2 各都立学校安全衛生委員会のより一層の活性化に向け、好事例の取組紹介など、安全衛生管理体制の更なる充実を図る。

# 〈東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)>

柱	学	校		取組の方向	7	教員の資質	・能力を高める	
主要	施策	18	優	秀な管理職等の	確保	と育成		
予算	額:239	, 123	千円	決算額:1	198, 82	26 千円	従事職員数5人	(指導主事0人)

# 1 学校のリーダーを育成する支援の充実 (人事部)

# (1) 学校マネジメント強化モデル事業

#### <施策の取組状況>

校務が集中し、多忙感のある副校長の業務負担を軽減するため、小・中学校において引き続き「学校マネジメント強化モデル事業」を実施している。学校の状況に応じ「学校経営補佐」又は「副校長補佐」を配置している。

#### <成果>

平成30・令和元年度の2年間、都内小中学校120校に非常勤職員を配置し、効果検証を実施している。配置校では、副校長の勤務時間が減少するとともに、人材育成等の本来業務に集中することができるようになり、副校長のやりがいにもつながっている。

#### <課題>

小・中学校では、より効果的に副校長の業務負担を軽減するとともに、副校長が人材育成などの本来業務により専念できるよう、本格実施に向けた検証を行う必要がある。また、小・中学校と同様に副校長の業務負担が課題となっている都立学校においても、モデル事業を行い、効果検証を行う必要がある。

#### <今後の取組の方向性>

小・中学校では、継続している 120 校のモデル事業の成果を総括して本格実施に向けて副校長の負担感の要因となる業務にも着目して検証を行っていく。また、都立学校 14 校で新たにモデル実施を行うこととし、高等学校や特別支援学校等における本事業の効果について、検証する。

#### (2) 学校リーダー育成プログラム

## <施策の取組状況>

(1) 学校マネジメント講座の実施

区市町村教育委員会・学校経営支援センターが選抜した主任教諭経験2年以上の者を対象に、キャリア形成や学校マネジメントに関わる講座を実施した。

45 区市町村教育委員会で322 名、3 学校経営支援センターで94 名受講した。

講座は、「若手教員後期からのキャリア形成」、「主任教諭・主幹教諭の職務」、「教育管理職からの講話」、「危機管理」、「服務管理」、「人材育成」、「指導主事の職務・役割について」等をテーマに参加型講座を実施した。

## 取組の方向7 教員の資質・能力を高める

(2) 学校リーダー育成特別講座

人材育成研修に実績のある民間企業に委託し、宿泊講座を含む全3回を実施した。

- <第1回>平成30年7月13日実施
  - ・内容:学校マネジメント能力に関する講座、民間企業における組織マネジメント講座
- <第2回>平成30年7月26日、27日実施(宿泊講座)
  - ・内容: リーダーシップを身に付ける講座、マネージャーとしての資質を磨く講座、危機管理に関する講座、人材育成に関する講座、働き方改革に関する講座、グループワーク
- <第3回>平成30年10月12日実施
  - ・内容:企業視察(5企業)、受講者と同年代のミドルリーダーからマネジメントやリーダーシップ についての講話、マネジメントをテーマにした特別講師による講演

# <成果>

学校リーダー育成特別講座では、学校マネジメント講座受講者で区市町村教育委員会及び学校経営支援センターから推薦のあった教員のうち、人事部職員課で受講が適切であると判断された140名(小学校74名、中学校28名、義務教育学校2名、高等学校15名、中等教育学校1名、特別支援学校20名)が受講した。

受講者のアンケート結果では、受講者の 99%が学校教育に対する視野が広まったと回答し、79%が 教育管理職になることに対する意識が高まったと回答した。

#### <課題>

学校マネジメント講座の受講者確保の取組や講座内容等が、十分ではない区市町村教育委員会があった。

#### <今後の取組の方向性>

- (1) 指導室課長会等を通じて、区市町村教育委員会に学校リーダー育成プログラムの意義を周知するとともに、学校マネジメント講座の実務担当者説明会を新設し、演習、実践事例紹介等を通じて、 区市町村教育委員会が受講者に必要な指導ができるよう支援する。
- (2) 本講座を受講した主任教諭が教育管理職になるまで、校長や区市町村教育委員会、学校経営支援センターと連携し、教育管理職になるという意識や、モチベーションの維持を図っていく。

その一環として、教育管理職選考受験の年齢要件を満たして新たに有資格者となる者に受験を促すための直前講座を次年度から新設する。

# 2 教育管理職選考制度等の改善(人事部)

#### <施策の取組状況>

新たな層から優秀な教育管理職を確保するため、平成29年度から教育管理職B選考の受験資格について従来の主幹教諭・指導教諭だけではなく46歳以上54歳未満の主任教諭(主任教諭歴2年以上)にまで拡大した。また、平成30年度から育児休業を取得中の教員も教育管理職選考を受験できるようにした。

さらに、「教育管理職受験の促進を目的としたロールモデル集」を平成 28 年度から年度 3 回、平成 29 年度末までに合わせて 6 回発行し、管理職の職務内容や仕事と家庭の両立に関する情報提供を行う

ことで、女性が教育管理職選考受験の意欲を持つことができるようにしたほか、育児・子育て時期における人事異動面での配慮を行い、キャリア形成を意識したジョブローテーションを実施している。

## <成果>

平成30年度の教育管理職B選考の受験申込者のうち、本施策により新たに受験有資格者となった主任教諭は71人で対前年度比9.2%増となり、また、教育管理職B選考受験者全体に占める割合も21%で2ポイント増となったことから、受験者の確保に一定の成果があった。

なお、本施策取組前の管理職選考受験者のうち、女性が占める割合は、27.2%であったが、平成30年度管理職選考における同割合は、30.8%となった。

## <課題>

教育管理職B選考の受験資格拡大を行ったが、平成30年度の選考では、該当者からの選考受験者数が当初の想定に達しなかった。

# <今後の取組の方向性>

教育管理職B選考の受験資格拡大について、該当する主任教諭への制度周知を徹底する。 その他の取組についても継続し、教育管理職選考受験を促進していく。

# <東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)>

柱	学	校		取組の方向	8	質の高い教	育環境を整える	
主要	施策	19	都立	:高校改革の着	実な	推進		
予算	予算額:7,487千円 決算額:			決算額:6	5, 820	千円	従事職員数8.8人(	指導主事4人)

# 1 都立高校改革推進計画に基づく取組(都立学校教育部)

# <施策の取組状況>

都立高校が生徒を「真に社会人として自立した人間」に育成していくため、都立高校改革推進計画・新実施計画(平成28年度~平成30年度)に基づき、教育内容の充実や教育環境の整備を推進するとともに、都民の期待・信頼に応え、魅力ある都立高校であり続けることを目的として、新実施計画(第二次)(令和元年度~令和3年度)を策定した。

# <成果>

新実施計画における各取組がおおむね当初の予定どおりに進行していることを確認するとともに、 新実施計画(第二次)を策定し、令和元年度から令和3年度までの具体的な取組を明らかにした。

# <今後の取組の方向性>

新実施計画(第二次)に基づく取組を着実に推進していく。

# 〈東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)>

柱	亨	ዸ校		取組の方向	8	質の高い教	育環境を整える	
主要施策 20 特別支援教育の着実な推進								
予算	額:27,	361,	106 <del>T</del>	一円 決算額:2	23, 98	8,060 千円	従事職員数 8.2人	(指導主事1人)

# 1 東京都特別支援教育推進計画(第二期)に基づく取組(都立学校教育部・指導部)

#### (1) 都立特別支援学校の規模と配置の適正化

#### <施策の取組状況>

知的障害教育部門の児童・生徒数増加に対応するため、東京都特別支援教育推進計画に基づく学校の新設、増改築等の施設整備や学部の改編等による特別支援学校の規模と配置の適正化を進めるとともに、平成29年2月に策定した東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第一次実施計画において、学校の新設や校舎の増改築をはじめとして、多様な方法により教育環境の充実を図ることとした。

# <成果>

- ・ 都立水元小合学園肢体不自由教育部門(小学部・中学部・高等部)の開設(平成29年4月1日)及び新校舎の供用開始(平成29年4月1日)
- ・ 都立光明学園(肢体不自由教育部門 小学部・中学部・高等部、病弱教育部門 小学部・中学部・高等部)の開校(平成29年4月1日)
- ・ 都立王子特別支援学校(知的障害教育部門 小学部・中学部・高等部)の開設(平成31年4月1日)
- ・ 都立臨海青海特別支援学校(知的障害部門 小学部・中学部)の開設(平成31年4月1日)

## <課題>

知的障害特別支援学校の在籍者数は、これまで一貫して増加傾向にあり、また、今後の将来推計によっても、この傾向が続くことが見込まれている。

これまでも、特別支援学校の適正規模・適正配置の取組を着実に進め、教育環境の充実に努めてきたが、今なお、特別教室を転用したり、一つの教室を間仕切りしたりして普通教室を確保している学校が残されている。

#### <今後の取組の方向性>

東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第一次実施計画に基づき、学校の新設や校舎の増改築をは じめとして、多様な方法を用いて迅速かつ効果的に教育環境の改善を図っていく。

# (2) 児童・生徒の通学環境の改善(スクールバスの充実)

## <施策の取組状況>

特別支援学校では、学校教育法第78条に規定された寄宿舎設置義務の代替手段として、児童・生徒の登下校に必要なスクールバスを運行している。

平成31年4月1日時点の配車状況は、52校・448コースである。

肢体不自由のある児童・生徒の身体的負担を軽減し、通学環境を改善するため、乗車時間の短縮を

#### 取組の方向8 質の高い教育環境を整える

目標としている。

# <成果>

スクールバスの平均乗車時間は、平成27年度には60分にまで短縮され、東京都特別支援教育推進計画で設定した目標を達成した。更なる乗車時間の短縮を図るため、バスの小型化等に取り組んでおり、通学コースは、平成27年4月の344コースから平成31年4月には448コースとなっている。

#### <課題>

個別の通学コースをみると、乗車時間が60分を超えるコースがある。

#### <今後の取組の方向性>

乗車時間が60分を超えるコースについて、バスの小型化やコース設定を工夫することにより、平均 乗車時間の短縮に努める。

#### (3) 医療的ケアの充実

## <施策の取組状況>

- ・平成29年度から、医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒が在籍している肢体不自由以外の特別 支援学校において、非常勤看護師の配置や指導医の委嘱を行うなど、肢体不自由特別支援学校と同 程度の医療的ケアを実施するために必要な環境を整備している。
- ・平成30年度において、医療的ケアを必要とする児童・生徒の学習機会の拡充のため、看護師を同乗 させる専用通学車両の運行を開始した。

#### <成果>

- ・平成 30 年度から、肢体不自由特別支援学校に常勤看護師の補佐を担う主任非常勤看護師を配置し、 肢体不自由以外の特別支援学校への支援等を円滑に行うことができる体制を整備した。
- ・平成30年度は、新たに5校で医療的ケアを開始し、安全かつ適切な医療的ケアを実施した。

## <課題>

・医療的ケアを開始するために必要となる非常勤看護師及び指導医を早期に確保する必要がある。

# <今後の取組の方向性>

・非常勤看護師の募集を積極的に実施していくとともに、特別支援学校と医療との連携を強化するための取組を進めるなどして、指導医の確保に努める。

#### (4) 通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援策

# <施策の取組状況>

1 公立小学校における特別支援教室の設置促進

平成28年度から順次特別支援教室を導入し、平成30年度に全公立小学校において特別支援教室を設置した。また、区市町村への支援として、特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回を行った。

2 公立中学校における特別支援教室の設置促進

平成30年度から特別支援教室の導入を開始するとともに、特別支援教室の導入に向けた区市町村への支援として、教室環境整備費等の補助事業及び臨床発達心理士等の巡回を実施した。

3 都立高等学校における教育課程外での特別な指導・支援の実施

平成29年度から、中学校において通級指導学級での指導・支援を受けていた生徒等が高校でも引き続き特別な指導・支援を必要とする場合、学校外において、放課後や土曜日などにソーシャルスキルの学習等、教育課程外での特別な指導・支援を受けられる講座を実施している。

4 都立高等学校における通級による指導の実施

都立高校における発達障害のある生徒の通級指導の仕組み等を検討するため、平成30年度から、 パイロット校である都立秋留台高等学校において、通級による指導を開始した。

# <成果>

- 1 公立小学校における特別支援教室の設置促進
  - ・特別支援教室の設置:全校
  - ・特別支援教室専門員配置:1,268名(平成30年4月1日)
- 2 公立中学校における特別支援教室の設置促進
  - ・特別支援教室の設置:98校
- 3 都立高等学校における教育課程外での特別な指導・支援の実施
  - ・通年長期講座:6月から2月まで毎週土曜日、計30回実施。受講生徒数66人
  - ・通年短期講座:通年期間を三期に分け、各期10回実施。受講生徒数54人
  - ・短期集中講座:夏季休業期間中の平日及び土曜日、計10回実施。受講生徒数63人
- 4 都立高等学校における通級による指導の実施

都立秋留台高等学校1校において通級による指導を実施

#### <課題>

1・2 公立小・中学校における特別支援教室の運営及び設置

既存の特別支援教室の円滑な運営と指導・支援の充実及び中学校の特別支援教室の着実な設置に向けて、引き続き、区市町村に対する支援が求められる。

3・4 都立高等学校における指導・支援

都立高等学校における発達障害のある生徒の在籍状況を踏まえ、「教育課程外での特別な指導・支援」及び「通級による指導」それぞれに対する生徒のニーズ把握等により、適切な支援体制を構築していく必要がある。

#### <今後の取組の方向性>

1 公立小学校における特別支援教室の適切な運営

特別支援教室の円滑な運営と指導・支援の充実に向けた区市町村への支援として、引き続き、特別支援教室専門員の配置と臨床発達心理士等の巡回を行っていく。

2 公立中学校における特別支援教室の設置促進

平成29年度に作成したガイドラインを踏まえ、令和3年度の全校導入完了に向けて区市町村における特別支援教室の導入を支援する。最終的には、教室環境整備費等の補助事業を実施するとともに、特別支援教室の円滑な運営と指導・支援の充実に向けて、導入校に特別支援教室専門員の配置

#### 取組の方向8 質の高い教育環境を整える

と臨床発達心理士等の巡回を行っていく。

- 3 都立高等学校における教育課程外での特別な指導・支援の実施 令和元年度についても、引き続き、教育課程外での特別な指導・支援を実施していくとともに、 応募状況等を踏まえ適切な実施規模及び実施形態を検討していく。
- 4 都立高等学校における通級による指導の実施 パイロット校での指導の実践を踏まえ、今後の通級指導の仕組み等について検討していく。

#### (5) 都立特別支援学校における芸術振興

#### <施策の取組状況>

- 1 芸術系大学と連携した芸術教育の推進事業 特別支援学校3校を美術教育推進校として指定し、芸術系大学の教員・学生との連携を図り、助 言を生かした芸術教育の内容・方法についての研究・開発及び授業改善を図っている。
- 2 美術活動を通した障害者への理解促進 第4回「東京都特別支援学校アートプロジェクト展」の開催
- 3 ユニークな美術活動の機会創出事業 都立特別支援学校3校の施設を使用して、自由な発想で美術活動に取り組む機会を12回設定

# <成果>

- 1 「芸術教育推進校」での取組を「東京都公立学校美術展覧会」で展示し、紹介した。推進校での 授業改善の工夫について、多くの学校や保護者への周知が図れてきている。
- 2 来場者は 1,624 人であり、うち一般来場者が約 5 割で最も多くなっている。都民等の障害者への 理解促進が図られている。
- 3 延べ52名の生徒が、自由な発想で美術活動に取り組むことができた。

#### <課題>

- 1 広報を工夫し、より多くの都民に展覧会の開催を周知し、来場を促すこと。
- 2 芸術性の高い展覧会として開催を継続するため、展示方法の工夫を行うこと。
- 3 モデル事業の成果を各特別支援学校に周知し、美術活動の機会を増加させること。

## <今後の取組の方向性>

- 1 各推進校の実践や成果の共有と他校への成果の普及を図っていく。
- 2 「アートプロジェクト展」を芸術性の高い障害者アートに関する展覧会として継続するとともに、 東京都公式動画チャンネル「東京動画」に作品を掲載するなど、児童・生徒の作品の魅力を広くア ピールする機会のより一層の拡充を図っていく。

#### (6) 都立特別支援学校におけるスポーツ振興

# <施策の取組状況>

「スポーツ教育推進校」において、体育の授業や体育的活動に障害者スポーツ等を取り入るととも に、障害者スポーツを通じた小・中学校等の児童・生徒や地域住民との交流を充実

年度	H28	H29	Н30
スポーツ教育推進校	20 校	30 校	57 校
パラリンピアン等派遣	6 校(12 回)	8校(16回)	8校(16回)

- 1 障害者スポーツを取り入れた体育の授業や体育的活動を充実
- 2 障害者スポーツを通じた小・中学校等の児童・生徒や地域住民との交流の活性化
- 3 パラリンピアン等を、8校に年2回招へいし、児童・生徒の競技技術の向上
- 4 障害者スポーツの実施に係る用具類の充実
- 5 校内研修会等に障害者スポーツ等の講師を招へいし、教員の指導力の向上

#### <成果>

- 1 都立特別支援学校の全校を「スポーツ教育推進校」に指定し、障害者スポーツ等を取り入れた授業や体育的活動、地域の学校等との交流等を行った。
- 2 全16回のパラリンピアン派遣に約760人が参加し、前年度から参加人数が倍増した。参加した児童・生徒は、パラリンピアンから様々な競技の実技指導を受けた。

## <課題>

- 1 児童・生徒が多くの障害者スポーツを経験することで、生涯において親しむ障害者スポーツの選択肢を増やす必要がある。
- 2 様々な障害者スポーツを通じて、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒とが交流する機会を一層拡充することが求められている。

# <今後の取組の方向性>

- 1 全ての児童・生徒が、積極的に活動できるように、各学校で取り組んでいない障害者スポーツを、新たに体育の授業や体育的活動に取り入れる。
- 2 更に多くの障害者スポーツを通じた小・中学校等の児童・生徒や地域住民との交流の活性化と、 障害のある児童・生徒への理解推進を図る。

# 〈東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)〉

柱	注 学校 取組の方向			取組の方向	8	質の高い教	育環境を整える	
主要施策 21 学校運営力の向上								
予算	額:1,9	24, 06	64 千	円 決算額:7	82, 0	79 千円	従事職員数7人(指導主	事 0 人)

1 **働き方改革を踏まえた学校運営力を向上させる取組の充実**(総務部・人事部・地域教育支援部・指導部・都立学校教育部)

# (1) 学校マネジメント強化モデル事業 (再掲)

#### <施策の取組状況>

校務が集中し、多忙感のある副校長の業務負担を軽減するため、小・中学校において引き続き「学校マネジメント強化モデル事業」を実施している。学校の状況に応じ「学校経営補佐」又は「副校長補佐」を配置している。

#### <成果>

平成30・令和元年度の2年間、都内小・中学校120校に非常勤職員を配置し、効果検証を実施している。配置校では、副校長の勤務時間が減少するとともに、人材育成等の本来業務に集中することができるようになり、副校長のやりがいにもつながっている。

# <課題>

小・中学校では、より効果的に副校長の業務負担を軽減するとともに、副校長が人材育成などの本来業務により専念できるよう、本格実施に向けた検証を行う必要がある。また、小・中学校と同様に副校長の業務負担が課題となっている都立学校においても、モデル事業を行い、効果検証を行う必要がある。

#### <今後の取組の方向性>

小・中学校では、継続している 120 校のモデル事業の成果を総括して本格実施に向けて副校長の負担感の要因となる業務にも着目して検証を行っていく。また、都立学校 14 校で新たにモデル実施を行うこととし、高等学校や特別支援学校等における本事業の効果について、検証する。

## (2) スクール・サポート・スタッフ配置支援事業

#### <施策の取組状況>

教員の業務負担を軽減するとともに、生徒指導や授業準備などの本来業務に集中できる環境を整備するため、小・中学校に教員の業務を補助する非常勤職員(スクール・サポート・スタッフ)を配置する区市町村に対し、その人件費を補助している(国庫補助 1/3、都費 2/3)。

#### <成果>

平成30年度は、34地区435校にスタッフを配置し、配置校においては、教員の勤務時間の縮減が確認されるとともに、従来は授業以外の時間に行っていた印刷等をスタッフが授業中に済ませてくれる

ことから、時間を有効に活用できるようになった等の声が聞かれている。

## <課題>

教員の働き方改革を都全体の取組として進めていくために、地域の実情にも配慮しながら、希望する全ての学校にスタッフが配置できるよう、取組を拡充する必要がある。

#### <今後の取組の方向性>

令和元年度は配置規模を平成30年度の400人から1,000人に拡充するとともに、有効な活用例を発信するなどの取組により、配置を促進する。

## (3) 区市町村教育委員会に対する支援等

# <施策の取組状況>

区市町村が学校における働き方改革のために取り組む各事業について、財政支援やアドバイザー派 遣を行った。

# 【補助実績等】

・学校における働き方改革プラン策定支援 8区4市1町

・出退勤管理システム導入支援
 ・タイムマネジメント力向上支援
 ・独自取組支援
 ・統合型校務支援システム導入支援
 4区6市
 1区1市
 3事業
 1区3市

・学校徴収金システム導入支援 2区

・学校徴収金業務改善アドバイザー派遣 3市

#### <成果>

区市町村における働き方改革に係る計画が策定されたことによって、各自治体での目標・施策等が明確になり、今後働き方改革に係る取組が具体化していく。

また、各支援事業の実施によって、在校時間の客観的な把握、教員の意識改革、業務の効率化などに資する環境が整備された。

## <課題>

各区市町村が働き方改革推進プラン等に位置付けられた取組を着実に実行し、それぞれの目標を達成できるように、各支援事業が最大限に活用されることが重要である。

各種システムについては導入しただけではなく、働き方改革のために有効に活用していく必要がある。

また、各事業の実施に至っていない区市町村についても、状況を把握し、働き方改革を推進していくようにフォローしていく必要がある。

# <今後の取組の方向性>

都の支援により策定した各区市町村の働き方改革推進プランの進捗状況を把握するとともに、各プランに位置付けられた出退勤管理システム導入等の取組に係る経費の財政支援等を引き続き行っていく。

# (4) 部活動の負担軽減

## <施策の取組状況>

運動部活動において、「部活動指導員」等の外部の指導者を活用し、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導の実現を図り、指導者の減少や学校における「働き方改革」、多様化するニーズ等の課題に対応する。

#### <成果>

- 1 部活動指導員の導入状況
  - 部活動の実技指導や学校外での活動の引率を行う部活動指導員を配置
  - ・高等学校 127 校に対して 376 名を配置
  - ・中学校 16 区市 163 名を補助対象に決定(区市町村が任用、国と都が人件費を補助(国1/3、都1/3))
- 2 効果
  - ・休日等における対外試合の引率回数の減少により、教員の負担が軽減
  - ・専門的指導を受けたいという生徒、保護者のニーズに応え、技能が向上
  - ・当該分野の経験のない顧問の精神的負担が軽減
  - ・部活動指導員の配置に伴う顧問の平均指導時間が2時間23分減(※中学校における顧問1人当たりの指導時間/週)
- 3 「東京都教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針」及び「東京都教育委員会 文化部活動 の在り方に関する方針」の策定

#### <課題>

- 1 制度的な側面
  - ・部活動指導員の会計年度任用職員への移行を見据えた制度整備を進めること。
- 2 人材の側面
  - ・これまでの外部指導者等が、有職者や学生等であるため、非常勤職員へ移行できない。
  - ・部活動指導員として十分な資質がある人材の確保が難しい。
  - ・部活動指導者の意識が従来型の部活動運営から脱却できず、適切な部活動運営のための体制整備 が不十分な学校がある。
- 3 財政的な側面
  - ・国が示す1時間当たりの単価(1,600円)と区市町村が相当としている単価に差がある。
  - ・国の補助事業がいつまで継続するか見通しがもてない中で本事業を活用しづらい。

#### <今後の取組の方向性>

- 1 顧問の負担軽減と部活動の質の確保を図るため、部活動指導員の配置事業の規模を拡充 (高等学校〈都立中等・中学を含む〉: 392 人、特別支援学校:57 人、公立中学校:515 人)
- 2 運動部・文化部活動の運営に関する実践的な内容を含む包括的な手引として「部活動に関する総合的なガイドライン (仮称)」を作成

# (5) 校長のリーダーシップに基づく組織的学校運営の推進

#### <施策の取組状況>

全都立学校において、校長による学校経営計画の策定・公表 (P) →教育活動の実施 (D) →学校運営連絡協議会による学校評価・学校の自己評価・学校経営報告の策定・公表 (C) →改善・次年度学校経営計画に反映 (A) の PDCA サイクルにより、自律的・組織的な学校経営を推進している。

また、学校経営支援センターは、月1回の学校訪問や校長連絡会等の開催、各種研修会の実施、事 故対応等、校長の学校経営の支援をきめ細かく行っている。

#### <成果>

学校経営支援センターの学校訪問等において、各学校の課題を明確にし、指導・改善が促進できた。

## <課題>

学校経営計画における教育目標や重点目標、数値目標等について、全教職員への周知及び目標の共 有化の更なる徹底を図り、より一層組織的な取組を推進する必要がある。

# <今後の取組の方向性>

引き続き、学校経営面、人事面及び指導面等において、学校の状況に応じて必要な指導・助言・支援を行っていく。

# <東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)>

柱	学校 取組の方向		8	質の高い教	育環境を整える		
主要施策 22 学校の教育環境整備							
予算	予算額:11,679,638 千円 決算額:9					,759千円	従事職員数 13.5 人(指導主事 2 人)

# 1 耐震化の推進(都立学校教育部・地域教育支援部)

#### (1) 公立小・中学校等における震災対策の推進

#### <施策の取組状況>

平成25年度から、区市町村が行う非構造部材の耐震対策工事に対して財政支援を行っており、平成30年度は30区市町村130事業に対し補助を実施した。

• 対応件数

時点	H28	Н29	Н30
実施数	163	146	130

## <成果>

・屋内運動場等におけるつり天井等の落下防止対策

	<b>◇◇米</b> /~			対策
	総数	対策済み	未対策	実施率
つり天井を有する棟数	144	144	0	100.0%
つり天井を有していない棟数	2,003	1, 919	84	95.8%
屋内運動場等の全棟数	2, 147	2, 063	84	96.1%

## <課題>

非構造部材の耐震対策については、国は平成27年度末までの対策完了を求めていたところであるが、全国的に完了していない区市町村が多数残っている。そのため、国は「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の中で、非構造部材の耐震化を重点的に取り組むべき対策の一つとしており、都としても区市町村に対して早期の対策を働き掛けていく必要がある。

#### <今後の取組の方向性>

令和3年度末までに耐震対策が完了するよう、防災機能強化支援事業を平成30年度から令和3年度 末までに延長した。引き続き、取組が遅れている区市町村の進捗状況を把握し、積極的に対策を行う よう働き掛けていく。

# (2) 都立学校における震災対策の推進

#### <施策の取組状況>

平成24年度に都立学校の体育館における天井材、照明器具、バスケットゴール等の非構造部材の調査・点検を実施し、調査結果を基に、平成25年度から必要な耐震化工事を実施している。

また、体育館以外の校舎棟、武道場等の施設の非構造部材についても、平成 25 年度に調査・点検を 実施し、平成 26 年度から耐震化を進めている。

#### 【平成30年度実績】

・つり天井材の撤去、落下防止対策:26校(武道場26校)

## <成果>

・都立学校 体育館の天井材等の落下防止 平成 28 年度までに全校対策済

・都立学校 武道場等の天井材等の落下防止248 校中 138 校対策済(平成 31 年 3 月 31 日現在)

#### <課題>

都立学校の体育館や武道場等における天井材撤去等の大規模な工事が必要な場合、長期にわたり当該施設を使用できなくなるなど、教育活動に大きな影響を及ぼすこととなるため、施工時期や代替施設の確保等について学校との綿密な調整が必要である。

# <今後の取組の方向性>

都立学校体育館における非構造部材の耐震化については完了したが、体育館以外の非構造部材の耐 震化についても、学校と調整を図り夏季休業期間以外の時期にも工事を行う等の工夫により、取組を 加速していく。

# 2 トイレ整備の推進(都立学校教育部・地域教育支援部)

# (1) 防災機能強化のための公立小・中学校等施設トイレ整備支援事業

## <施策の取組状況>

平成29年度から、区市町村が行うトイレ改修(洋式化等)やマンホールトイレ等災害用トイレの整備に対して財政支援を行っている。

・平成30年度38区市町210事業に対し補助を実施

トイレ改修 災害用トイレ 14 事業

• 対応件数

時点	Н29	Н30	
実施事業数	203	210	

## <成果>

都内区市町村立学校等のトイレの洋式化率 61.2%

# <課題>

洋式化を含めたトイレ整備状況については、区市町村によって偏りがあるため、整備の進んでいない区市町村に対し、整備実施を働き掛けていく必要がある。

# <今後の取組の方向性>

令和元年度から、国の補助の上限を超える単価に対し、新たな補助を行う。

区市町村における進捗状況を把握するとともに、整備の進まない区市町村に対し、助言・指導を行っていく。

# (2) 都立学校におけるトイレの洋式化の推進

#### <施策の取組状況>

小規模な改修工事により、和式大便器を洋式に交換するトイレ洋式化を実施したほか、老朽化が著しいトイレ設備についてはトイレ洋式化とともに配管等の改修を含めた工事を行った。

#### 【平成30年度実績】

・小規模な改修工事(トイレ洋式化) 139校で実施

・老朽トイレの改修工事 4校で実施

#### <成果>

・都立高校 トイレの洋式化率 64.7% (平成 31 年 3 月 31 日現在)

・都立特別支援学校 トイレの洋式化率 86.7% (平成31年3月31日現在)

## <課題>

トイレは児童・生徒が日常的に使用する施設であるため、工事実施中の教育活動への影響を考慮し、 工事実施時期や対象範囲を工夫する必要がある。

#### <今後の取組の方向性>

教育活動への影響を抑えるため、工事対象を絞った小規模な改修工事を複数回実施し、トイレの洋 式化を進めていく。また、老朽化が著しいトイレの改修を行う際には、併せてトイレの洋式化を図る。

## 3 冷房化の推進(都立学校教育部・地域教育支援部)

#### (1) 公立小・中学校の冷房化の推進

#### <施策の取組状況>

平成 26 年度から公立小・中学校における児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、公立小・中学校の特別教室のうち音楽室、視聴覚室、パソコン教室、図書室について冷房化補助を行っていたところであるが、平成 27 年度に都立学校において冷房化対象教室が拡大されたため、小・中学校においても従来の冷房化対象の特別教室に加えて理科室、家庭科室、調理室、被服室、図工室、美術室及び技術室又はそれに準じた教室に拡大して財政支援を行っている。

平成30年夏の猛暑を受けて、体育活動の熱中症予防と避難所機能の強化のため、体育館等への冷房 設置に対する補助を(公益財団法人)東京都環境公社への委託により実施している。

# • 対応件数

時 点	H28	Н29	Н30
特別教室 実施数	776 教室	662 教室	501 教室
体育館等 実施数	_	_	45 棟

#### <成果>

平成30年度9月末 特別教室空調設置率 86.6%(都の対象としている教室以外も含む。) 体育館等空調設置率 9.2%

#### <課題>

特別教室の冷房設備設置率については、平成 26 年度 65.4%から平成 30 年度 86.6% (文部科学省空調 (冷房) 設備設置状況調査による。) に上昇しているが、設置状況に偏りがある。

また、体育館等の場合も設置状況に偏りがあり、又全体の設置率も低いため、区市町村の状況に合せた対応をしていく必要がある。

# <今後の取組の方向性>

令和元年度からは、体育館等への空調設備が早急に推進されるようリース契約による整備について も補助を開始する。リース補助と施設整備による区市町村の空調整備計画の執行スケジュールを把握 し、区市町村が補助を利用しやすくなるように、補助金申請の受付時期や決定時期を調整するととも に、整備率を上げるよう空調設置率が低い区市町村へ整備を働き掛けていく。

# (2) 都立学校冷房化の推進

# <施策の取組状況>

・都立高校の特別教室の冷房化を実施 工事5校・都立特別支援学校の体育館の冷房化を実施 工事9校

#### <成果>

・都立高校における特別教室の冷房化
 ・都立特別支援学校における体育館の冷房化
 57 校中 50 校実施済(H31.3.31 現在)

#### <課題>

非構造部材の耐震化や校舎の改修等、他の工事案件との兼ね合いも考慮しながら、冷房化工事を計画的に実施していく必要がある。

# <今後の取組の方向性>

都立高校における各特別教室について、施設や電気設備の状況等に関する調査結果を踏まえ、計画 的に冷房化を実施していく。また、都立特別支援学校の体育館の冷房化を実施していく。

4 ICT 環境整備の更なる推進(総務部・指導部・地域教育支援部)

# (1) 公立小・中学校 ICT 教育環境整備支援事業、ICT 利活用モデル検証事業

## <施策の取組状況>

文部科学省 「学校における情報化の実態等に関する調査結果」(平成30年3月1日時点) 教育用コンピュータ1台当たりの児童・生徒数

都内公立小中学校における ICT 環境整備状況5.4 人全国平均値5.6 人

(参考)

国の整備方針(第2期教育振興基本計画)の目標値 3.6人

国の整備方針(第3期教育振興基本計画)の目標値 3クラスに1クラス分程度

# <成果>

平成30年度は学識者3名、区市町村教育委員会指導課長2名、公立小・中学校長2名を招いて、ICT 利活用モデル検討委員会を設置し、計6回開催した。

検討委員会では、区市町村が ICT 機器整備を進める上での課題と、今後都として区市町村に示すべき方向性について最終報告書で示した。

#### <課題>

区市町村の ICT 環境が、国の整備方針の目標値である「3クラスに1クラス分程度(最終的には1人1台が望ましい)」を達成するためには、区市町村が行う取組を支援していくことが重要である。

平成30年3月1日現在、教育用コンピュータ1台当たりの児童・生徒数が5.4人であり、区市町村によってばらつきもあることから、今後、ICT機器の整備を推進するためにも、様々な知見に基づく技術的情報の提供が必要である。

# <今後の取組の方向性>

令和元年度から2年間、ICT機器を先進的に整備している区市町村の協力を得て、実証研究を行い、ICT機器の活用状況や児童・生徒の学習態度の変容など最終報告書で示された幅広い観点から実例を集約し、評価分析を行う。その検証で得られた客観的データに基づき、都として区市町村で展開可能な整備モデルを提示していく。

# (2) ICT 環境整備の推進

## <施策の取組状況>

都立高校における ICT 環境の更なる充実を図るため、これまで配備したパソコンやプロジェクター 等の ICT 機器に加え、学級単位で1人1台利用できる生徒用のタブレット端末を配備した。

タブレット端末	27 年度	28 年度	29 年度
高等学校(1校43台)	2,752台(64校)	2,795台(65校)	2,881台(67校)

都立特別支援学校における ICT 環境の更なる充実を図るため、これまで配備したパソコンやプロジェクター等の ICT 機器に加え、全校に対し、児童・生徒が学年又は学級単位で1人1台利用するためのタブレット端末を配備した。

タブレット端末	28 年度	29 年度	30 年度
特別支援学校全校に順次配備	799 台	709 台	986 台

# <成果>

平成27年度から平成29年度の3か年で都立高校、都立高校附属中学校及び中等教育学校の全校に、調べ学習やグループ討議、プレゼンテーション等の学習活動をより効果的に行える環境を整備した。 都立特別支援学校においては、障害の種別や程度に応じたアプリケーションを活用し、個に応じた

# <課題>

学習を可能とするための環境の整備ができた。

活用状況の把握や学習効果等の検証と合わせ、教育振興基本計画における ICT 環境整備を鑑みつつ、引き続き ICT 環境の充実に努める。

#### <今後の取組の方向性>

配備したタブレット PC について活用状況等の情報収集及び BYOD 研究事業の成果により ICT 有効性の分析を行い、ICT 環境整備等に向けた次期更新の基礎情報とする。

#### (3) 東京スマートスクール構想に向けた取組

#### <施策の取組状況>

- 1 都立学校7校の普通教室等に Wi-Fi 環境を配備し、また3校の校内にモバイル・ルーターを配備 し、生徒が所有する ICT 機器等の効果的な活用法や校内のルール作りなどの研究を開始した。
- 2 学習データ等の効果的な活用を図り、教育の質の向上や校務削減を実現することを目的とした実証のための調査を行った。

# <成果>

- 1 Wi-Fi 環境の配備やモバイル・ルーターを配備し、生徒が所有する ICT 機器等を活用するための環境を構築した。
- 2 学習データ等の効果的な活用を図るための事前調査として、学校において教員が作成するデータ 及び教員の業務を調査した。

# <課題>

- 1 活用事例の蓄積を図り、学習効果等の検証を行う。
- 2 AI やビッグデータを活用した学校づくりに向けたデータ連携を効果的かつ効率的に行うためのデータ活用について検討する。

#### <今後の取組の方向性>

- 1 令和元年度末までに各校における生徒が所有する ICT 機器等を活用した授業等についての事例を 蓄積し、教育の質の向上や校務削減の視点からの検証を行う。
- 2 学習データ等の効果的な活用を図り、教育の質の向上や校務削減を実現することを目的とした実証のための計画立案を行う。また、データ活用を効果的かつ効率的に行うための研究を行う。

# 5 安全対策のための防犯カメラの整備(地域教育支援部)

# <施策の取組状況>

児童・生徒の安全を確保することを目的として、区市町村が実施する防犯設備整備について財政支援を実施した。

・平成30年度は、24区市町、201園・校で新規設置又は更新を行った。

幼稚園3区8園小学校18区市町村132校中学校12区市町村61校

#### 取組の方向8 質の高い教育環境を整える

#### • 対応件数

	27 年	度	28 年	度	29 年度		30 年度	
	区市町村	園・校	区市町村	園・校	区市町村	園・校	区市町村	園・校
幼稚園	2	11	5	17	1	3	3	8
小学校	8	66	20	243	17	111	18	132
中学校	6	76	13	108	16	70	12	61

## <成果>

区市町村・学校における防犯カメラの新規設置及び老朽化した設備の更新が進み、現在都の補助事業で906校に防犯カメラが設置・更新されている。

## <課題>

区市町村・学校における防犯カメラの新規設置計画状況及び防犯カメラの老朽化に伴う設備更新計画状況を、今後も把握していく必要がある。

## <今後の取組の方向性>

今後も、区市町村・学校におけるカメラの設置状況を把握し、未設置及び更新が必要な学校のある 区市町村へ対策を働き掛けていく。

# 6 質の高い教育の推進に向けた支援等についての検討 (総務部)

#### <施策の取組状況>

学校の教育活動の支援や教員の業務負担の軽減に向けた新たな体制の整備について、教育庁内での 検討及び関係局との調整を実施した。

# <成果>

学校をきめ細かくサポートする全国初の多角的支援組織として、新たに財団法人を設立することとした。新財団においては、以下の三つの機能を柱として展開し、学校の実情を踏まえたきめ細かく継続的な支援を実施する。

- 1 学校が必要とする人材を開拓・紹介する「人材バンク」を設置し、学校を支えるために必要な研修を行うなど多様な人材を確保する機能
- 2 国際交流に必要な高度な交渉等の代行や、教員の懸案事項を専門家に相談できる窓口の設置など 教員をサポートする機能
- 3 学校事務を効率化し、事務職員による教員の支援などを推進する事務センター機能

## <課題>

財団において速やかに業務を開始するために、早急に実施準備をする必要がある。

# <今後の取組の方向性>

新財団における取組内容の具体化や必要な体制整備、効率的な執行体制の検討などを着実に実施していく。

# 〈東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)>

柱	柱  家庭		取組の方向	9	家庭の教育	力向上を図る	
主要施策 23 家庭教育を担う保護者への支援体制の充実							
予算額:77,805 千円			決算額:7	73, 64	0 千円	従事職員数5人	(指導主事5人)

# 1 学校と家庭の連携の推進(指導部)

#### <施策の取組状況>

- 1「家庭と子供の支援員」の配置(再掲)
  - (1) 配置の目的・配置先について

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える 児童・生徒に直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」(民 生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生など)を小・中 学校に配置する。

(2) 活動内容等について

「家庭と子供の支援員」と教員が家庭訪問等を行い、児童・生徒やその保護者へのアドバイスや情報提供等を行う。

(3) 「学校と家庭の連携推進会議」の設置

「家庭と子供の支援員」を配置した小・中学校に、学校管理職及び教職員と「家庭と子供の支援員」を構成員とした「学校と家庭の連携推進会議」を設置し、支援が必要な児童・生徒やその保護者についての情報交換及び対応についての協議を行う。

(4) スーパーバイザーの配置

対応が困難な事例などに対しては、スーパーバイザー(弁護士、医師、臨床心理士など)が、「家庭と子供の支援員」に対して、定期的に助言を行う。

- (5) 事業経費運用方法
  - ア 学校指定初年度(委託事業)

国 1/3、都(委託料) 2/3

イ 学校指定2年目以降(補助事業)

国 1/3、都(負担金補助及び交付金)1/3、 区市町村1/3

※ ただし、スーパーバイザーの配置に係る経費については、都が全額補助

- (6) 実施地区、配置校数、配置人数
  - ア 実施地区

29 区市町村 (12 区 16 市 1 町)

イ 実施校

338 校 (小学校 215 校、中学校 123 校)

ウ 家庭と子供の支援員数

1,037 人

エ スーパーバイザー数

160 人

#### 取組の方向9 家庭の教育力向上を図る

(7) 家庭と子供の支援員及びスーパーバイザーの派遣日数 延べ 41,800 日

# (8) 事業等

平成30年11月14日(水)第4回生活指導担当指導主事連絡会において、区市町村教育委員会担当指導主事と「家庭と子供の支援員」による協議を実施した。

家庭と子供の支援員の参加者数:20人

#### <成果>

「家庭と子供の支援員」の配置を希望する学校が年々増加しており、区市町村教育委員会や学校がその効果を認識していることがうかがえる。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小学校	173	187	221
中学校	119	127	129
<b>1</b>	292	314	350

# <課題>

(家庭と子供の支援員による不登校児童・生徒への支援前後の態様)

		平成 29 年度	平成 30 年度
1	支援を行った不登校の児童・生徒の合計人数	392 人	378 人
	② うち、改善が見られた児童・生徒の合計人数	196 人	156 人
	③ 改善率 (②/①×100)	50.0%	41.3%

平成30年度は、支援を行った不登校児童・生徒のうち、改善が見られた割合が減少した。不登校という状況を問題行動として判断してはならないことや、学校復帰のみを目標としないことなど、教育の機会確保法の理解が広がり、対応が変化していることが影響していると考えられる。区市町村教育委員会及び学校における活用方法等について、実態や課題を把握するとともに、不登校施策における今後の活用の在り方について再度検討する必要がある。

また、「家庭と子供の支援員」は、児童・生徒への対応に関して必ずしも専門性を有する者ではないことがあることから、対応力向上を図るための取組を行うことが必要である。そこで、区市町村教育委員会へのスーパーバイザーの配置を推進するとともに、生活指導担当指導主事連絡会において「家庭と子供の支援員」同士が事例を通して情報を共有することができるようにし、「家庭と子供の支援員」の対応力向上を図る。

# <今後の取組の方向性>

学校において、多様な外部人材同士が連携し、児童・生徒に対して、一層効果的な支援を行うことができるようにする体制を構築することが必要である。そこで、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、「家庭と子供の支援員」等の外部人材同士が連携して児童・生徒等に支援を行って成果を上げた事例を収集し、各学校に周知するとともに、生活指導担当指導主事連絡会において、学校が、多様な外部人材をコーディネートする機能をもつことができるようにするための方策を提言していく。

# 〈東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)>

柱	蕦	彦庭	取組の方向		9	家庭の教育	力向上を図る	
主要施策 24 学校と家庭が一体となった教育活動の充実								
予算額:37,528 千円			決算額:3	86, 15	5 千円	従事職員数5人	(指導主事5人)	

# 1 学校と家庭との連携を図る取組の充実(指導部)

# (1) 道徳授業地区公開講座の充実(再掲)

#### <施策の取組状況>

- 1 「東京都道徳教育教材集」の印刷及び配布(再掲)
  - ・ 小学校1・2年生版「心あかるく」118,400 部、小学校3・4年生版「心しなやかに」118,700 部、小学校5・6年生版「心たくましく」117,600 部、中学校版「心みつめて」92,600 部を都内全ての公立小・中学校等の全児童・生徒に配布した。
  - ・ 小学校版「心あかるく」、「心しなやかに」、「心たくましく」について、「特別の教科 道徳」の 指導内容等に準拠するよう内容を改訂した。
- 2 「東京都道徳教育教材集」の保護者向けリーフレットの印刷及び配布
  - ・ 小学校版 118,400 部、中学校版 92,600 部を都内全ての公立小・中学校等の新1年生の保護者に 配布した。
- 3 「道徳授業地区公開講座」の実施(再掲)
  - ・ 学校・家庭・地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育むとともに、小・中学校等における 道徳教育の充実のために、平成 14 年度から都教育委員会と区市町村教育委員会との連携により、 都内全ての公立小・中学校等で、「道徳授業地区公開講座」を実施している。
  - ・ 「道徳授業地区公開講座」の一層の充実に係るリーフレットの作成・配布(平成31年3月)

年度	実施校数・公開授業参観者数						
平成 28 年度	1,931 校(小・中学校、義務教育学校、中等教育学校全校及び特別支援学校)						
	492,675 名						
平成 29 年度	1,924 校(小・中学校、義務教育学校、中等教育学校全校及び特別支援学校)						
	478, 300 名						
平成 30 年度	1,922 校(小・中学校、義務教育学校、中等教育学校全校及び特別支援学校)						
	488, 767 名						

## <成果>

- 1 「東京都道徳教育教材集」の印刷及び配布 東京の子供たちに規範意識や思いやりの心など豊かな心を育成するために、「東京都道徳教育教材 集」の活用を推進し、各学校における教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図った。
- 2 「東京都道徳教育教材集」の保護者向けリーフレットの印刷及び配布 「東京都道徳教育教材集」の家庭での活用を推進し、保護者を啓発するとともに、各家庭における道徳性を育む取組の充実を図った。

## 取組の方向9 家庭の教育力向上を図る

#### 3 「道徳授業地区公開講座」の実施

平成30年3月に作成・配布した保護者向けビデオ資料「道徳授業地区公開講座 意見交換会導入 ビデオ資料 子供たちの豊かな心を育むために大人たちにできることを考える」(DVD) の活用を推 進し、意見交換会の充実を図った。ビデオ資料(DVD) を活用した学校数……392校

#### <課題>

「道徳授業地区公開講座」の意見交換会への参加者を増やすとともに、内容の一層の充実を図り、 学校・家庭・地域が一体となって取り組む道徳教育の更なる推進を支援することが課題である。

#### <今後の取組の方向性>

- ・ 東京都道徳教育教材集 中学校版「心みつめて」を、「特別の教科 道徳」の指導内容等に準拠するよう改訂する。
- ・ 「道徳授業地区公開講座」保護者向けビデオ資料 (DVD) の活用の推進を継続し、意見交換会の充 実を支援する。

# (2) 親子防災体験(再掲)

# <施策の取組状況>

発生が予測される首都直下地震などの自然災害発生時において、児童・生徒が「自助」、「共助」の精神に基づき適切に行動できるように、「防災ノート〜災害と安全〜」を都内の公立、私立・国立の小・中学校等に配布するとともに、学校・家庭・地域が一体となった防災教育の一層の充実を図るため、「親子防災体験」(小学校等対象)及び「防災標語コンクール」(中学校等対象)を実施した。

# ・ 「防災ノート〜災害と安全〜」作成・配布数

小学校1~3年生版	第1学年の児童に配布	123,000 部
小学校4~6年生版	第4学年の児童に配布	120,000 部
中学校版	第1学年の生徒に配布	124,000 部
高等学校版	第1学年の生徒に配布	130,000 部

## ・ 「防災ノート~災害と安全~」の活用促進

	対象	内容
	都内の全国公立・私立小学校、特別	防災体験施設や防災イベントにおい
親子	支援学校(小学部)及び義務教育学	て、「防災ノート〜災害と安全〜」を活
防災体験	校(前期課程)の児童並びにその保	用して児童と保護者が共に防災体験
	護者	(地震体験、消火体験等)を行う。
	都内全公立中学校、中等教育学校	「防災ノート〜災害と安全〜」を活用
防災標語	(前期課程)、特別支援学校(中学	した学習を通して学んだことを踏ま
コンクール	部)及び義務教育学校(後期課程)	え、生徒が防災標語を考える。
	の第1学年 全生徒	

(親子防災体験の実施施設)

○都内7か所の防災体験施設【平成30年7月から同年9月まで】

東京消防庁都民防災教育センター(池袋防災館、本所防災館、立川防災館)、東京消防庁消 防博物館、そなエリア東京、しながわ防災体験館、東京都北区防災センター

# <成果>

1 「防災ノート~災害と安全~」の活用促進

「親子防災体験」や「防災標語コンクール」の取組により、各学校において、避難訓練の事前・ 事後指導、各教科の授業、学級活動(ホームルーム活動)、朝の会・帰りの会などの日常的な学校生 活における様々な場面で、防災ノートの活用が図られた。

- 2 「親子防災体験」防災体験施設での実施者数(参加児童数) 平成 29 年度実績 7,144 人 ⇒ 平成 30 年度実績 8,281 人(1,137 人増)
- 3 防災標語コンクール(応募作品数)

69,603 標語

(全公立中学校、義務教育学校及び中等教育学校、公立特別支援学校 654 校で実施)

#### <課題>

教材の活用等による防災教育の推進により、具体的な防災行動に、より一層つなげていく必要がある。

#### <今後の取組の方向性>

- 1 「防災ノート〜災害と安全〜」を、都内全ての小学校1年生・4年生、中学校1年生、高等学校 1年生に配布する。
- 2 「防災ノート〜災害と安全〜」の活用を図り、家庭・地域と一体となった防災教育を一層充実させる。
- 3 「安全教育推進校」において、教科等と連携した問題解決的な学習を取り入れた安全教育、カリキュラム・マネジメントの視点を取り入れた計画的な安全教育、学校・家庭・地域(関係機関)が連携した安全教育を中心に研究を推進し、その成果について広く普及・啓発するとともに、「防災ノート〜災害と安全〜」の活用方法について研究する。

# <東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)>

柱	地域・社会 取組の方向 10 地域・社会の教育力向上を図る			る				
主要	主要施策 25 地域等の外部人材を活用した教育の推進							
予算額:32,761千円 決算額:				決算額:2	28, 28	3 千円	従事職員数6人(指	f導主事 0 人)

1 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」等の取組の充実(地域教育支援部・都立学校教育部)

## (1) 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組の充実

#### <施策の取組状況>

企業・大学・NPO等の社会資源が有する専門的教育力を、学校教育をはじめとした地域における教育活動に効果的に導入し活性化する。そのために、会員団体として企業・大学・NPO等とのネットワークを拡充し、多様な教育支援プログラムの活用を促す。

年度	H26	Н27	H28	Н29	Н30
会員団体数	432	477	502	548	576

#### ・ 主な取組内容

小・中学校等を対象とし、企業等外部の教育プログラムの効果的な活用について助言を行う「プログラムアドバイザー(教科学習分野、キャリア教育分野)」の配置

「地域学校協働活動推進フォーラム 2018」の企画及び実施

都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業における「教育プログラム」の提供 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」サイト運営

#### <成果>

会員団体数 28 団体増加

「企業・NPO等と連携した都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」では、58の外部団体が支援を行っているが、そのうち56団体は本協議会の会員団体である。

## <課題>

- (1) 協議会の活動やプログラムアドバイザーの配置について、小・中学校への周知が十分ではなく、 プログラムアドバイザーの活用が進んでいない。
- (2) 新学習指導要領の趣旨にかなった、教科内で活用できる教育プログラムが少ない。

## <今後の取組の方向性>

小・中学校で活用しやすい教育プログラムの開発や、プログラムアドバイザーを効果的に活用した モデル実施の周知等について改善を図り、プログラムアドバイザーの活用を推進する。また、「統括コ ーディネーター」等を対象とした研修や情報提供を通じて、企業・大学・NPO等との連携や多様な 主体の地域学校協働活動への参画を推進し、子供たちの学びが更に充実するよう支援する。

# (2) 「地域学校協働本部」の設置・促進の充実

#### <施策の取組状況>

1 区市町村の取組

区市町村が主体となって、国庫補助事業を活用し、地域全体で子供たちの学びや成長を支える仕組みである「地域学校協働本部」の設置・促進を通じて、学校支援活動をはじめ、地域と学校が連携・協働し行う地域学校協働活動を支援する事業を実施した。

・実施地区数及び学校数の推移

年度	H25	H26	H27	H28	H29	Н30
地区数	23	23	23	28	29	30
(区市町)			(24)**	(29)**	(30) **	(31)**
学校数	788 校	886 校	833 校	915 校	1,030 校	1, 141
(小・中・義務)			(929)**	(1, 013)**	(1, 135)**	(1, 246) **

※平成27年度から八王子市が中核市として国から直接補助を受けて実施している(1市105校)。 「()」内は、八王子市分を合算した数値を示す。

・主な活動内容

学習支援活動、部活動支援活動、教育環境整備、登下校の安全確保等

- 2 東京都の取組
  - ・推進委員会の開催 2回

教育庁関係課職員で構成する委員会を設置し、地域学校協働活動をめぐる各課関連事業について 共有するとともに、今後の事業推進に向けた方策について協議を行った。

・情報提供や研修

「地域学校協働活動推進事業」報告書の印刷配布:300部

コーディネーター基礎研修の実施(2回)

コーディネーター (初心者) を主な対象とした基礎的な研修の実施

# <成果>

地域学校協働活動推進事業実施校数

実施校数割合(区市町村立全学校数に占める実施校数の割合)[八王子市を含む。] 平成29年度(60%) → 平成30年度(66%)

#### <課題>

地域と学校が連携・協働した取組としての「地域学校協働活動」の推進

#### <今後の取組の方向性>

コーディネーター研修の実施や多様な地域学校協働活動事例の提供など、未実施地区も視野に入れて区市町村における取組充実を目指した支援に努める。

# (3) 地域連携推進モデル校」の指定

#### <施策の取組状況>

「地域連携推進モデル校」を指定し、地域の教育資源や外部人材の活用により、生徒の社会的自立 に必要な力を育む教育をより一層充実させるため、学校と地域が組織的・継続的に連携・協働するた

## 取組の方向 10 地域・社会の教育力向上を図る

めのネットワークを整備し、「地域が主体的に学校を支援し、学校が地域に貢献する「地域とともにある学校」」を推進する。

(主な活動内容)

- ・地域学校協働本部を活用した学習支援講座やキャリア講座の実施
- 部活動指導
- ・地域団体やボランティアによる学校環境整備等
- ・地元小中学校等と連携した見守り活動や地域清掃活動の実施

#### <成果>

- ・地域学校協働本部の立ち上げ後は、地域側から積極的に連携に関する提案がなされるようになっている。
- ・学校(教員)が組織的に活動するようになっている。
- ・ 運営会議等を通して、連携団体相互に顔を合わせる機会ができたことにより、団体間の横のつなが りが生まれている。
- ・学校が組織的に地域連携に取り組んでいる状況が見え、地域の意識が向上した。

## <課題>

・地域の情報に明るく、地域と学校をつなぐ役割を果たすことができる地域コーディネーターの確保

#### <今後の取組の方向性>

地域学校協働本部と連携・協働する体制を構築し、地域を支え、地域に貢献する学校を「地域連携リーディング校」として指定し、リーディング校として他校への影響も図りつつ、「地域との連携・協働」をブランドイメージとする学校づくりを推進する。

# <東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)>

柱 地域・社会 取組の方向 10 地域・社会の教育力向上を図る

主要施策 | 26 | 学校と地域社会が連携した教育活動の充実

# 1 小・中学校における取組の推進(地域教育支援部)

# (1) 放課後子供教室の推進(再掲)

# <施策の取組状況>

1 「放課後子供教室」の実施

区市町村が実施主体となり、全ての子供を対象に、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・ 安心な子供の活動拠点(居場所)を設け、子供たちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する事業を実施した。

# 【実績】 実施地区数及び教室数等の推移

年度	H26	H27	H28	H29	Н30
地区数 (区市町村数)	52	55	55	55	55
教室数	1, 138	1, 158	1, 200	1, 240	1, 260
小学校区数	1, 089	1, 112	1, 145	1, 178	1, 187

2 活動プログラムの実施

学習支援、文化、スポーツ等の様々な活動プログラムを実施【実績 121 教室】

3 放課後子供教室スタッフ等研修の実施

区市町村が実施する放課後子供教室に関わるコーディネーター等の事業関係者の資質向上を図るための研修を実施した。【実績 年4回 受講者数延779名】

4 情報提供

東京都教育委員会ホームページ、生涯学習情報誌「とうきょうの地域教育」を活用した「放課後子供教室」の活動事例等の情報提供を行った。

#### <成果>

- ・教室数及び実施小学校区数の増加(平成29年度比 20教室9小学校区増)
- ・学習支援、茶道教室やバドミントン教室等、様々なプログラムを実施

#### <課題>

活動内容の充実を図るため、活動プログラムの実施教室数を増やしていくとともに、多様なプログラムの展開が必要

# <今後の取組の方向性>

区市町村に対して学習支援等様々な活動事例の紹介を行うとともに、専門人材を活用した活動プログラムを展開するなど活動内容の一層の充実を支援する。

# (2) 地域未来塾の推進(再掲)

#### <施策の取組状況>

区市町村が主体となって、国庫補助事業である「地域未来塾」を活用し、放課後等に地域住民等の協力を得て、学習支援が必要な中学生等を対象に学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的として学習支援の機会を提供した。

· 実施区市町村 29 区市 (平成 28 年度事業開始)

(小学生对象1村、中学生对象:7区市、両方对象:21区市町)

#### 実施地区数等の推移

年度	H28	H29	H30
地区数 (区市町村数)	15	21	29
対象校数	230	428	640

#### • 取組内容

大学生や教員 OB 等による、個別指導やグループ学習等の形式による学習支援を実施 会場は、自治体ごとに様々で、学校の教室を利用するものや公民館・教育センター等学校外の施設 を利用している例もある。

#### <成果>

実施した教育委員会や学校からは、「参加児童の家庭学習の定着が見られた。保護者も好ましい変化が見て取れた。」「学校以外での勉強時間が増えた。」などの学習習慣の確立や、「児童や担任教諭の実感として、学力の向上が見られた。」「学力の底上げがなされた。」といった基礎学力の定着などが評価されている。

また、参加している児童・生徒からは、「勉強をがんばろうと思うようになった。」「勉強でわかるところが増えた。」など、意欲に関するアンケート回答も寄せられている。

#### <課題>

未実施地区への「地域未来塾」活用促進や実施地区における対象校数の拡大促進

# <今後の取組の方向性>

区市町村に対して、多様な実践事例を収集した「地域未来塾ハンドブック」をはじめ、参考となる情報を提供するなど、地域や学校の実態を踏まえた学習支援の取組が一層拡充するよう働き掛けを行う。

# (3) スタディ・アシスト事業の実施(再掲)

# <施策の取組状況>

モデル地区を指定して中学生を対象とする進学を目的とした放課後等の学習支援を実施した。

- ・ 2 地区 計 19 中学校、中学 3 年生 182 名が参加
- ・数学、英語を中心に、民間教育事業者(講師)により10名程度の少人数で指導
- ・放課後、土曜日又は長期休業日中に2時間程度
- ・おおむね9月から2月にかけて13回から20回程度

#### <成果>

参加生徒の満足度(「大変満足」「満足」の計)は、97.7%(アンケートより)であった。「わからない所があってもすぐ先生に聞ける場があったことが良かった。今までわからなかった所もわかるようになって点数も上がった。」との声が寄せられた。

#### <課題>

いずれのモデル地区も事業開始が夏季休業日以降となったことから、参加生徒が想定していた定員のおよそ半数となった。

## <今後の取組の方向性>

・ 今後の公立中学校の進学を目的とした学習支援事業の在り方について検討しつつ、今年度の事業 成果や課題を踏まえ、令和元年度も引き続きモデル地区における事業実施を行う。

具体的には、年間事業計画を見直し、生徒や保護者に対する時期を得た早めの周知や募集や、年 度当初の各域内校長会等を通じた学校への理解促進等を図る。

・ 他の区市町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、事業成果に関する周知を行う。

# 2 高等学校における取組の推進(指導部)

# (1) 「校内寺子屋」の推進(再掲)

#### <施策の取組状況>

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して放課後等に外部人材を活用した学習支援を行う学力向上研究校(校内寺子屋)を30校2年間指定した。

- ・国語、数学、英語において高校1年生20名程度の生徒を対象
- 各教科调2回程度、放課後に2時間程度
- ・元教員や非常勤講師、大学生などの外部人材を活用し個別学習を実施

# <成果>

対象となる生徒の意欲向上に関するアンケートにおいて、「学習意欲が上がった」、「分からない問題が分かるようになった」、「基礎学力が向上した」という設問に対し、60%以上の生徒が「当てはまる」 又は「ほぼ当てはまる」と回答しており、生徒の学びに対する意欲の向上につながったと考えられる。

# <課題>

地域によっては外部講師の確保が難しい学校があり、近隣の中学校や学習塾などとの連携が必要である。

#### <今後の取組の方向性>

平成30年度に引き続き校内寺子屋の充実を図るため、30校を指定校として学力向上や不登校及び中途退学の防止に一層取り組む。

# 第7 点検・評価に関する有識者からの意見

# 山口 しのぶ (東京工業大学教授)

評価項目は、「知・徳・体」を中心に学校、家庭、地域社会に関連する項目を多角的に取り入れており、21世紀を生き抜く児童・生徒の教育を目指す包括的な点検・評価の取組となっている点が評価できる。前年度に比べ、成果報告及び今後の取組み方についても多様な事例が取り入れている点も報告書を読みやすくしている利点として挙げられる。

また、今後ますます重要視されると考えられる情報技術やAIに関する取組も世界で活躍できる人材育成と関連して説明されている点も評価できる。このような取組やビジョンを東京都の教育方針としてどのように積極的に情報発信していくかがこれからの課題であると考えられる。

「個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実」に関する分野では、教育の発展において数々の重要な取組が実施されている。具体的には、取組の方向「高等教育における新しい価値を創造する力を育む教育の推進」において、新しい価値を創造する力を育む教育として取り入れたアクティブラーニング推進校が45校まで拡大され、実践報告会における実践事例の発表を通じた情報共有を積極的に実施している点が評価できる。一方で、推進校によって一部の教員による実践から9割の教員による実践まで実施状況に幅があるという現状及びその背景を丁寧に分析する必要があると思われる。課題として挙げられた成果検証に向けた取組は、今後実践校を増やしていく上でも重要であるため検証する評価の指標やデータ収集・解析法などに関する研究を続けていくことが望まれる。

今年日本で開催された G20 に先駆けて実施された T20 (Think Tank 20)では、持続可能な社会に貢献する人材育成の重要性が再確認された。このような背景の中、「持続可能な社会づくりに向けた教育の推進」の取組では、具体的に持続可能な社会形成に貢献できる人材育成を推進している点が大変評価できる。推進校における調査では、各項目で成果目標を達成しているとされるが、具体的な事例の紹介があるとそのインパクトがより明確になると思われる。外部講師や地域の施設を活用した取組は、今後も進めていくことが推進される。多様性を有する各地域特有の事例集を作成することが、東京都の教育の取組としての効果的な情報発信元になると考えられるため、今後、具体的な計画を持って進めていくことが期待される。

取組の方向「AI 時代における教育の推進」に関しては、75 校の推進校による公開授業が積極的に実施されている点が評価できる。今後とも指導事例を多く含む情報を定期的に情報発信していくことが望まれる。AI は、教育分野においても 21 世紀の子供たちに必要とされている「共感する力」(Empathy)、「創造性」(Creativity)、「批判的思考」(Critical Thinking)を個々の学びに取り入れていく手法(Tool)として試行している国々も増える中、東京都の取組が日本を代表する良い事例となるよう積極的な情報発信が望まれる。

東京都教育委員会は、「東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)」に基づき、基礎学力の定着、新学習指導要領への対応、子供と学校をめぐる社会の変化への対応など、幅広い施策を着実に実施し、成果を上げていることは、大いに評価できる。今後は、その成果を検証して、「東京都教育ビジョン(第4次)」に基づく施策につなげ、生涯にわたり学び続けることを支援する視点からも施策を推進することが望まれる。その上で、以下に意見を述べたい。

# 1 主要施策について

新学習指導要領の実施を控え、外国語教育、情報教育、「特別の教科 道徳」、アクティブラーニングの視点からの授業改善などへの対応を進めているが、市区町村教育委員会と役割分担を明らかにしつつ進める必要がある。

優れた教員の確保は極めて重要であり、採用において、量的だけでなく、質的にも確保するため、学生の動向を見極めつつ、更に施策を工夫し、教職の魅力を発信してほしい。

学校における「働き方改革」は注目されており、副校長の負担軽減、スクールサポートスタッフ配置、部活動指導員などの取組は有効であり、更に充実が望まれる。

また、新たな取組として学校をサポートする財団法人の設立により、組織的な支援がなされ、学校の業務改善につながることを期待したい。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭と子供の支援員など、外部から様々な専門的人材が多様な就労形態で入ってくることが増え、「チーム学校」のマネジメントは複雑になり、管理職に高い能力が求められるようになるので、研修等の一層の支援が必要である。

学校における安全安心のため、防犯カメラの設置支援、特別支援学校のスクールバスの時間短縮、看護師配置などの環境・体制の整備は、更に充実が望まれる。

東日本大震災の被災地での合同防災キャンプは、防災教育としてだけでなく、東京都民が被災地とのつながりを持ち続けるという意義が大きく、引き続き継続してほしい。

伝統芸能鑑賞教室は、日本文化に接する貴重な機会として大きな成果が示されており、引き続き実施するとともに、演者を学校で外部人材として招き、少人数で、演目を多様化するなど事業内容の改善を図ることが望ましい。

「性教育の手引」改訂、「SNS 東京ノート」や小学生のプログラミング教育で民間企業との連携協力は、必要であり、優れた取組であり、一層適切な事業実施が望まれる。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会に向け、オリンピック・パラリンピック教育を計画的に進めているが、真のレガシー定着を図るためにも、大会前後の意識の変化を把握する取組が必要である。

# 2 点検・評価について

これまでも述べてきたが、実施したことの実績の記述だけでなく、そのことによる変化・変容など、成果をできるだけ定量的データに基づいて検証できるように事業の中に織り込んでおく取組が、重要である。そのような改善もかなり見られるが、まだ十分とはいえない。また、教育事業には必ずしも数値目標・指標がなじまないものも多いが、都民への報告書という観点から、主な成果指標と目標値を、段階的にでも公表(掲載)することが、執行状況の自己点検としてふさわしいと考える。

# 小林 治彦(東京商工会議所理事)

東京都教育委員会におかれては、平成30年度も多岐にわたる事業を展開されている。報告書を拝見し、意義深い事業も多く見受けられたが、中でも「ゆめなびプロジェクト」と「合同防災キャンプ」の2事業が、非常に素晴らしい取組であると感じられた。

「ゆめなびプロジェクト」については、学力の定着、教科指導の充実により、「学力不信による中退者数」の大幅な減少につながったということで、非常に大きな成果を上げている。将来ある子供たちが勉強で行き詰まり、その後の進学、就労というステップを順調に踏むことができないということは、本人にとっても社会にとっても大きな損失である。そうした意味で、中退者数の大幅な減少という成果は大変意義深いものであり、高く評価したい。同事業では、キャリア教育にも積極的に取り組んでいただいており、産業界としてありがたく感じるところである。

次に、「合同防災キャンプ」については、毎年 100 名程度、ここ 3 年で 300 名ほどが防災士の資格取得に至っているとのことである。特に教員の方も毎年同資格を取得しており、日頃の防災教育にも生かされていると伺っている。こうした取組が、将来実際に災害が発生した際に本人の命だけでなく、周囲の多くの人々の命を救うことになる。ひいては東京の防災力向上につながる取組であり、大変有用な事業であると感じた。地道な取組ではあると思うが、是非継続して取り組んでいただきたい。

続いて、今後更に取組を加速していただきたい事業として、3点申し述べたい。

1点目は教員の「働き方改革」についてである。教育の担い手である教員の人材確保は我が国の将来を左右する重要な課題だが、教員採用候補者選考の倍率低下が深刻である。教育界に限らず、産業界でも人手不足は大きな課題となっているが、有用な人材を獲得するためにも、「働き方改革」によって魅力ある職場をつくることが不可欠である。是非、東京都教育委員会が我が国教育界の「働き方改革」をリードするという気概をもって、前向きに取り組んでいただきたい。

2点目は「外国人生徒に対する教育環境の整備」である。在留外国人数は近年、 増加傾向にあり、その多くが東京都に在住している。さらに本年4月から新たな在 留資格「特定技能」が創設され、人手不足が深刻な中小企業からも外国人材に対す る期待の声が高まっている。日本で働く外国人材が安心して働ける環境の整備に向 けても、在京外国人生徒の募集枠を引き続き拡大できるよう努めていただきたい。

3点目はオリンピック・パラリンピック教育の推進である。パラスポーツの講習会やボッチャ大会等に取り組んでいただいているが、東京全体としても盛り上げ機運がまだ十分ではないと感じている。2020年大会まで、既に1年を切っていることから、これまで以上に各学校で積極的な取組を期待したい。

東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱 20 教総政第 135 号 平成 20 年 6 月 12 日 教育長決定

(目 的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定に基づき、東京都教育委員会(以下「委員会」という。)が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、都民への説明責任を果たし、都民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

# (定義)

- 第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定める とおりとする。
  - 一 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめる ことをいう。
  - 二 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、 今後の取組の方向性を示すことをいう。

# (点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価の対象は、毎年度策定する「東京都教育委員会の基本方針に基づく主要施策」とする。

# (点検及び評価の実施)

- 第4条 点検及び評価は、前年度の「東京都教育委員会の基本方針に基づく主要施策」 の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1 回実施する。
- 2 点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を 図るものとする。
- 3 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。
- 4 委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、 東京都議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

# (学識経験者等の知見の活用)

第5条 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。

# (委 任)

第6条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

#### 附則

- この要綱は、平成20年6月12日から施行する。
- この要綱は、平成27年6月26日から施行する。

# 令和元年度 東京都教育委員会の権限に属する事務の管理 及び執行の状況の点検及び評価(平成30年度分)報告書

令和元年9月発行

編集・発行 東京都教育庁総務部教育政策課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電 話 (03) 5320-6708